

号数	27 号(前方後円墳)		図説	
通称	猪の塚			
所在地	大字本庄字宗仙寺			
指定当時の 地番／地目・地積	4147／山林 495.0 m ² 4148／山林 495.0 m ²			
現在の地番	4147-1、4147-2、4148-1、4148-2			
現況写真				
				
南側からの全景		北側斜面		南側斜面
				
石碑		墳丘南西部		北側の標柱
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	丘上はカシ、椎、杉等の雑木林で覆われ、周囲畑地(但し北荒地)の関係上多少堀削のあともあるが殆んど原形を保っている。高さ前方 4.35m 中央 3.6m 後円 4.5m 墳丘面積 1,237.5 m ² 。		
	昭和 55 年 保存調査	26 号(てんの塚)と同じく中期の前方後円墳でほぼ完形を保っている。東面畑、西は宅地、南面が畑、北は竹林となり保存環境はよい。墳丘は杉林となっている。後円部巾約 32.0m、前方部巾約 31m、くびれ部巾 30.0m、長径約 47m。		
	平成 15 年 調査	現状では目立った削平は見られないが、昭和 9 年の調査記録と比較した場合では西側が削平されている。墳丘全体は杉林状態。周囲は畑、民家。		
史跡の現状		平成 24 年に墳丘上の杉林を皆伐している。南側に崩落の形跡がみられる。その他は平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。		
墳丘上の樹木・構造物		墳丘全体にスギの切株が残り、周縁部に地下式横穴墓の調査を記念した、当時の小さな石碑が置かれている。		
これまでに検出された 遺構・遺物		江戸時代寛政年間に、地下式横穴墓より甲冑、画文帯神獣鏡等が出土したという記録あり。		



土地所有区分図



土地利用状況図

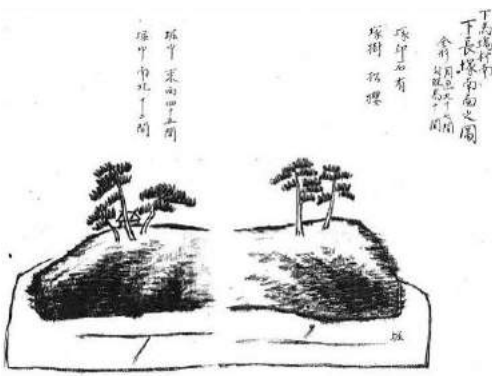
号数	28 号(前方後円墳)		図説	
通称	前堀塚			
所在地	大字本庄字宗仙寺			
指定当時の 地番／地目・地積	4131／山林 495.0 m ² 4132／山林 495.0 m ²			
現在の地番	4131-1、4132、4131-2 を含む筆界 未定地の一部			
現況写真				
				
北西方向からの全景			墳丘頂部	
				
墳丘南側				
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	周囲は大部分桑畑、この塚を前堀塚と称するのは南面の畑の一部があたかも濠のような格好をしているためであろう。くびれ部に於て3段、前方部で2段をなす点の本町の古墳に例を見ない。高さ後円部 5.58m、中央 5.1m、前方部 5.76m、墳丘面積 1,389.3 m ² 。		
	昭和 55 年 保存調査	本庄小学校運動場東南隅を前方部として接している。前方、後円ほぼ同高の後期の型に属する前方後円墳であり、前方部の巾が後円部よりやや広がりを見せる。東は民家が2棟接近して建てられているが、西面は運動場、南側民家1棟と畑、北も畑となっている。基底径 35.0m。		
	平成 15 年 調査	西側、東側は削平され、特に小学校グラウンドに隣接している西側の削平が著しい。北側には小道がある。		
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。		
墳丘上の樹木・構造物		墳丘頂部に石柱が置かれている。		
これまでに検出された 遺構・遺物		なし		

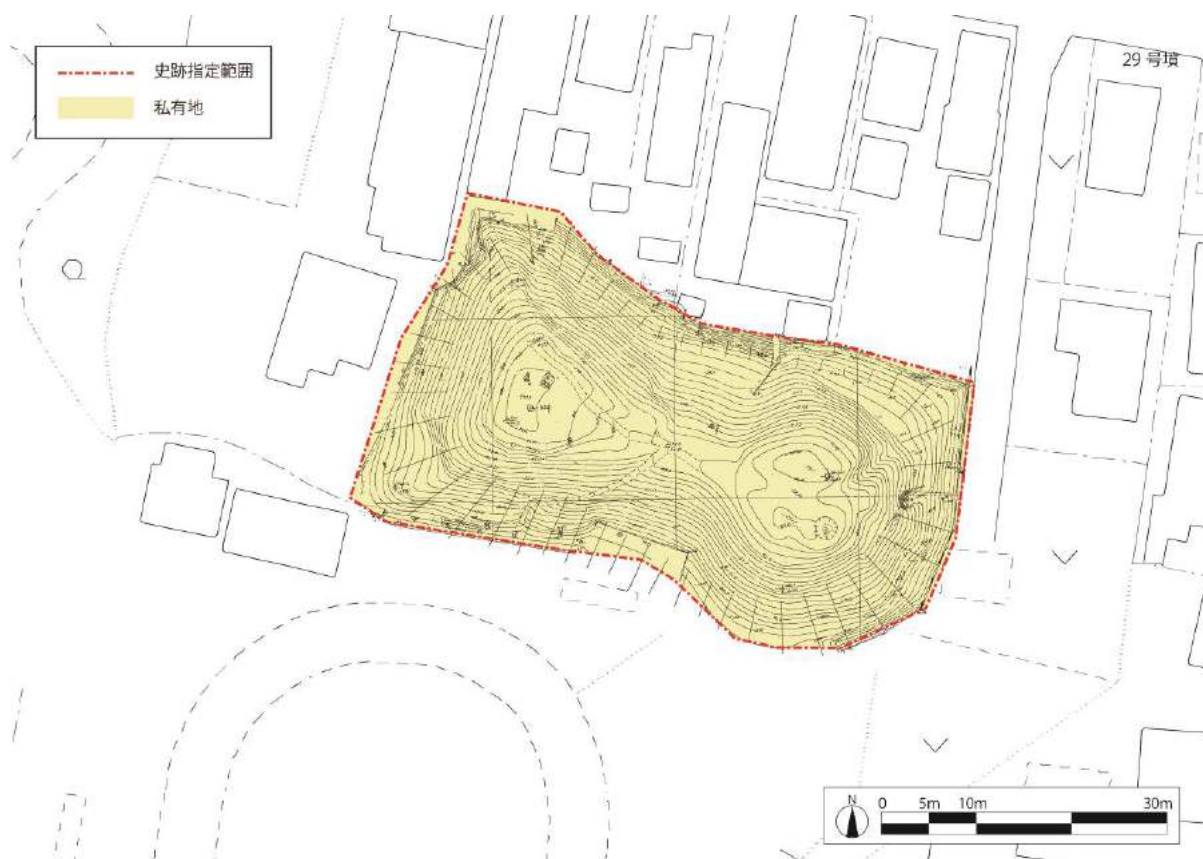


土地所有区分図

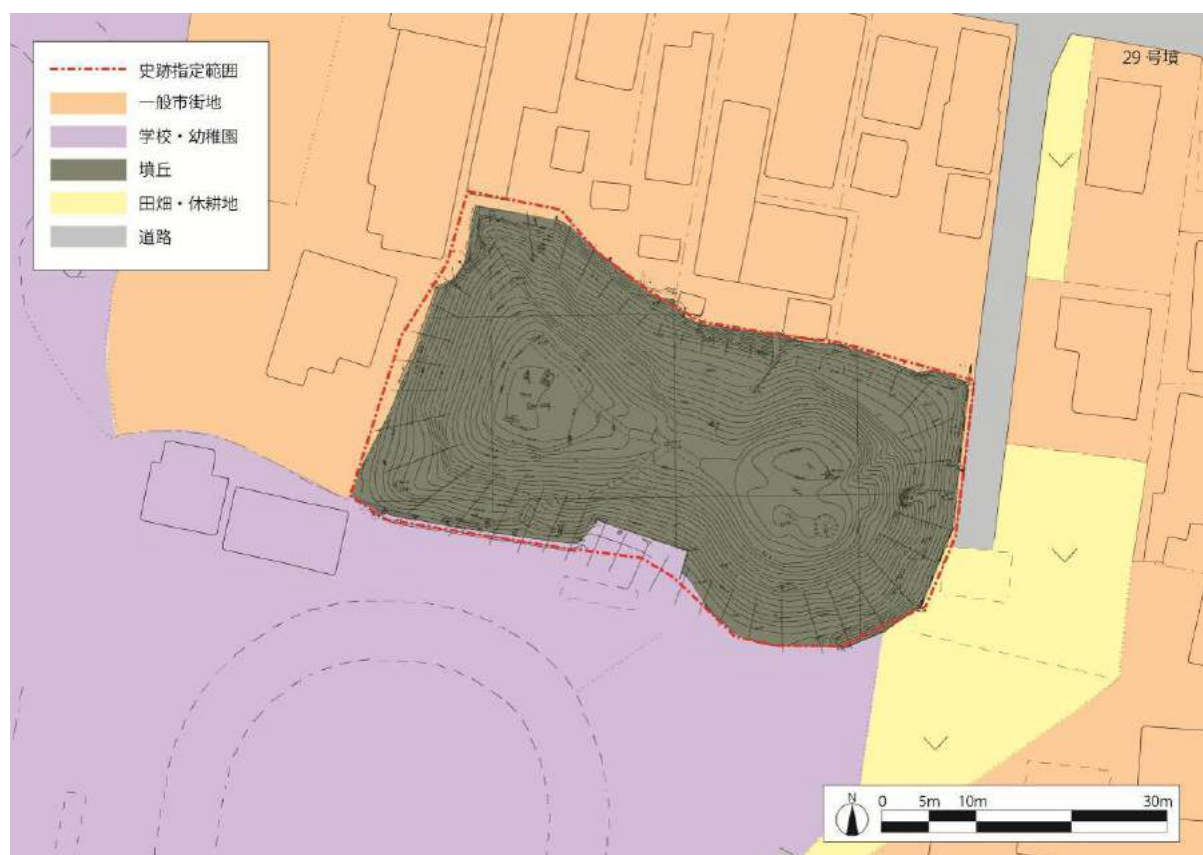


土地利用状況図

号数	29 号(前方後円墳)		図説			
通称	下長塚					
所在地	大字本庄字下馬場					
指定当時の 地番／地目・地積	4466／原野 1,999.8 m ²					
現在の地番	4466					
現況写真						
						
南側全景			隣接する民家		崩落防止ネット	
						
南側斜面			墳丘頂部		出土した円筒埴輪の破片	
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	塚上に老松 4 株、北、宅地、南、東、西は畑、南西の一部は本庄小学校校庭に接している。四周いずれもかなり削られているが、北西隅において特に甚だしい。しかし墳丘にはなんら人工を加えた形跡はない。高さ後円部 6.8m、中央 6.3m、前方部 6.6m、墳丘面積 1,551.0 m ² 。				
	昭和 55 年 保存調査	本庄小学校運動場の東北隅に接している。前方、後円の高さほぼ同じ。指定時の老松はなく、前方部の頂に小祠を建てている。東は畑、西に民家隣接、北は本庄旧道に沿った商店街、南は運動場となっている。基底の長さ約 60.0m。後円部巾 30m、前方部巾約 33m、くびれ部巾 26m。				
	平成 15 年 調査	東部は畑、北部は民家、南部と西部は小学校のグラウンドに面している。元は前方後円墳のようであるが、削平され、かろうじて南側のみほぼ原形を保つ。南部の頂上には石碑が 2 体存在。				
史跡の現状		西側の民家に近接する部分の崩落が顕著になってきたため、崩落防止の保護ネットを敷設している。住宅との距離が非常に近い為、今後も崩落等に対する対応が生じる可能性が高い。平成 27 年度、墳丘上の木を伐採した。				
墳丘上の樹木・構造物		墳丘頂部に石碑が 2 体置かれ、全体に高木及び灌木がまばらに植生している。				
これまでに検出された 遺構・遺物		Ⅲ期の円筒埴輪片、葺石等（H25 に前方部の一部に行った発掘調査で検出）				



土地所有区分図



土地利用状況図

号数	30 号(円墳)	図説	
通称	濱の面塚		
所在地	大字本庄字宗仙寺		
指定当時の 地番／地目・地積	4103／山林 49.5 m ² 4104／山林 49.5 m ²		
現在の地番	4103		
現況写真			
			
墳丘全景		墳丘頂部の標柱	墳丘北東面の土留め
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	四面甚だしく切立てられ、原形不明。墳丘上も平にして松、イチイガシ、タブ等数株いずれも目通り 1 m 以上。高さ 1.8m、墳丘面積 320.1 m ² 。	
	昭和 55 年 保存調査	本庄小学校運動場の南西隅に所在する。四面の堀削の状態は指定時と同じであるが墳上の樹木はない。もともと自然の丘陵の上に築造されたものか、切り立てられた北面断層に自然層が歴然と現われている。東、運動場、西、北面は校庭として使用されている。東西径約 20m、南北径 15m。	
	平成 15 年 調査	東側、北側はえぐられたように削平されている。西側も削平あり。南側は崖へと続く傾斜面。小学校内にあり、グラウンドに面している。墳丘北側には、松が植えられている。	
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。	
墳丘上の樹木・構造物		墳丘上にタンク小屋があり、北側にはマツが植栽されている。	
これまでに検出された 遺構・遺物		なし	

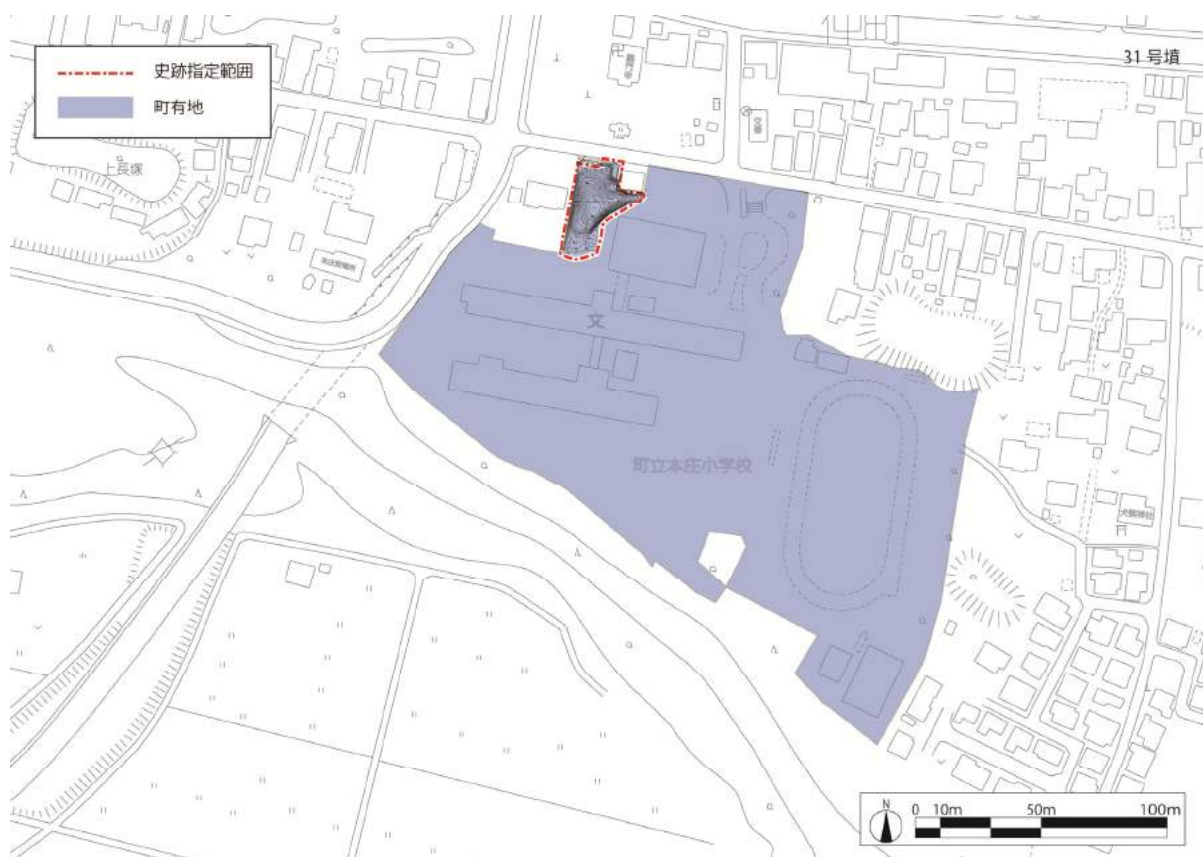


土地所有区分図



土地利用状況図

号数	31 号(円墳)	図説	
通称	京塚		
所在地	大字本庄字宗仙寺		
指定当時の 地番／地目・地積	4055-イ／原野 217.8 m ²		
現在の地番	4055-イを含む筆界未定地		
現況写真			
			
墳丘全景		墳丘上の石柱	
			
小学校敷地からみた墳丘東側		敷地北東側の建築物	
指定当時及 び調査経過	指定当時の 状況	本庄小学校講堂建築のため南部を切り、町役場新築の際に西側を整理したために古墳と認められない程に原形を損じている。原形は古記録により推して円墳と思われる。高さ 3.4m、墳丘面積 486 m ² 。	
	昭和 55 年 保存調査	本庄小学校体育館(元講堂)の北側に接し、北は本庄旧道に面し、南は小学校校庭、西は東諸県農業共済組合の事務所に囲まれ指定当時のままの状況である。現状の墳丘東西約 25m、南北 35m で本来は壮大な円墳であったことが想像される。	
	平成 15 年 調査	丘上の削平がないので、円墳の形は認められるが、四周の削平は著しい。墳丘上には、サクラの木が植えられている。西側はブロック積されている。	
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。	
墳丘上の樹木・構造物		墳丘上にサクラが植栽され、切株や石碑、灌木の植栽も見られる。	
これまでに検出された 遺構・遺物		裾部の地下式横穴墓より甲冑等が出土	



土地所有区分図



土地利用状況図

号数	32 号(円墳)	図説	
通称	—		
所在地	大字本庄字義門寺		
指定当時の 地番／地目・地積	4512-乙／原野 171.6 m ²		
現在の地番	4512-10		
現況写真			
西側全景		東側全景	
指定当時及 び調査経過	指定当時の 状況	仲町部落大將軍社の北東にこの塚の西端が接している。以前は相当大なる墳丘であったように思われるが、東北両面畑地であるため削りとられて原形を知ることができない。東北西の三面は基底面に垂直に切り取られ、南方のみ斜面をなしその周囲に小竹を生ず。高さ 1.89m、墳丘面積 141.9 m ² 。	
	昭和 55 年 保存調査	墳丘の径東西約 12m、南北 16m ある。高さ約 2.1m、東側は宅地の庭となっているが西、北面に住宅が建てられている。	
	平成 15 年 調査	四周全て削平され、ブロックが積まれ方形となっている。墳丘上の植え込みは東辺にツツジ等の小木のみ。西側の段差は墳丘の土の流れ込みと思われる。	
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。	
墳丘上の樹木・構造物		墳丘上の構造物は標柱のみで、周縁部の一部に小木が植栽されている。	
これまでに検出された 遺構・遺物		なし	

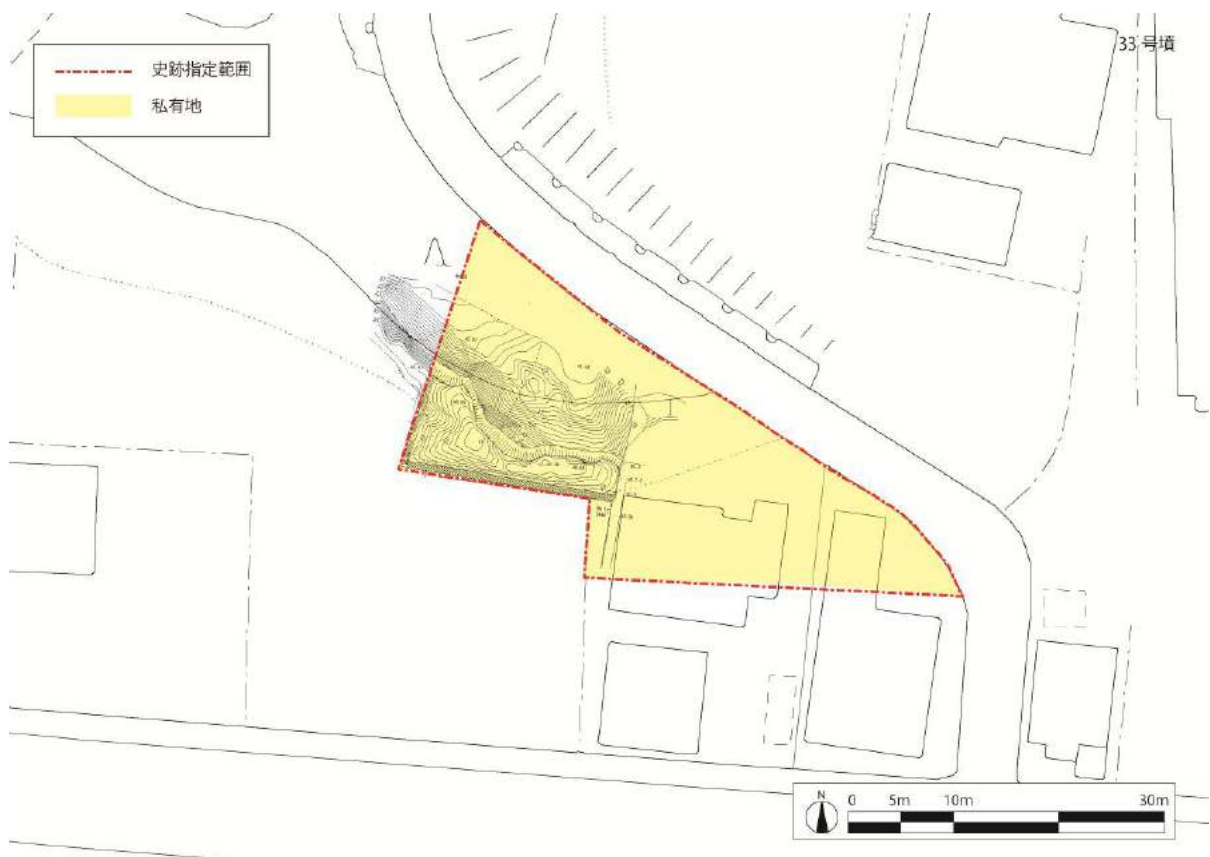


土地所有区分図



土地利用状況図

号数	33 号(前方後円墳)		図説	
通称	鎧塚			
所在地	大字本庄字義門寺			
指定当時の 地番／地目・地積	4482／山林 445.5 m ² 4502／山林 198.0 m ²			
現在の地番	4482-1、4502-2、4502-6			
現況写真				
				
墳丘北側			墳丘南側	
				
墳丘の南面			墳丘南側	
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	塚上一面に椎、北面は断崖、次第に崩壊し基底の北部約 3 分の 1 は既に破損している。危険で詳細を知ることができない。		
	昭和 55 年 保存調査	北面は現在も断崖、南側に古墳に接して住宅が建てられている。現状の墳丘は東西径約 20.0m、南北は西端が 8.0m、中央部 6.0m、東端が 3m である。高さ約 4m ある。墳上竹その他雑木が密生している。		
	平成 15 年 調査	北側の崩壊著しい。西側に登り口あり、その部分はU字形にくぼんでいる。四周の削平のため、前方後円墳であったという原形は何もない。		
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。		
墳丘上の樹木・構造物		墳丘上に樹木や工作物はほとんどないが、北側の崩壊した部分に竹等の雑木が密生している。		
これまでに検出された 遺構・遺物		北面の地下式横穴墓より甲冑、鉄刀等が出土したという記録あり。		

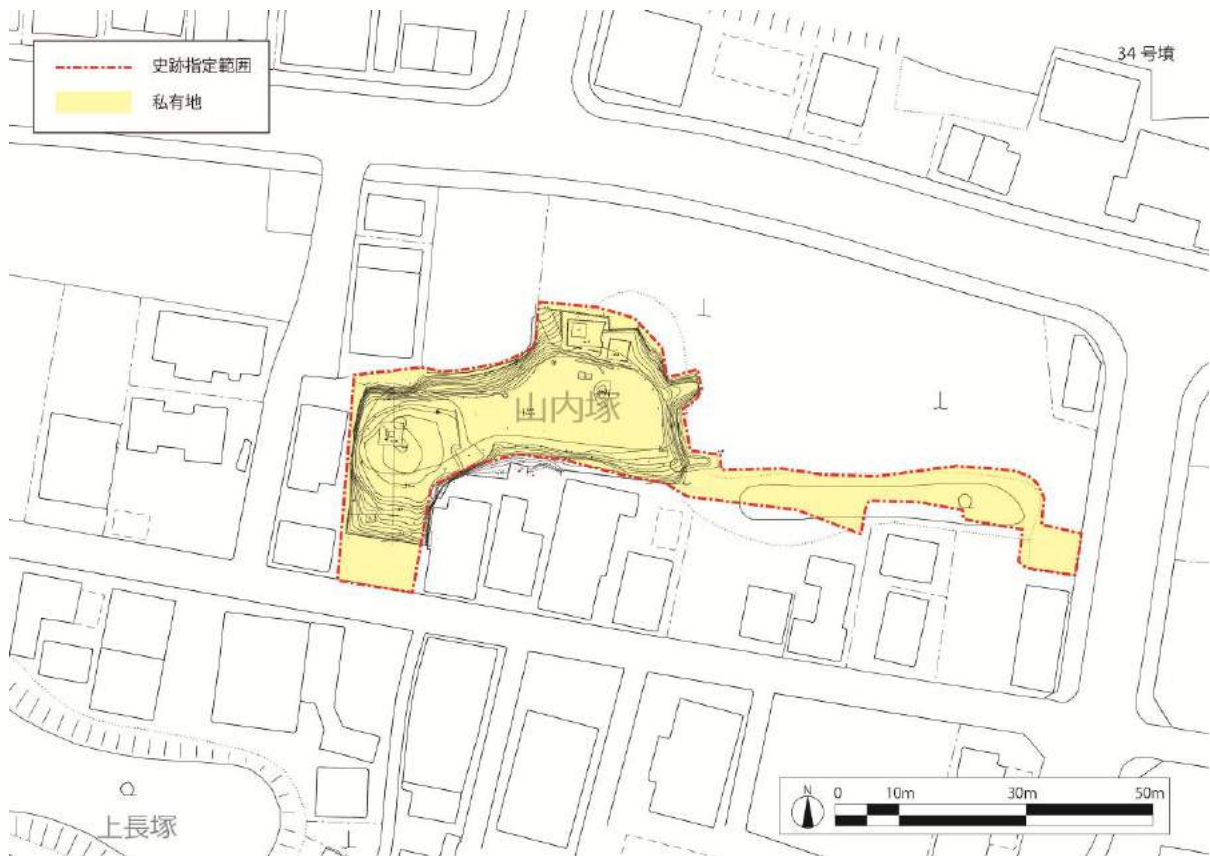


土地所有区分図



土地利用状況図

号数	34 号(前方後円墳)	図説	
通称	義門寺山内塚		
所在地	大字本庄字北神ノ原		
指定当時の 地番／地目・地積	4834-3／山林 1,580.7 m ²		
現在の地番	4834-5		
現況写真			
墳丘西側		北側に隣接する駐車場	北側からのアプローチ路
墳丘上西側を望む		墳丘上東側	力士・竹縄大八郎の供養塔
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	義門寺山内にあり、丘上西部に日露戦役記念碑及び招魂碑が建っている。西方南部は道路に接し、石階あり、丘上は2段に分れ西方部高く東北部低く其の差1尺余、いずれも平面。高さ1.8m、墳丘面積1,108.8 m ² 、長径約57m。	
	昭和55年 保存調査	指定当時の状況から殆んど変わっていないと思われる。東は義門寺墓地に接し、西、南側に住宅北側も墓地とその一角に福祉施設「しらたま」が建っている。	
	平成15年 調査	四周全て削平されている。特に、南西部は垂直に削られていて、原形を留めていない。2、3本の松が墳丘上に生えている。古墳西側には、倒壊した石碑群が存在。	
史跡の現状		墳丘斜面に樹木がみられる。特に西側はまとまった樹林となっている。削平状況は平成15年調査に記載されているように激しいが、直近で大きな削平は確認できない。	
墳丘上の樹木・構造物		墳丘上に戦没者慰霊碑や供養塔が置かれ、石柱が設置されているほか、斜面等の一部に高木・灌木の植栽が見られる。	
これまでに検出された 遺構・遺物		なし	

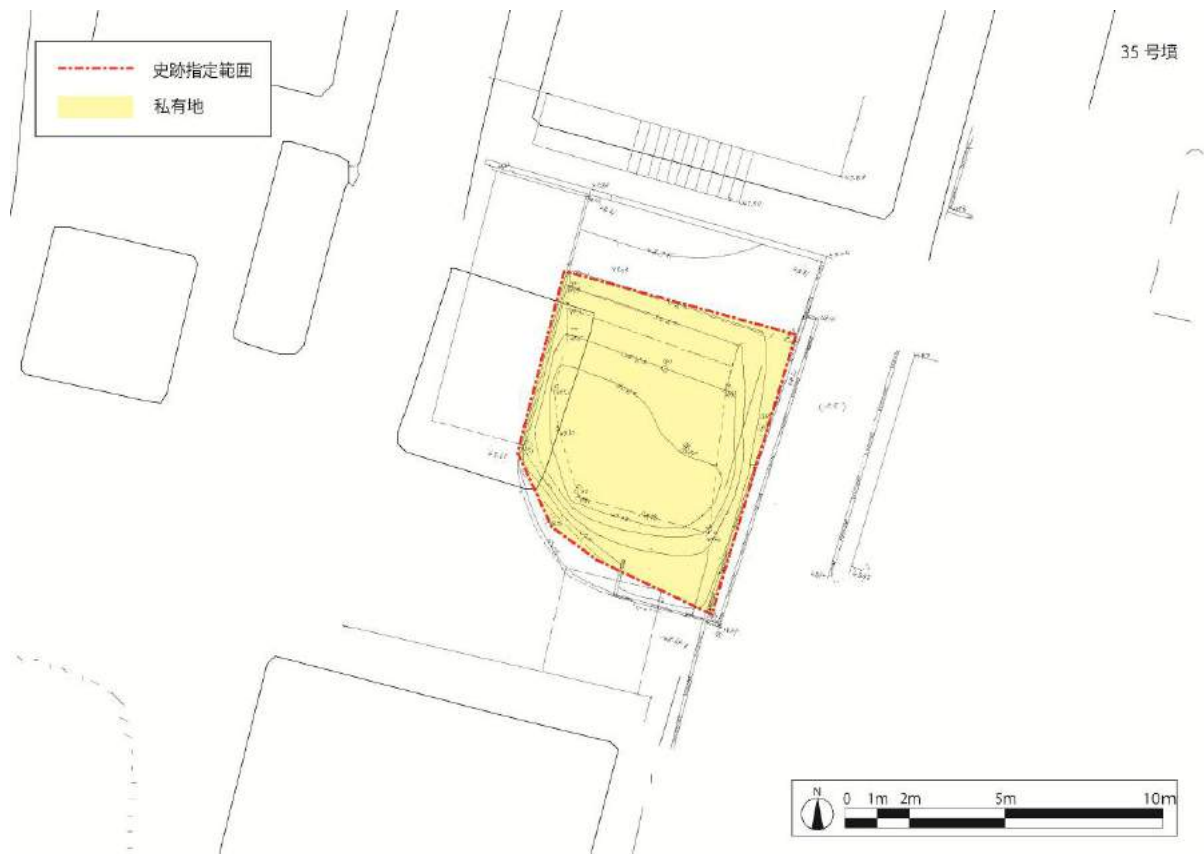


土地所有区分図

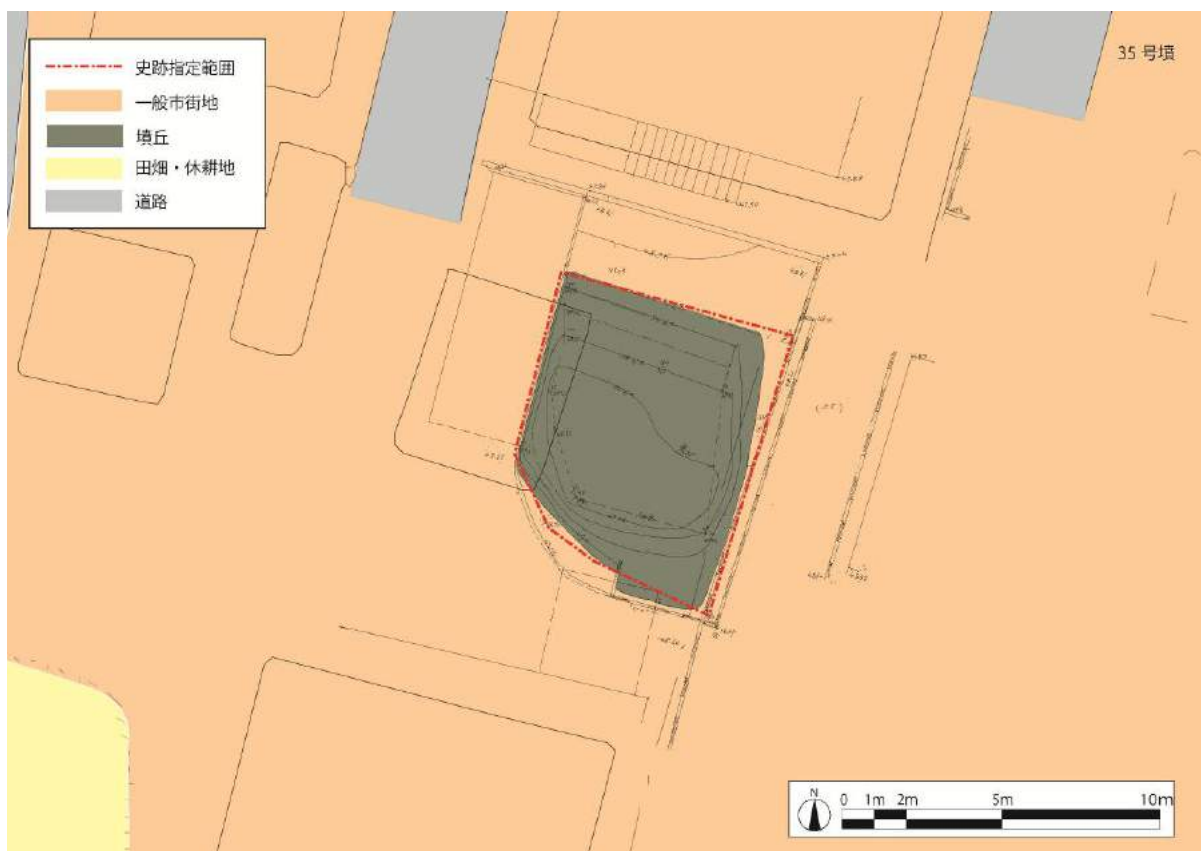


土地利用状況図

号数	35 号(円墳)	図説	
通称	馬塚		
所在地	大字本庄字宗仙寺		
指定当時の 地番／地目・地積	4049-乙／原野 112.2 m ²		
現在の地番	4049-4		
現況写真			
			
標柱		墳丘全景	墳丘全景
			
墳丘全景			
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	日向中央銀行本庄支店裏にある。高さ東 1.2m、西 1.5m、墳丘面積 72.6 m ² 。	
	昭和 55 年 保存調査	四周民家に固まっている。径、東西約 10.0m、南北 12m。	
	平成 15 年 調査	四周削平され、ブロック塀で囲われている、ほとんど民家の築山のような状態で、原形が損なわれている。	
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。民家の花園となっている。	
墳丘上の樹木・構造物		墳丘全体が民家の庭となっており、園芸植物が植栽されている。	
これまでに検出された 遺構・遺物			



土地所有区分図



土地利用状況図

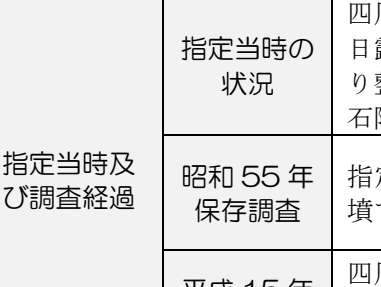
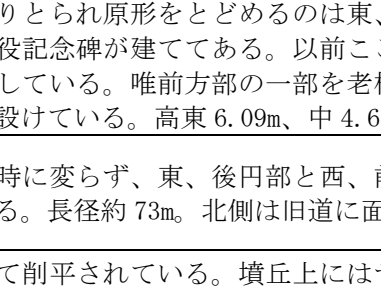
号数	36 号(前方後円墳)		図説	
通称	千貫塚			
所在地	大字本庄字宗仙寺			
指定当時の 地番／地目・地積	4069／山林 217.8 m ²			
現在の地番	4069			
現況写真				
				
墳丘全景			墳丘全景	
				
墳丘北側			北西部斜面	
				
墳丘北側			北東部斜面	
指定当時及 び調査経過	指定当時の 状況	配電所機械室に接してその西に位置する。その建築により東西を切りとられ、北西両面は畑にして同じく切りとられて原形をとどめていない。断崖は垂直にして南面は高岡へ通ずる県道に臨み断崖をなしている。高さ 2.15m、墳丘面積 379.5 m ² 。		
	昭和 55 年 保存調査	指定当時の状況のとおり南面断崖にして北、西面に住宅が建てられ墳丘への接近も困難な状況にある。墳丘の現状は東西経約 16.0m、南北 20m、高さ約 4.1m。		
	平成 15 年 調査	四周削平されており、特に北側と、変電所に面した東側の削平が著しい。墳丘上には 7 本のサクラが植樹されているが、枯れかかっているものもある。南面は下の県道に向けて崖になっている。		
史跡の現状		平成 15 年に確認された墳丘上のサクラが伐採されている。昭和 9 年の調査報告では「前方後円墳 (?)」との記載があり、築造当時の墳丘の形状については今後確認していく必要がある。		
墳丘上の樹木・構造物		頂部に石柱が置かれている他、伐採されたサクラの切株が残っている。		
これまでに検出された 遺構・遺物		なし		



土地所有区分図

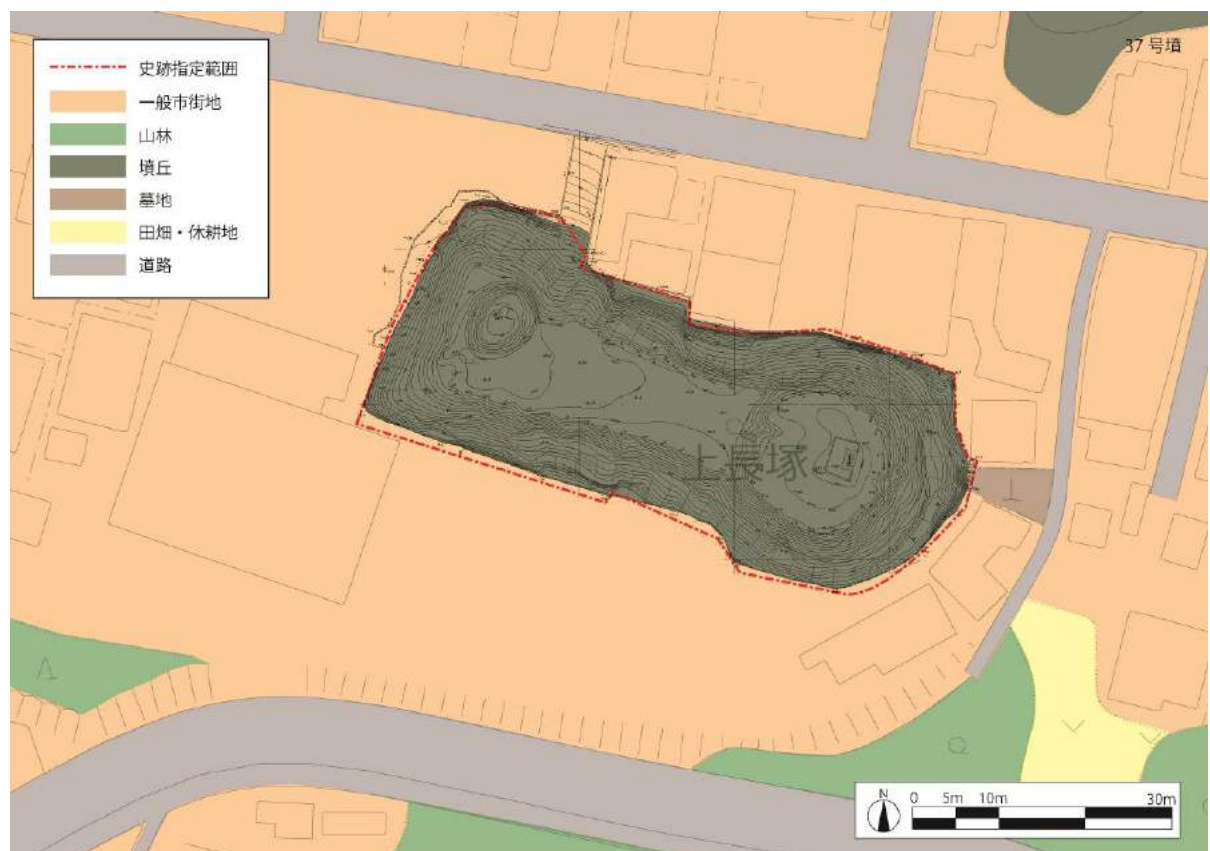


土地利用状況図

号数	37 号(前方後円墳)		図説	
通称	上長塚			
所在地	大字本庄字南神ノ原			
指定当時の 地番／地目・地積	4045／原野 1,791.9 m ²			
現在の地番	4045			
現況写真				
				
墳丘西側			墳丘北側	
				
頂部の石柱（「上長塚」の名称）			表採された円筒埴輪	
				
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	四周削りとられ原形をとどめるのは東、南の斜面の部分だけ。後円部上には日露戦役記念碑が建ててある。以前ここで祭典を執行したため墳上全体に亘り整地している。唯前方部の一部を老松を中心として残す。前方部北側には石階を設けている。高東 6.09m、中 4.68m、西 6.42m、墳丘面積 2,362.8 m ² 。		
	昭和 55 年 保存調査	指定当時に変わらず、東、後円部と西、前方部の高さほぼ同じ高さの前方後円墳である。長径約 73m。北側は旧道に面する商店街で四周人家が囲んでいる。		
	平成 15 年 調査	四周全て削平されている。墳丘上にはサクラ等の植樹。東部には果樹の植え込み、北西部には一部崩壊が見られる。北西側と北側に登り口があり、その部分がU字形にくぼんでいる。		
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。		
墳丘上の樹木・構造物		頂部に戦没者慰霊碑が建てられ、その周囲を中心にサクラ等が多く植樹されている。		
これまでに検出された 遺構・遺物		円筒埴輪、蓋形埴輪の立飾部分（表採）		

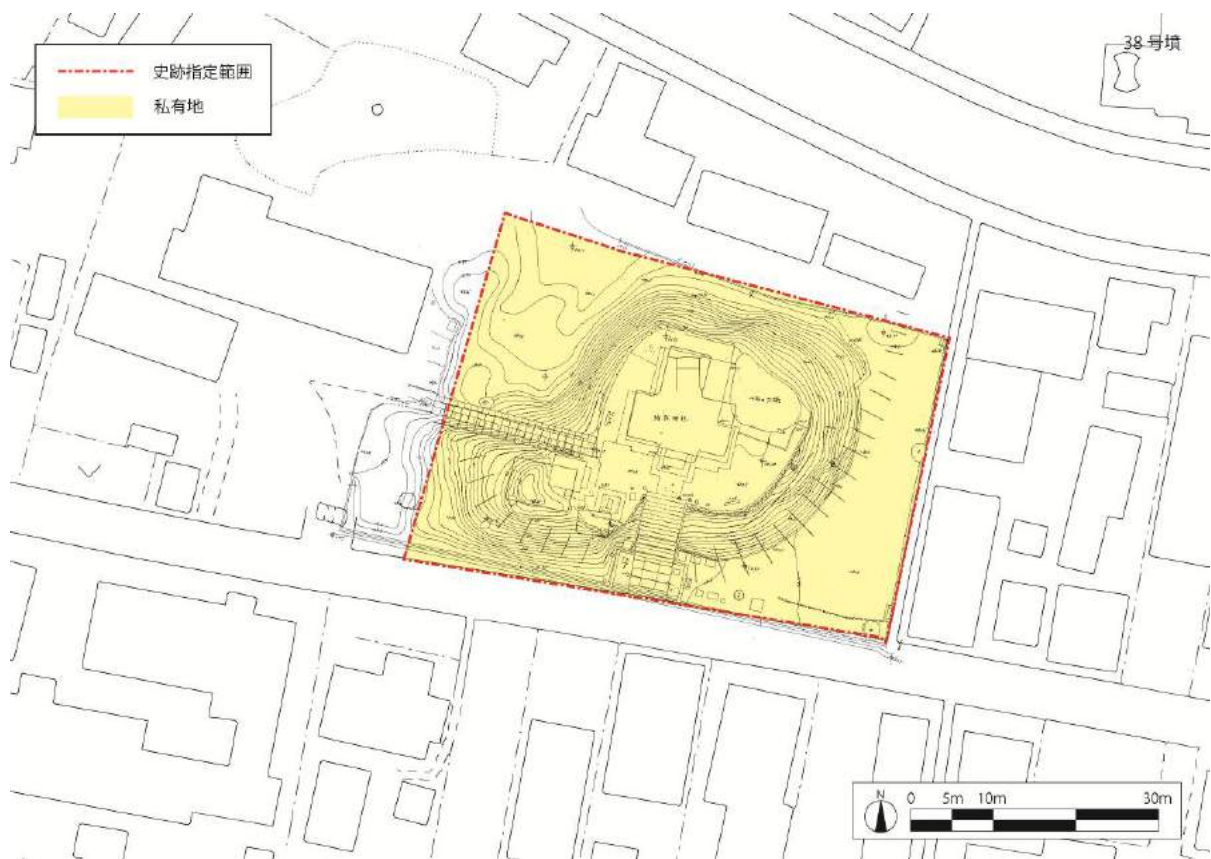


土地所有区分図



土地利用状況図

号数	38 号(前方後円墳)		図説			
通称	剣塚					
所在地	大字本庄字北神ノ原					
指定当時の 地番／地目・地積	4845／神社敷地 1125.3 m ² (地番 4845 のうち 341 坪との記載)					
現在の地番	4845					
現況写真						
墳丘東側			県道と旧道をつなぐ東側の通路		神社入り口	
南側全景			墳丘の頂部と標柱		説明版	
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	原形は不明であるが現状から推して西向きの前方後円墳と思われる。墳上に 剣柄神社と国造社がある。高さ 3.96m、西 5.76m、墳丘面積 1,155.0 m ² 。				
	昭和 55 年 保存調査	指定当時より変化なし。南、旧道に接し、西に社務所が建つ。東は旧道より 新道への通路。墳丘現状は中央部の東西約 40m、南道路に面して約 60m。				
	平成 15 年 調査	元は前方後円墳であったと推察できるが、現在はその原形を留めていない。 墳丘上は削平され、稲荷神社が建っている。柵、階段、社などの構築物が多い。 本社の北東側にクスノキの巨木が生育している。				
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。				
墳丘上の樹木・構築物		墳丘上に稲荷神社の社殿があり、柵、階段、鳥居等の構築物が多く配置され ている。北東部にあるクスノキの巨木をはじめ、樹齢の古い樹木も多い。				
これまでに検出された 遺構・遺物		なし				



土地所有区分図



土地利用状況図

号数	39 号(前方後円墳)		図説			
通称	丸山塚					
所在地	大字本庄字十日町					
指定当時の 地番／地目・地積	6886-イ／畑 739.2 m ² 6886-ロ／山林 452.1 m ² 6890-イ-1／宅地 1,006.5 m ²					
現在の地番	6886-1、6886-2					
現況写真						
						
墳丘東側			東側斜面		墳丘北側	
						
墳丘西側の竹林			墳丘南側の社		墳丘上のブロック塀	
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	後円部は北、東、西畑地のため一部堀削されているが、その他は通路、荒地、墓地等にて大して原形を損じているとは思われない。前方部西端は里道に接し幾分削去されている。後円部頂に氏神堂が建てられている。高さ東 6.3m、中 4m、西 6.0m、墳丘面積 1,013.1 m ² 。				
	昭和 55 年 保存調査	東側は田部歯科医院の敷地に接し、西南に田部家墓地、南側に畑、北は旧道に沿う十日町の住宅が密集している。東西径約 50.0m、南北 35.0m、高さ約 7.3m。				
	平成 15 年 調査	周囲は削平を受け、特に前方部の変形が著しく、墳丘上にブロック塀が設置されている。西～南西部は雑木林になっていて、南西部分の境界は判然としない。				
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。				
墳丘上の樹木・構造物		頂部に祠と石碑が置かれ、西側の斜面の一部は雑木林となっている。				
これまでに検出された 遺構・遺物		V 期の円筒埴輪（表採）				

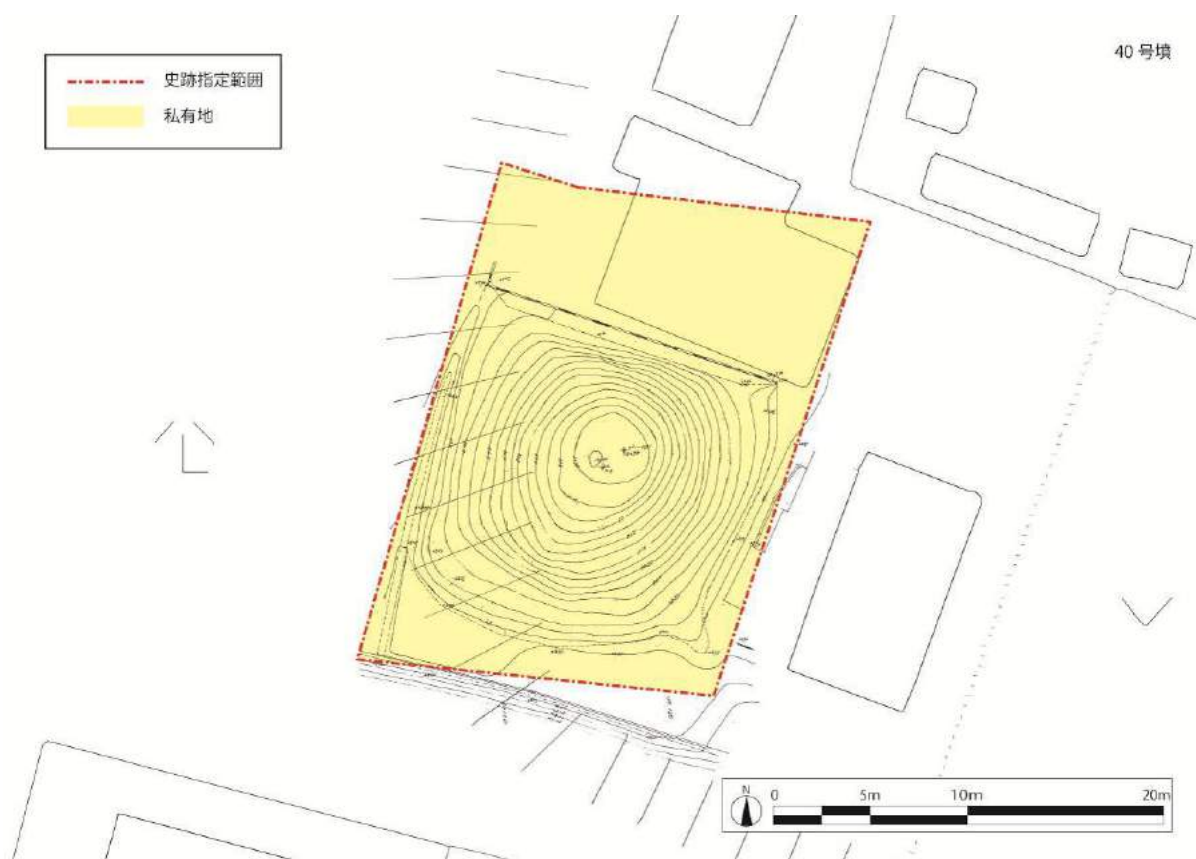


土地所有区分図

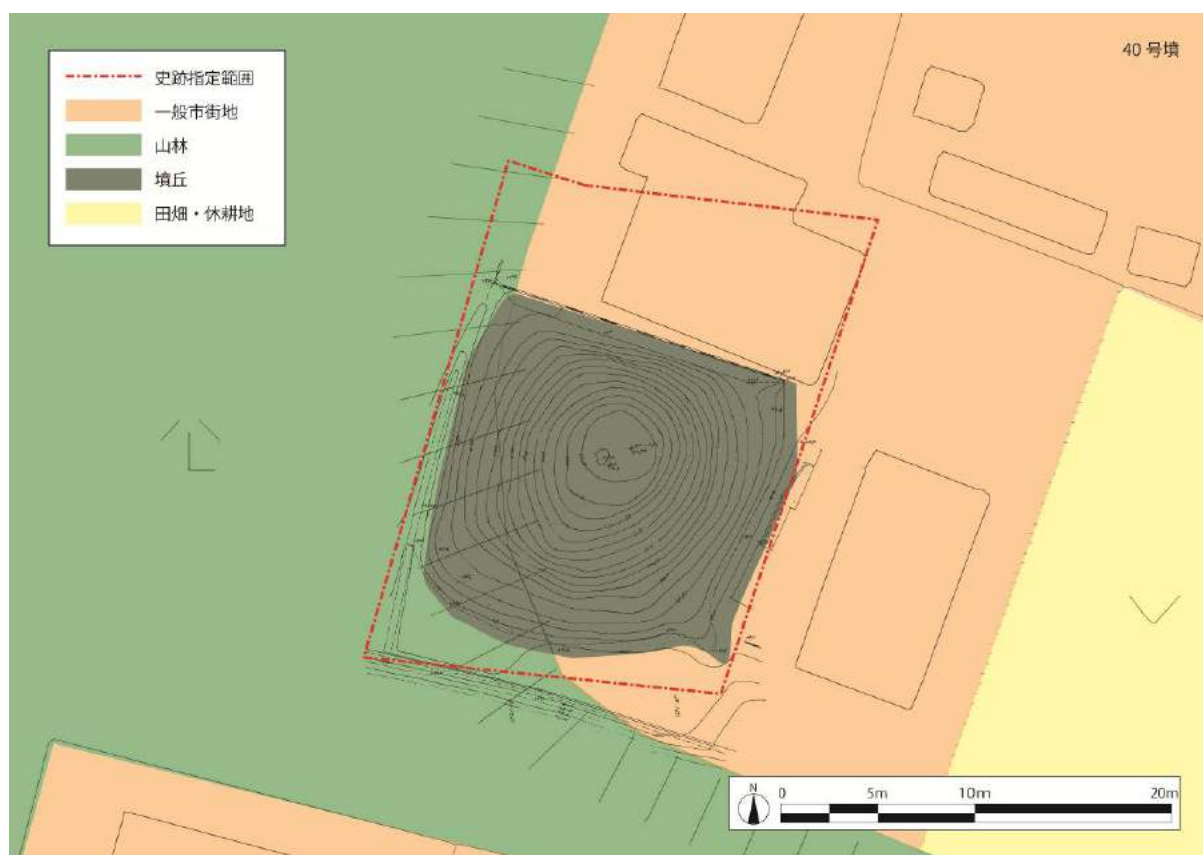


土地利用状況図

号数	40 号(円墳)	図説	
通称	恵比須屋敷裏塚		
所在地	大字本庄字十日町		
指定当時の 地番／地目・地積	6870-乙／山林 297.0 m ²		
現在の地番	6870-1、6870-2		
現況写真			
			
墳丘全景（北側より）		墳丘東側斜面	墳丘頂部と標柱
			
北側のブロック塀		東側からのアクセス路	
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	墳丘全面モウソウ竹に覆わる。人家裏の山林中に位置し人の行くこと稀な所であるから殆んど完全に保存されている。高さ 3.6m、周囲 2,545m、墳丘面積 165 m ² 。	
	昭和 55 年 保存調査	墳丘の竹林はなく完全な円形を呈している。東は宅地で人家が接しているが、西は竹林となり、北側の墳裾に人家のブロック塀(高さ 50cm)で古墳との境界を区切っている。南面は竹藪となり数メートルで崖となっている。径 18.6m。	
	平成 15 年 調査	北側にやや削平が見られるが、それ以外の箇所については、ほぼ原形を保っている。民家の入り組んだ所にあり、アクセスするためには民家の庭を通る必要あり。南側は崖になっている。	
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。	
墳丘上の樹木・構造物		斜面に灌木が数本植栽されている。	
これまでに検出された 遺構・遺物		なし	

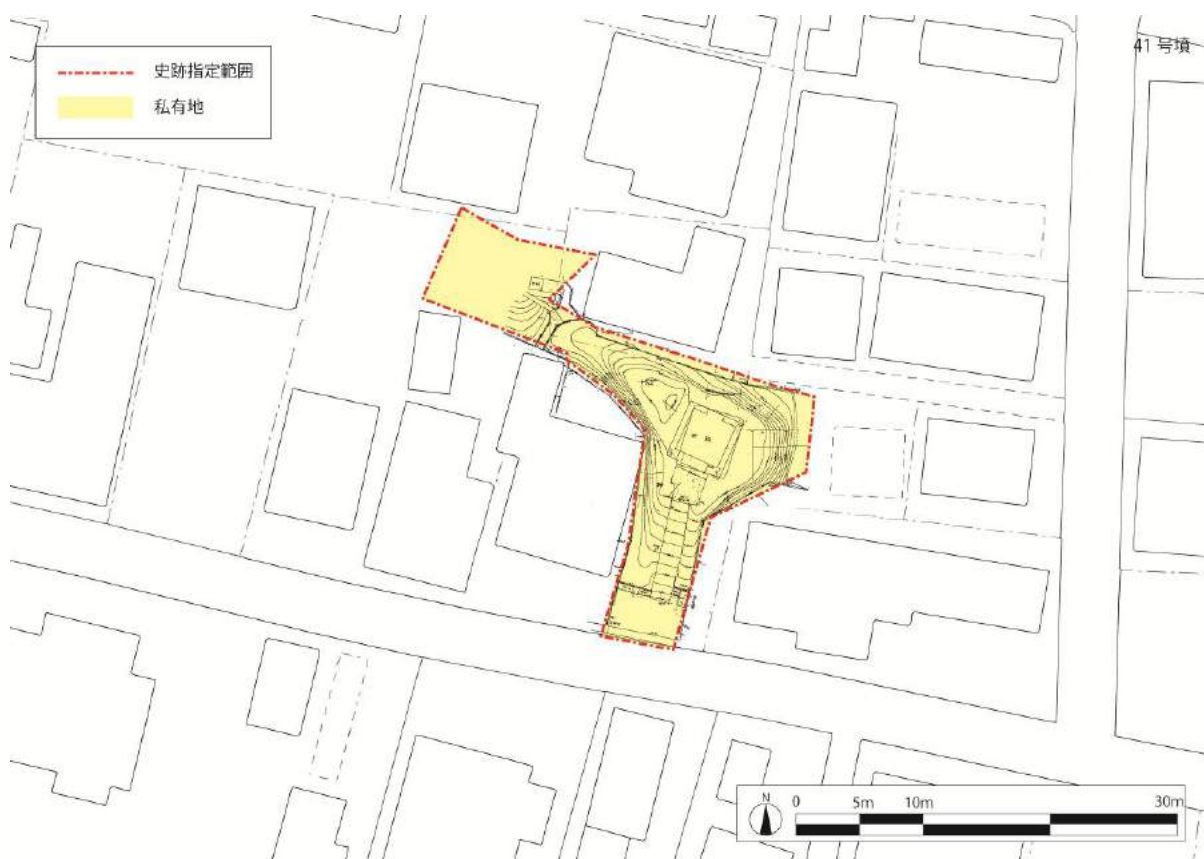


土地所有区分図



土地利用状況図

号数	41 号(前方後円墳)		図説	
通称	くつわづか 轡塚			
所在地	大字本庄字十日町			
指定当時の 地番／地目・地積	6906／山林 396.0 m ²			
現在の地番	6906			
現況写真				
				
南側からみた墳丘頂部			東側の住宅との境界部	
				
灌木で覆われた前方部			南側に置かれた石碑	
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	四周著しく破損している。現在地蔵堂の建つ西方に前方部と見るべき地形を有することを知る。後円部の北半は既に破壊され現在の北辺の附近が後円部の中心と思われる。石階は旧県道(本庄旧道)に接している。高さ東 3m、中 4.2m、西 3.9m、墳丘面積 366.3 m ² 。		
	昭和 55 年 保存調査	指定当時の状況に同じ。東西、北を人家が囲んでいる。両方、前方部と思われる墳丘の東西径 16.0m、南北 8m が見られる。後円部と推定される部分の東西約 15m、南北 13m、高さ 3m 残存している。		
	平成 15 年 調査	四周ほぼ垂直に削平されている。特に南側の削平が著しい（昭和 9 年の県の調査と比較）。北西部が細長く伸び、民家の築山のような状態になっている。		
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られないが、北西部の灌木の繁茂が進行している。		
墳丘上の樹木・構造物		頂部に地蔵堂の祠が建てられ、祠に続く斜面が石及びコンクリートで造成されている。斜面の一部に灌木が繁茂する。		
これまでに検出された 遺構・遺物		昭和初期に墳丘南側から地下式横穴墓 2 基発見との記録あり。その内 1 基からは鉄刀、須恵器杯、壺が出土。もう 1 基からは鉄刀、鉄鏃、馬具が出土。		

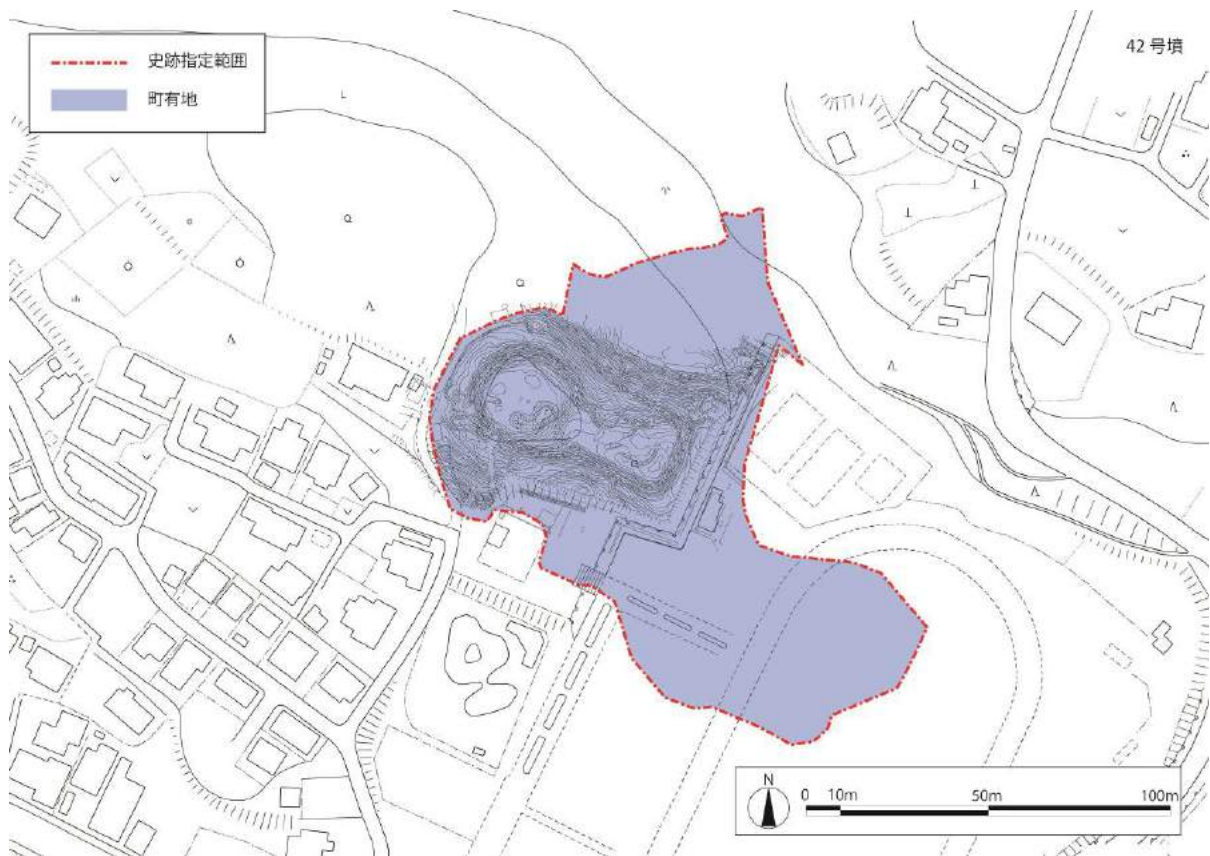


土地所有区分図

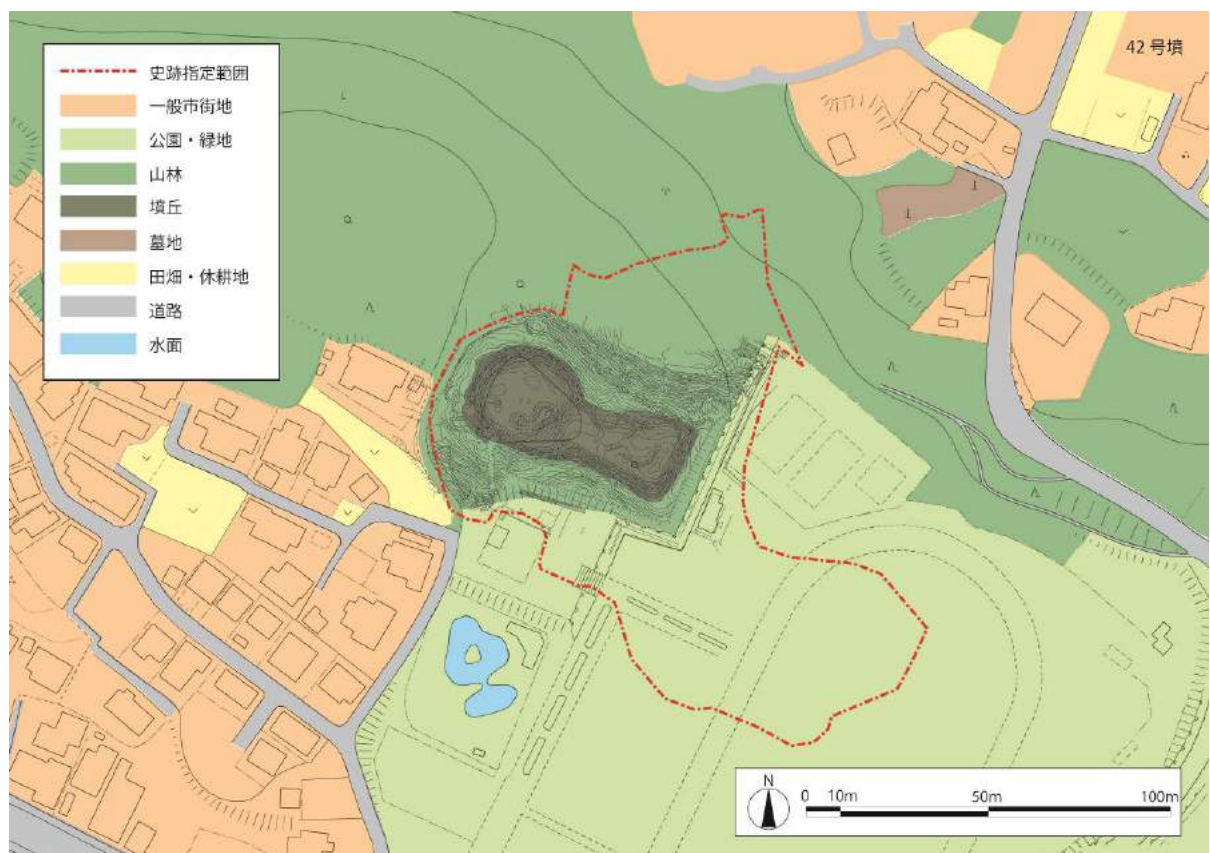


土地利用状況図

号数	42 号(前方後円墳)	図説			
通称	藤岡山東陵				
所在地	大字本庄字小原				
指定当時の 地番／地目・地積	7280-2／山林 14, 553. 0 m ² 7280-4／山林 8266. 5 m ²				
現在の地番	7280-4、7280-7				
現況写真					
					
墳丘全景		墳丘全景		北西部斜面	
					
墳丘北側		墳丘全景		墳丘南側に置かれた歌碑	
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	本古墳は前方部中央の南面に樹木が少ないだけで他は雑木密生す。とくに北面は全形を詳かにすることができない。尚当地の前方後円墳は殆んど西向きであるが、この古墳だけが東向きであることは特例とすべきである。高さ東 3. 48m、中 2. 58m、西 4. 5m、墳丘面積 1, 831. 5 m ² 。			
	昭和 55 年 保存調査	指定当時から墳丘に全く変化は認められないが、南東に町営運動場が建設されている。長径約 85m の自然の丘陵も利用して築造した本庄古墳群中最大の前方後円墳である。			
	平成 15 年 調査	自然丘陵を整形して造られている。南面に溝状の土の流亡した箇所があるが、全体的な形状はよく保存されている。			
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。			
墳丘上の樹木・構造物		丘陵全体が雑木林となっている。			
これまでに検出された 遺構・遺物		Ⅲ～Ⅳ期の円筒埴輪片（表採）、葺石			

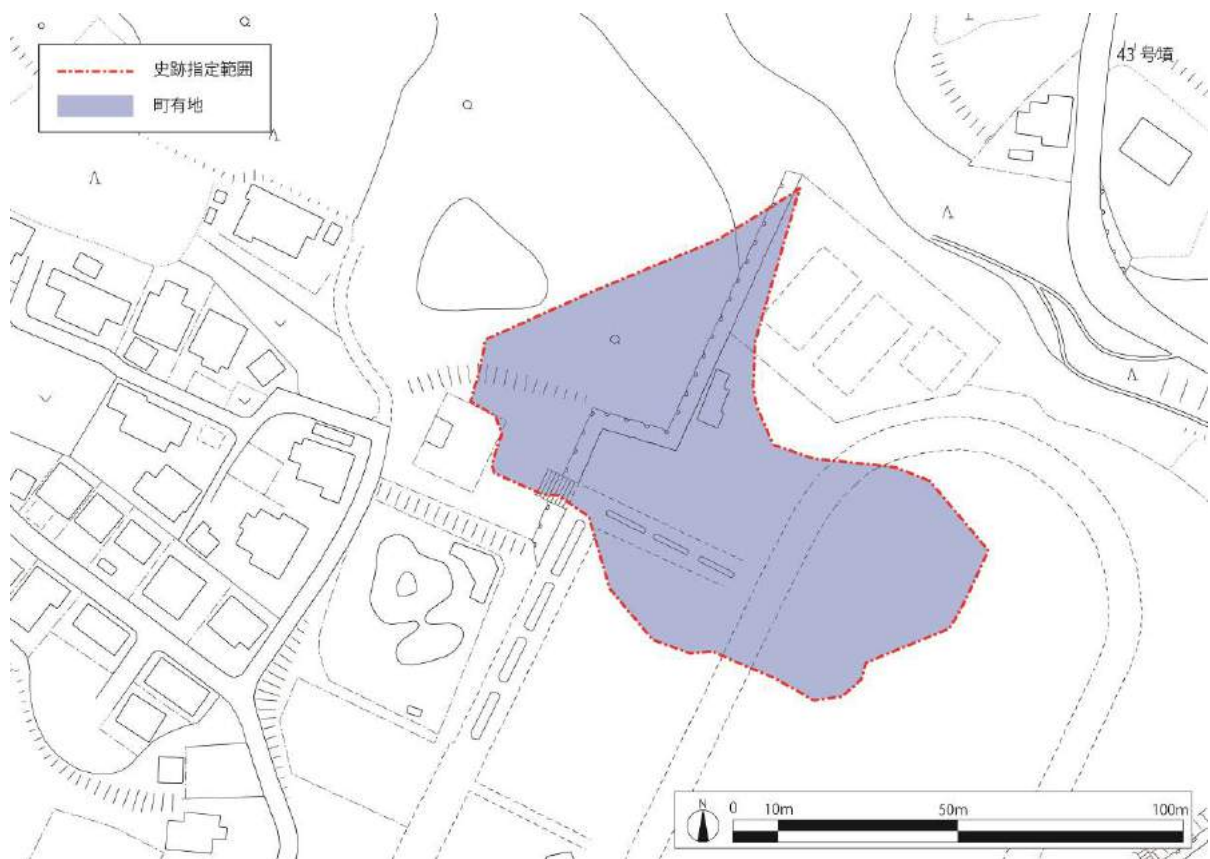


土地所有区分図

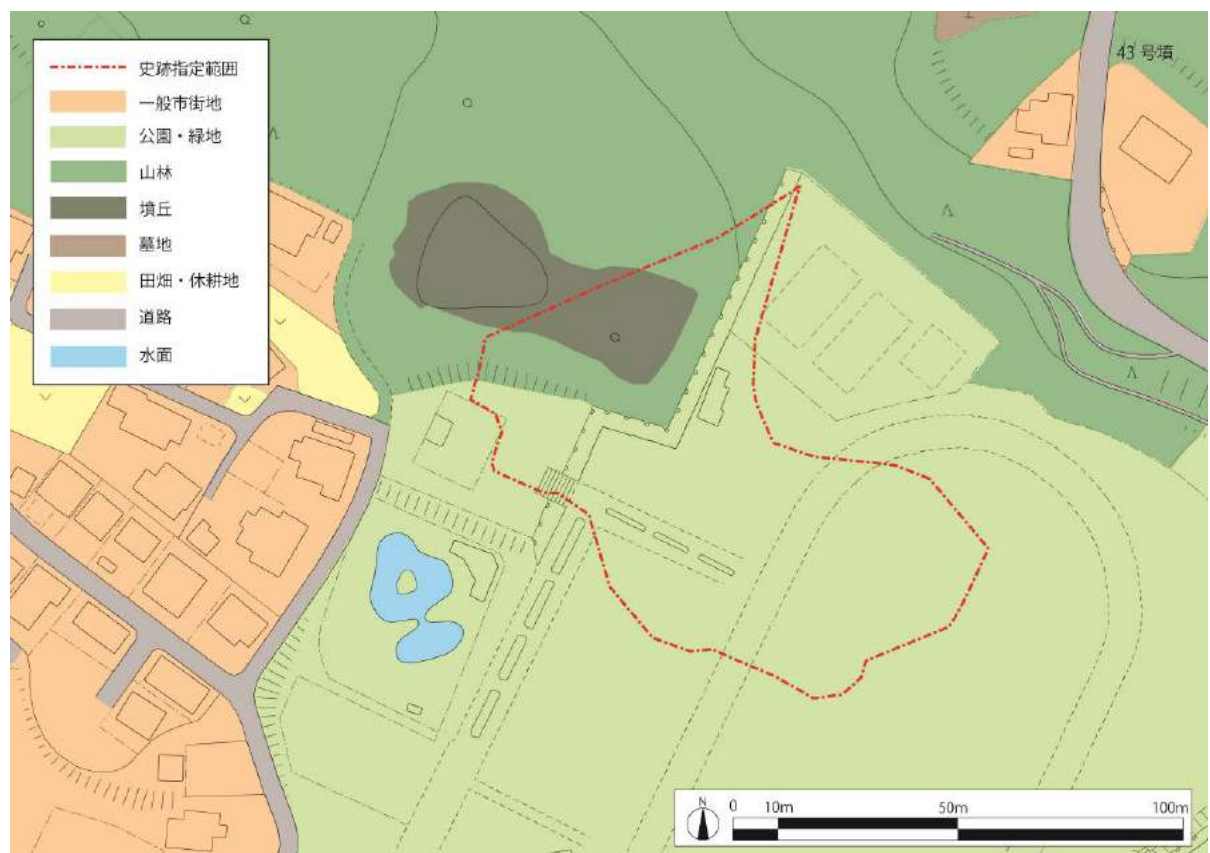


土地利用状況図

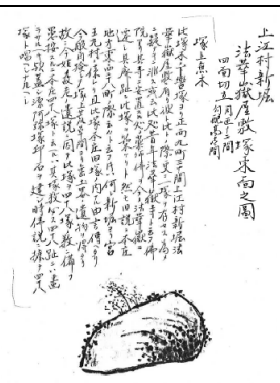
号数	43 号(円墳)【墳丘消失】		図説	
通称	藤岡山西陵			
所在地	大字本庄字小原			
指定当時の 地番／地目・地積	7280-2／山林 14, 553. 0 m ² (42 号墳と重複)			
現在の地番	7280-7			
現況写真				
				
墳丘があったと想定される箇所			標柱	
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	藤岡山東陵より西北約 36m のところにある。		
	昭和 55 年 保存調査	—		
	平成 15 年 調査	墳丘上には多数の石仏（大師像）がある。墳上は削平されていて低くなっている。道路から離れ、管理道の確保が困難である。		
史跡の現状		指定当時の状況では藤岡山東陵より北西とあるが、正確には現在の町民グラウンド内部に位置していたと考えられ、現在は墳丘が確認できない。指定当時の記述に従い、藤岡山東陵より北西方向約 36m の地点に標柱が設置されているが、墳丘が存在した正確な位置は不明である。		
墳丘上の樹木・構造物		—		
これまでに検出された 遺構・遺物		なし		



土地所有区分図



土地利用状況図 ※墳丘の位置不明、測量図なし

号数	44 号(円墳)	図説	
通称	ほっけだけやくしづか 法華岳薬師塚		
所在地	大字本庄字新堀		
指定当時の 地番／地目・地積	5509／畑 1742.4 m ²		
現在の地番	5509-2		
現況写真			
			
墳丘全景		南側より墳丘全景	
			
車道からみた全景			
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	四周畑地のため次第に堀削されたと思われる原形をとどめていない。高さ東 2.1m、西 1.35m、墳丘面積 33 m ² 。	
	昭和 55 年 保存調査	四周畑地、堀削のため変形している。	
	平成 15 年 調査	区画整理の際に盛土をしての公園化で保護されており、保存上の大きな問題点はない。	
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。	
墳丘上の樹木・構造物		墳丘上に樹木・構造物はないが、周囲を柵で囲まれている。	
これまでに検出された 遺構・遺物		周溝の一部を検出	

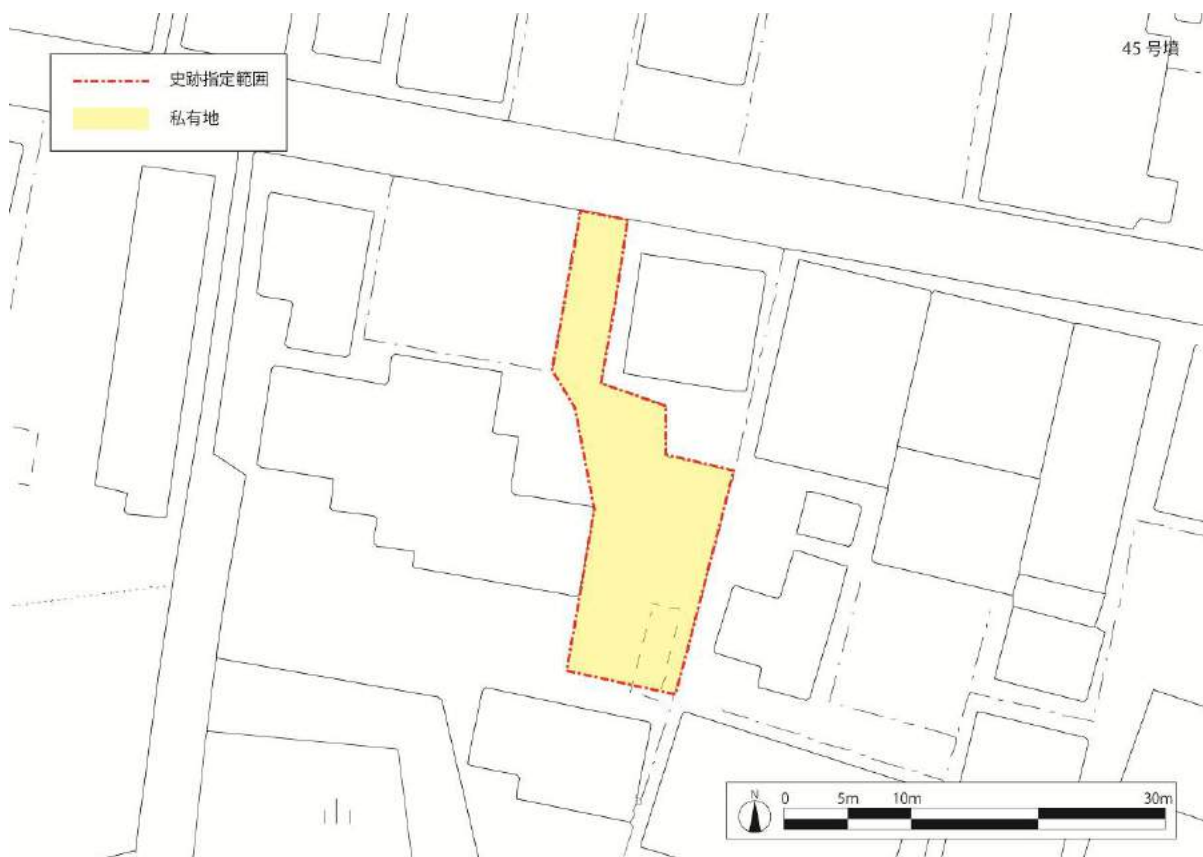


土地所有区分図



土地利用状況図

号数	45 号(地下式横穴墓)	図説	
通称	—		
所在地	大字本庄字南神ノ原		
指定当時の 地番／地目・地積	4040-1／宅地 194.7 m ²		
現在の地番	4040-6		
現況写真			
横穴墓上の祠		横穴墓上の祠	
祠と標柱		古墳の所在を表す石柱	
指定当時及 び調査経過	指定当時の 状況	発見当初と変りなく、大切に保存している。墳上に小祠を設ける。	
	昭和 55 年 保存調査	指定当時から変化なし。	
	平成 15 年 調査	民家の庭の一部となっており、灌木が植えられている。地下式横穴墓であり、玄室の空洞の上に祠が建てられていて、羽目板を外すと空洞を覗くことができるが、構造ははっきりと見渡せない。	
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。	
墳丘上の樹木・構造物		横穴墓の上部に祠が建てられ、灌木が植栽されている。	
これまでに検出された 遺構・遺物		大正年間に鉄刀、鉄鏃等が出土している。	

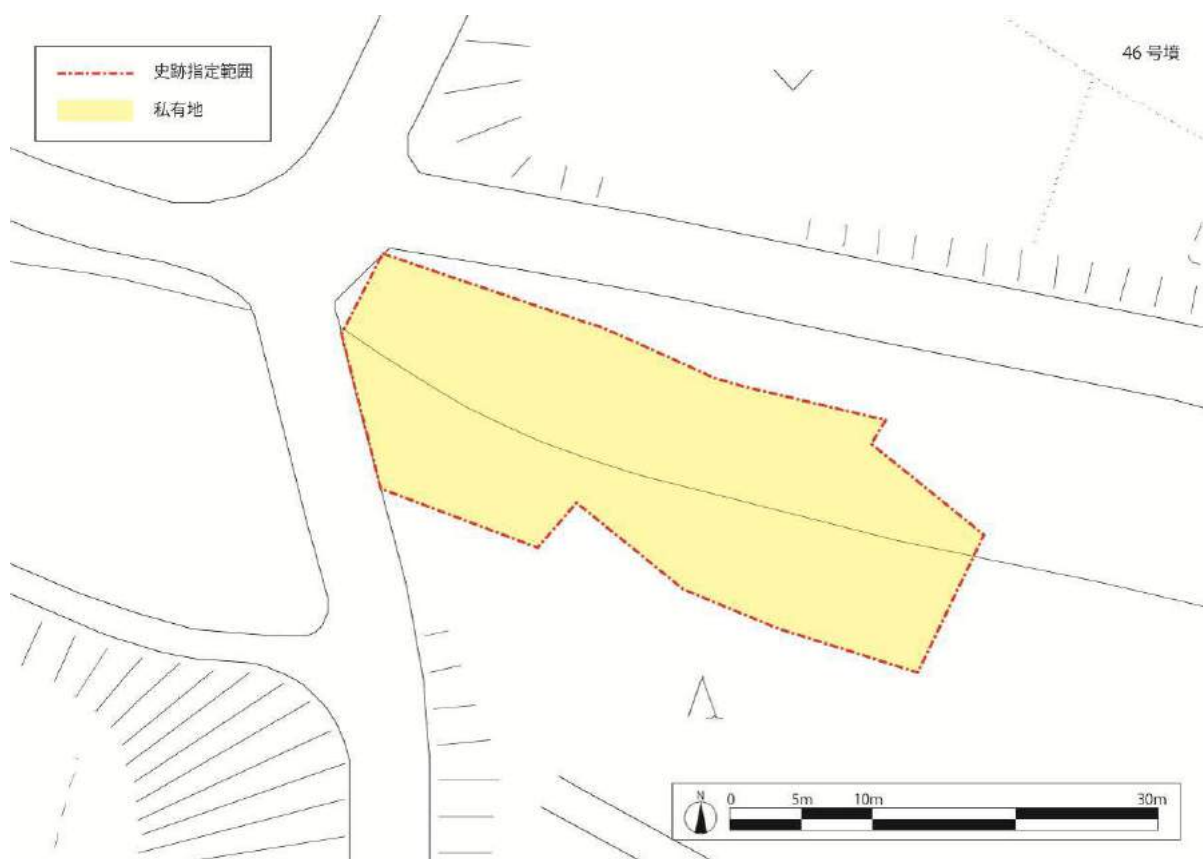


土地所有区分図



土地利用状況図

号数	46 号(横穴墓)	図説	
通称	—		
所在地	大字本庄字前ノ原		
指定当時の 地番／地目・地積	4204／山林 516 m ²		
現在の地番	4204-1		
現況写真			
横穴入口部		横穴入口部	
全景		標柱	
全景		全景	
指定当時及 び調査経過	指定当時の 状況	—	
	昭和 55 年 保存調査	玄室屋根の高さ 1.80m、玄室東西長さ 2.80m、南北 2.97m、面積 6.93 m ² 、羨道は崩壊して不明。天井南部も約 3 分の 1 崩壊している。	
	平成 15 年 調査	天井部剥落がみられるため、危険防止のためロープを張り、人が玄室に入り込まないようにしている。	
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。	
墳丘上の樹木・構造物		周辺をスギ、雑木に囲まれている。横穴墓内部には仏像が置かれる。	
これまでに検出された 遺構・遺物		なし	

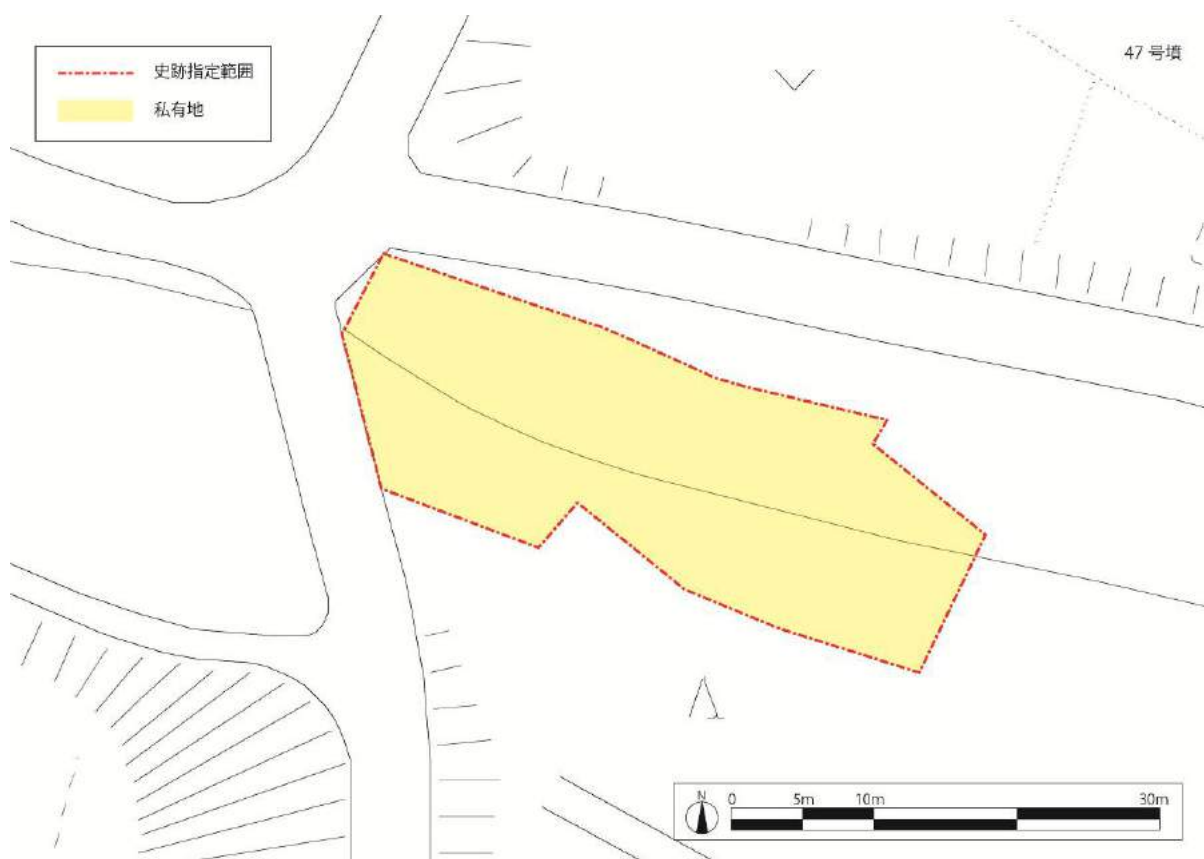


土地所有区分图



土地利用状況图

号数	47 号(横穴墓)	図説	
通称	—		
所在地	大字本庄字前ノ原		
指定当時の 地番／地目・地積	4204／山林 516 m ² (46 号墳と重複)		
現在の地番	4204-1		
現況写真			
横穴入口部		全景	全景
46 号と 47 号		町道から降りる入口	
指定当時及 び調査経過	指定当時の 状況	—	
	昭和 55 年 保存調査	玄室の長さ 2.30m 高さ約 1.80m。	
	平成 15 年 調査	46 号墳のすぐ右（東側）にあり、入口は半分ほど土砂で埋まっていて、直接様子を探るのは困難。わずかに開いた部分より、中に仏像のようなものを安置しているのが確認できる。	
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。	
墳丘上の樹木・構造物		周辺をスギ、雑木に囲まれている。横穴墓内部には仏像のようなものが置かれている。	
これまでに検出された 遺構・遺物		なし	

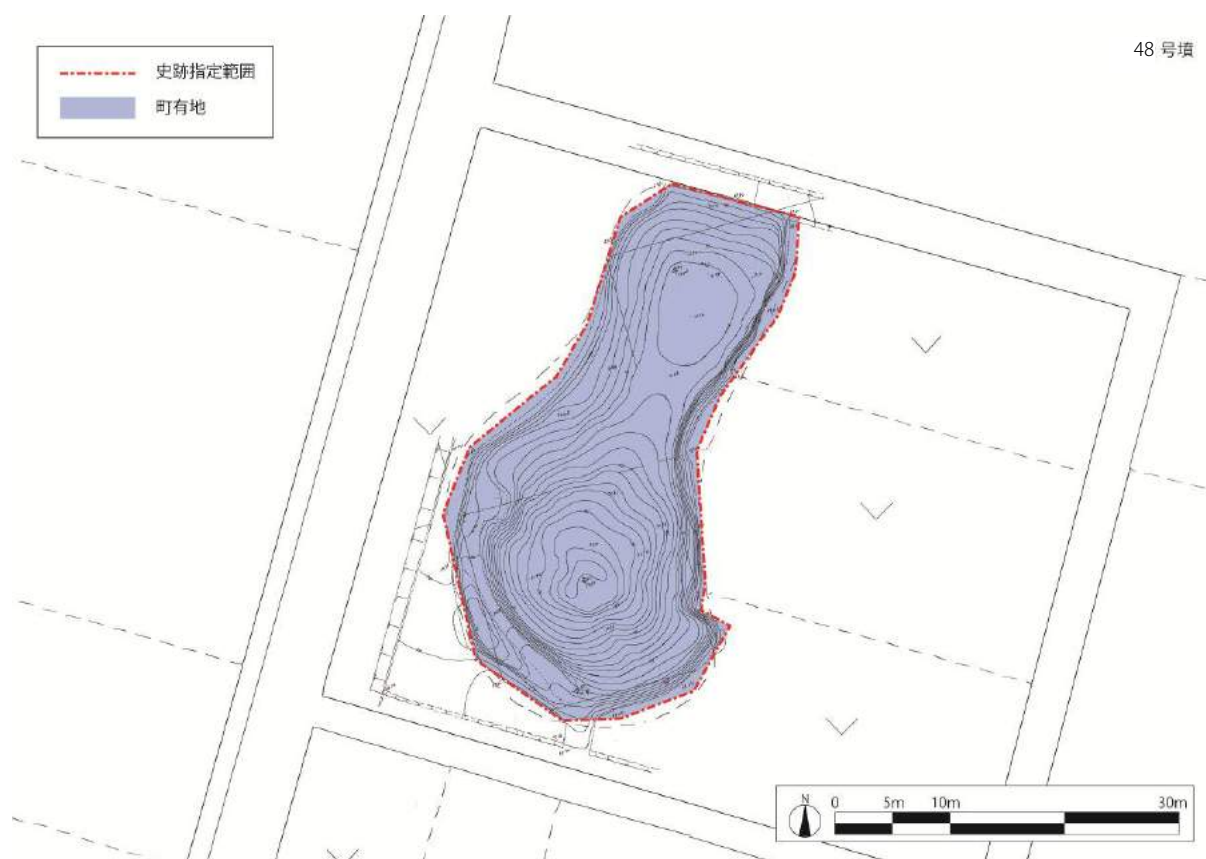


土地所有区分図



土地利用状況図

号数	48 号(前方後円墳)	図説	
通称	—		
所在地	大字須志田字豎七堀		
指定当時の 地番／地目・地積	196／原野 465.3 m ²		
現在の地番	201 (土地改良法による換地)		
現況写真			
墳丘頂部		墳丘南西側	
墳丘西側斜面			
墳丘北西側		墳丘南側	
		墳丘南側	
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	北向きの前方後円墳。後円部の東西が著しく破壊されている。四囲畑のため次第に削られている。この塚の南西部から南部にかけて小径を作っているが断面に葺石が現われている。高さ南 4.65m、中 2.4m、北 2.7m、墳丘面積 125.4m。	
	昭和 55 年 保存調査	指定当時の状況から以後削去された形跡はない。前方部の低い柄鏡式を呈している。墳丘各部に葺石を見る。基底径約 52m。後円部巾 25m、前方部巾くびれ部で 10.0m、前端巾 15m。	
	平成 15 年 調査	古墳の西側は、なだらかになっており、原形を保っていると思われる。その他の箇所は、垂直に落ち込み、削平されたものと考えられる。2 段式の前方後円墳。	
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。	
墳丘上の樹木・構造物		後円部の頂部に小さな石柱が置かれ、墳丘の周囲に樹木が 2 本植栽されている。	
これまでに検出された 遺構・遺物		なし	

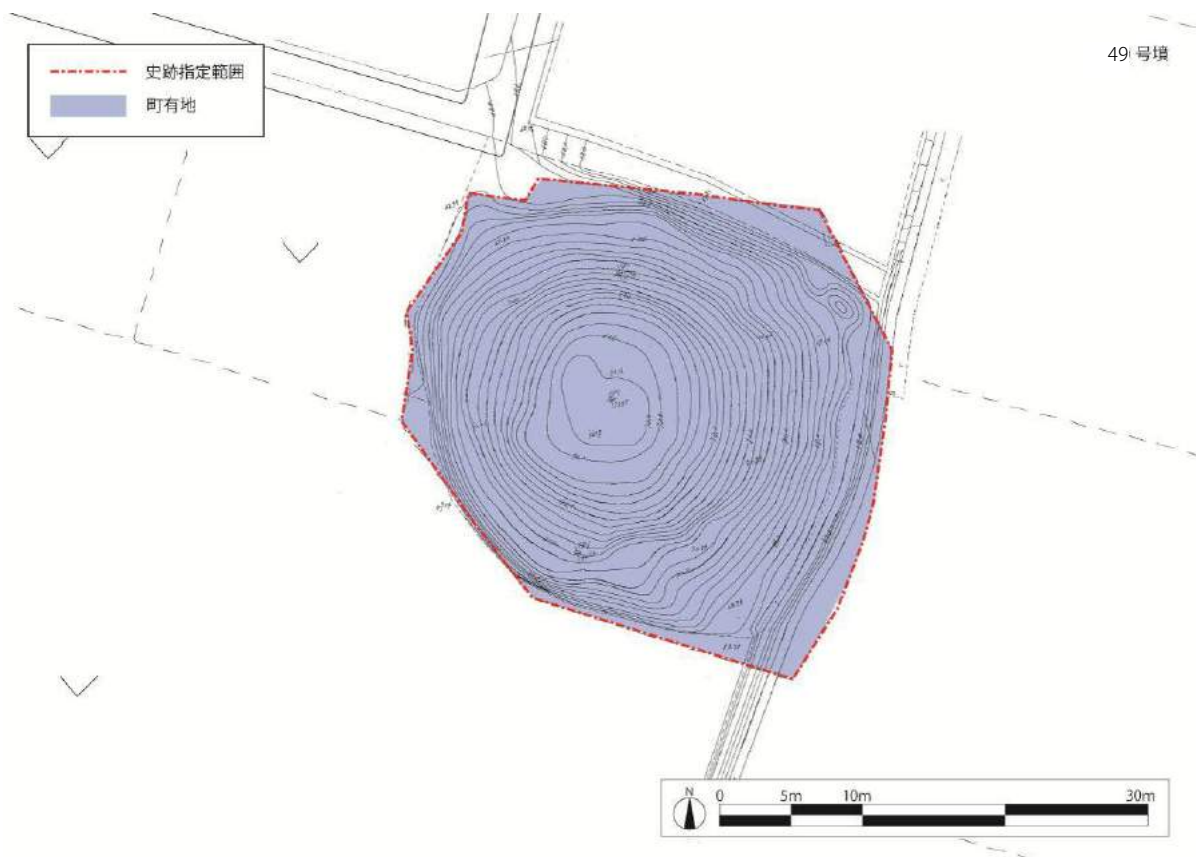


土地所有区分図

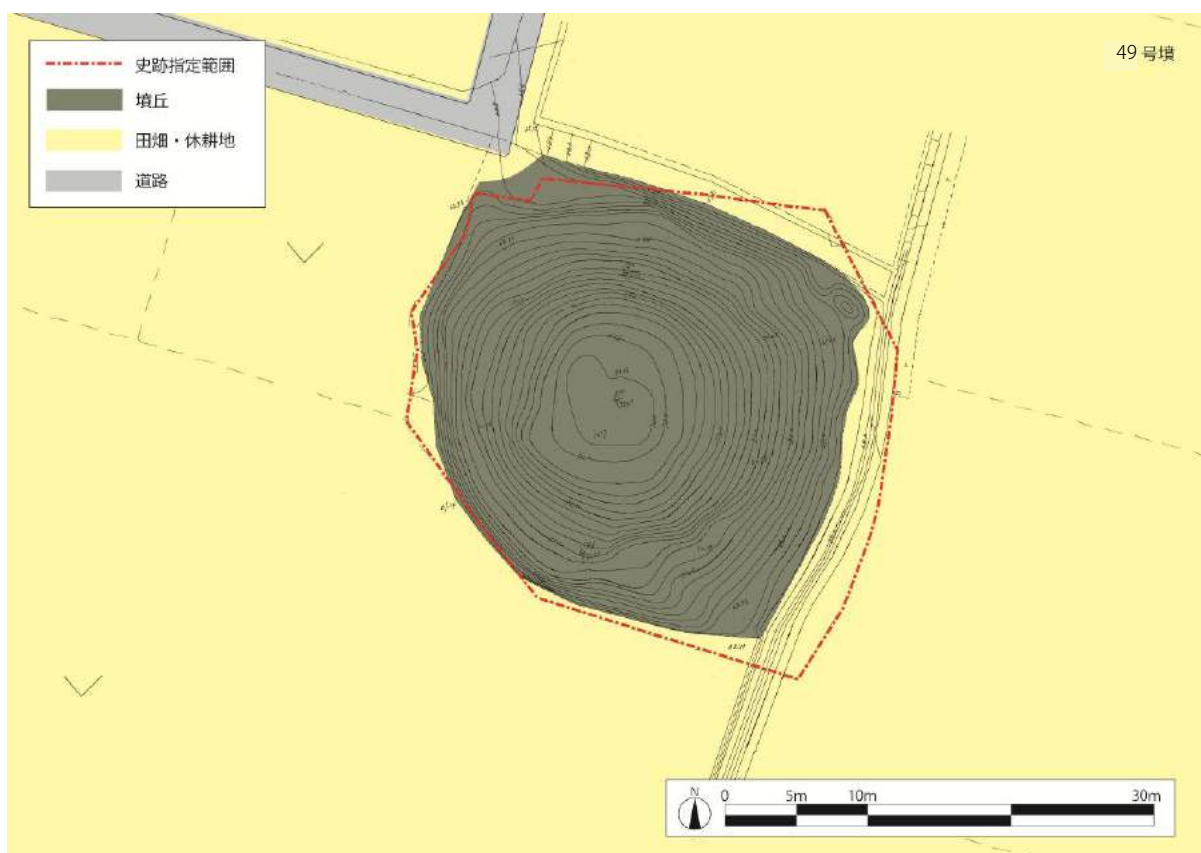


土地利用状況図

号数	49 号(円墳)	図説	
通称	—		
所在地	大字須志田字堅七堀		
指定当時の 地番／地目・地積	205／原野 594.0 m ²		
現在の地番	212（土地改良法による換地）		
現況写真			
墳丘西側		墳丘東側	
墳丘東側		墳丘東側	
墳丘頂部と標柱		墳丘北側の削平状況	
周縁部と周辺の畑			
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	現状では円墳であるが北部にやや前方後円のくびれ部の形跡が認められる。或は原形は前方後円墳であったものが、四囲畑のため堀削したものではないかと考えられる。高さ 5.58m、周囲 106m、基底部 34.2m、墳丘面積 735.9 m ² 。	
	昭和 55 年 保存調査	指定当時の状況以上に破壊されていないが前方部の痕跡も残っている。	
	平成 15 年 調査	四周削平されている。北西部の一角にゴミの投棄があったので、撤去し、警告の看板を設置。	
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。西側に樹木（樹種未確認）が所在している。	
墳丘上の樹木・構造物		斜面に小さな石柱が 1 基置かれ、樹木が 1 本植栽されている。	
これまでに検出された 遺構・遺物		なし	

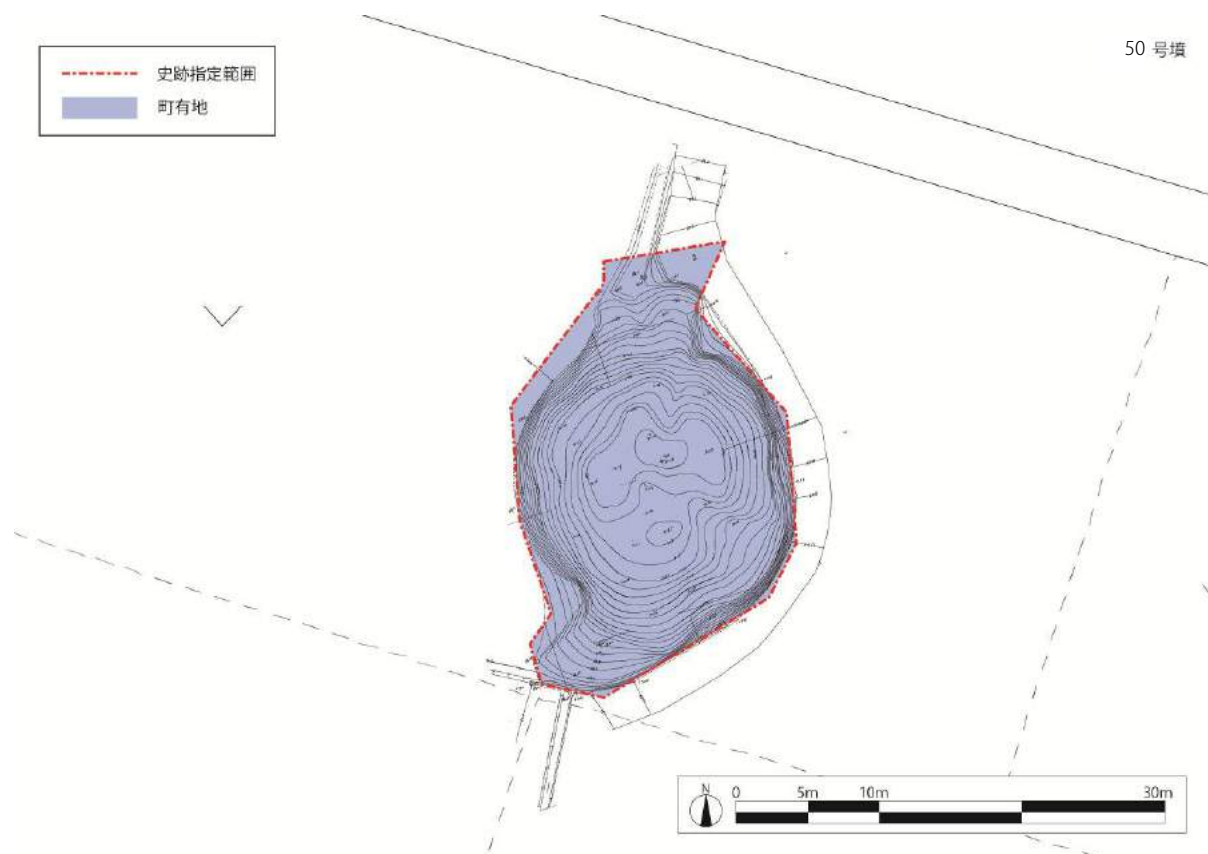


土地所有区分図



土地利用状況図

号数	50 号(円墳)	図説	
通称	—		
所在地	大字須志田字出水原		
指定当時の 地番／地目・地積	171／原野 297.0 m ²		
現在の地番	138（土地改良法による換地）		
現況写真			
墳丘頂部		墳丘東側	
墳丘南側		北東方向より	
墳丘東側と標柱			
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	四周より切立てられ地表面に垂直をなしている。その面も低い所で 1.8m、高い所が 2.7m に達しており元はより広大な円墳であったろうと推察される。高さ 4.8m、周囲 86.4m、基底 27m、墳丘面積 177.0 m ² 。	
	昭和 55 年 保存調査	指定当時とほぼ同じ墳形を保っているが、指定前に相当削去されたものと思われる。	
	平成 15 年 調査	北側に登り口があり、頂上にかけて、通路にされた部分がくぼんでいる。四周削平されているが、特に西側の削平激しく、えぐられたような損壊あり。	
史跡の現状		平成 15 年の調査時に確認された西側の削平に加え、東側も激しい損壊が見られる。	
墳丘上の樹木・構造物		頂部に小さな石柱が置かれている。	
これまでに検出された 遺構・遺物		なし	

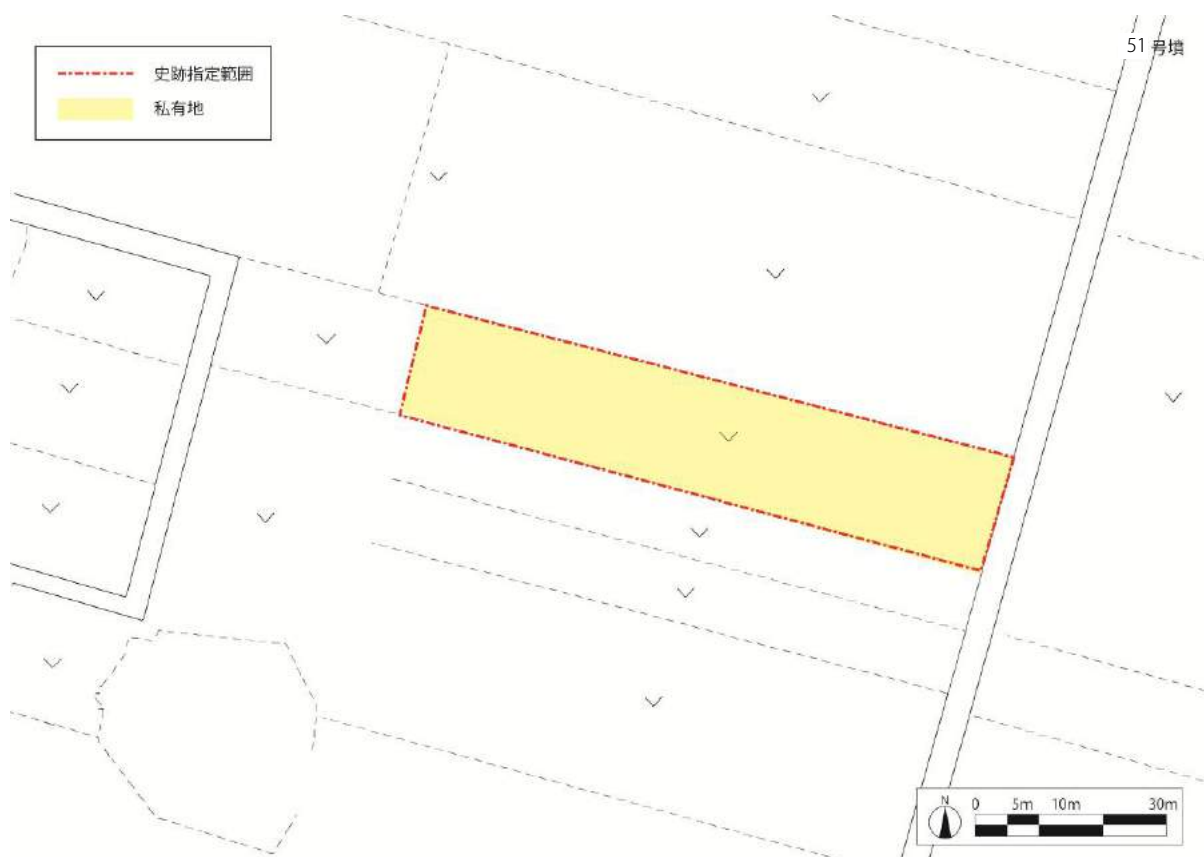


土地所有区分図

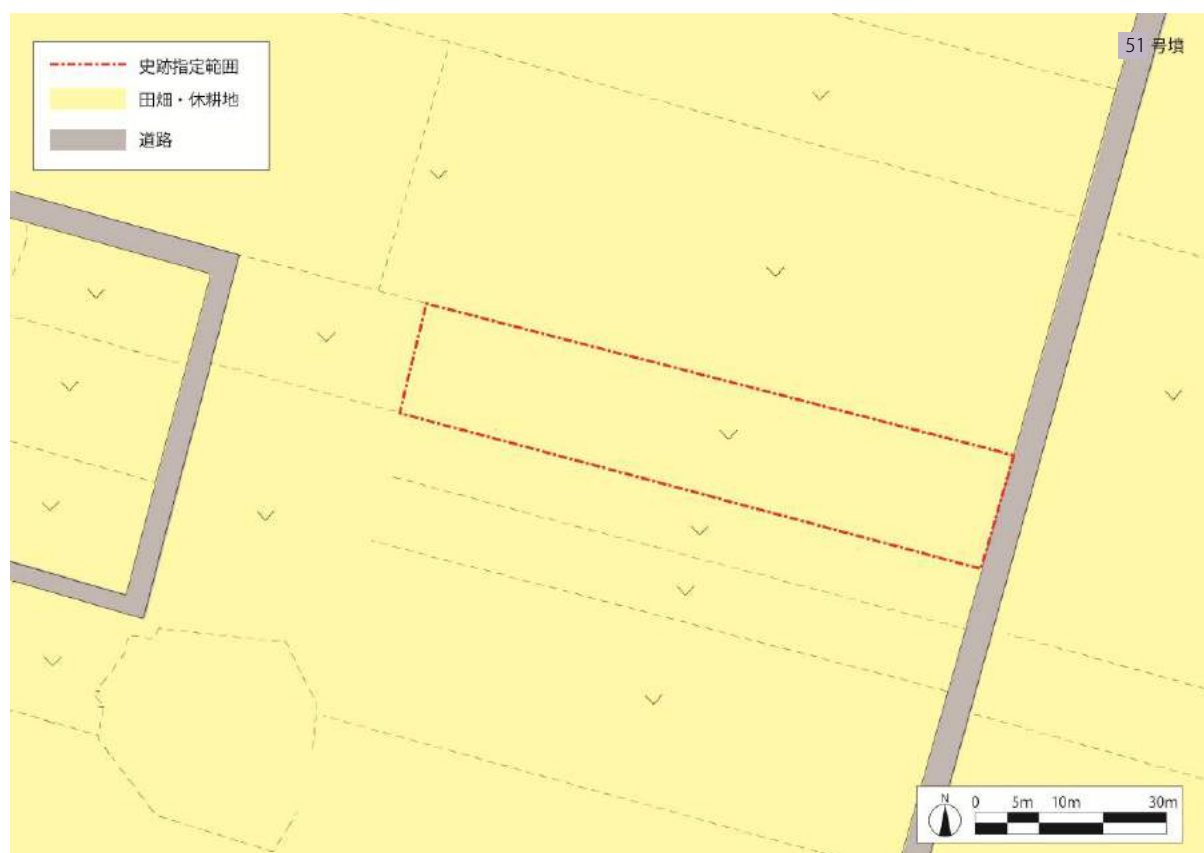


土地利用状況図

号数	51 号(円墳)【墳丘消失】	図説	
通称	—		
所在地	大字須志田字堅七掘		
指定当時の 地番／地目・地積	219／畑 1,623.6 m ²		
現在の地番	220		
現況写真			
墳丘があったと想定される場所			
指定当時及 び調査経過	指定当時の 状況	四囲堀削されて方形を呈している。周囲畑、高さ 1.5m、周囲 23.4m、墳丘面積 34.65 m ² 。	
	昭和 55 年 保存調査	昭和 45 年の県の測量では、高さ 7.3m、周囲 108m ほどの円墳が確認されているが、現在、完全に削平され、墳丘を確認できない。	
	平成 15 年 調査	消滅している。	
史跡の現状		現在、墳丘は確認できない。	
墳丘上の樹木・構造物		—	
これまでに検出された 遺構・遺物		なし	



土地所有区分図

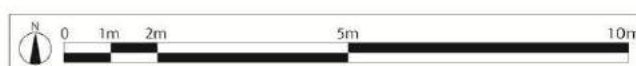
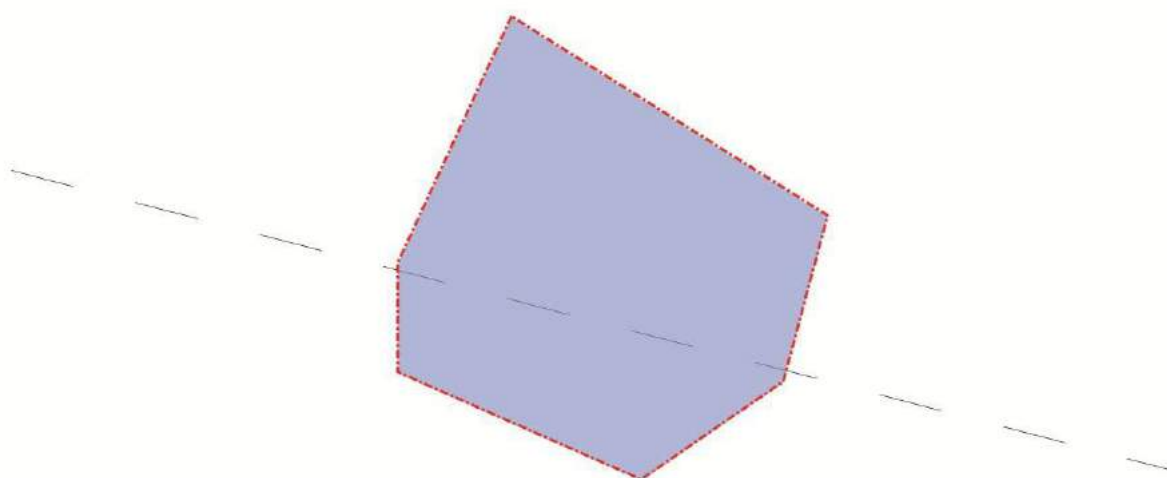


土地利用状況図 ※墳丘の位置不明、測量図なし

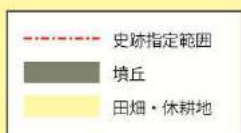
号数	52 号(円墳)	図説	
通称	—		
所在地	大字須志田字堅七堀		
指定当時の 地番／地目・地積	219／畑 1,623.6 m ² の一部 (51 号墳と重複)		
現在の地番	220		
現況写真			
東側からみた全景		墳丘西側	
南側からみた全景			
指定当時及 び調査経過	指定当時の 状況	四囲を切りくずして一部を残存するのみ。基底面は大体円形をなしている。 高さ 1.50m、基底径 1.68m。	
	昭和 55 年 保存調査	指定当時の状況から変化していない。漸く古墳として残存する。	
	平成 15 年 調査	畑の中にあるため、アクセスが困難。四周は全て削平され、いびつな形になっている。墳丘上は、草で覆われている。	
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。	
墳丘上の樹木・構造物		頂部に小さな石柱が置かれている。	
これまでに検出された 遺構・遺物		なし	



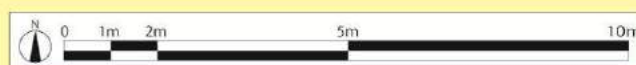
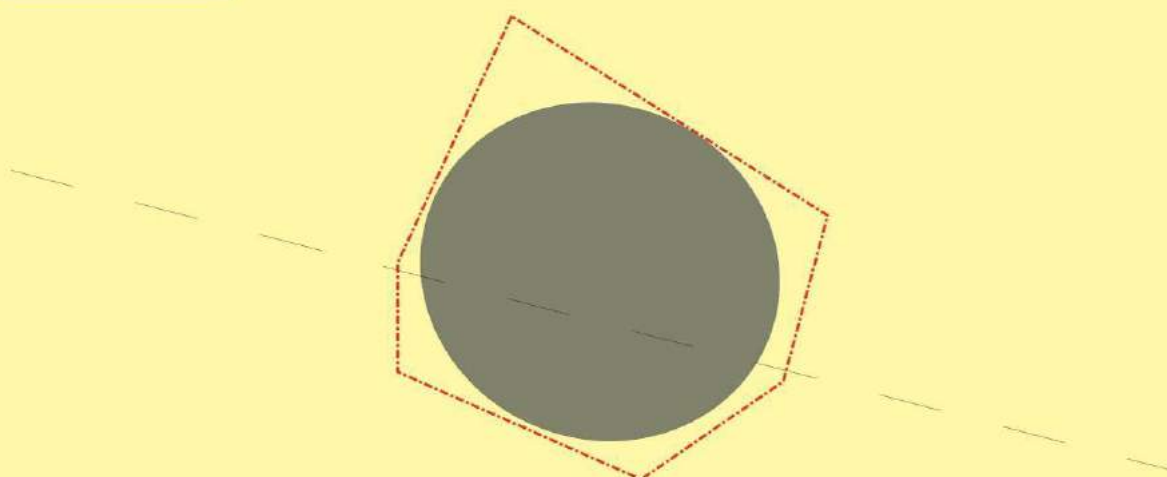
52 号墳



土地所有区分図

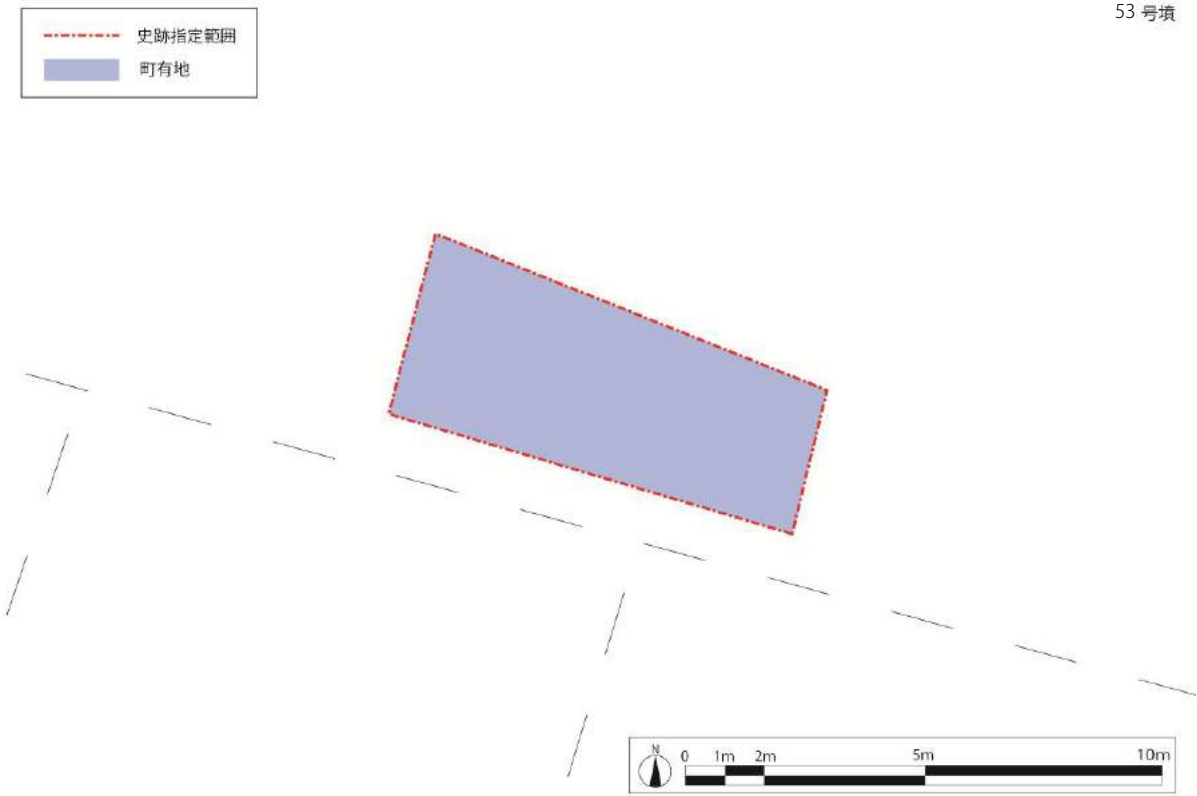


52 号墳

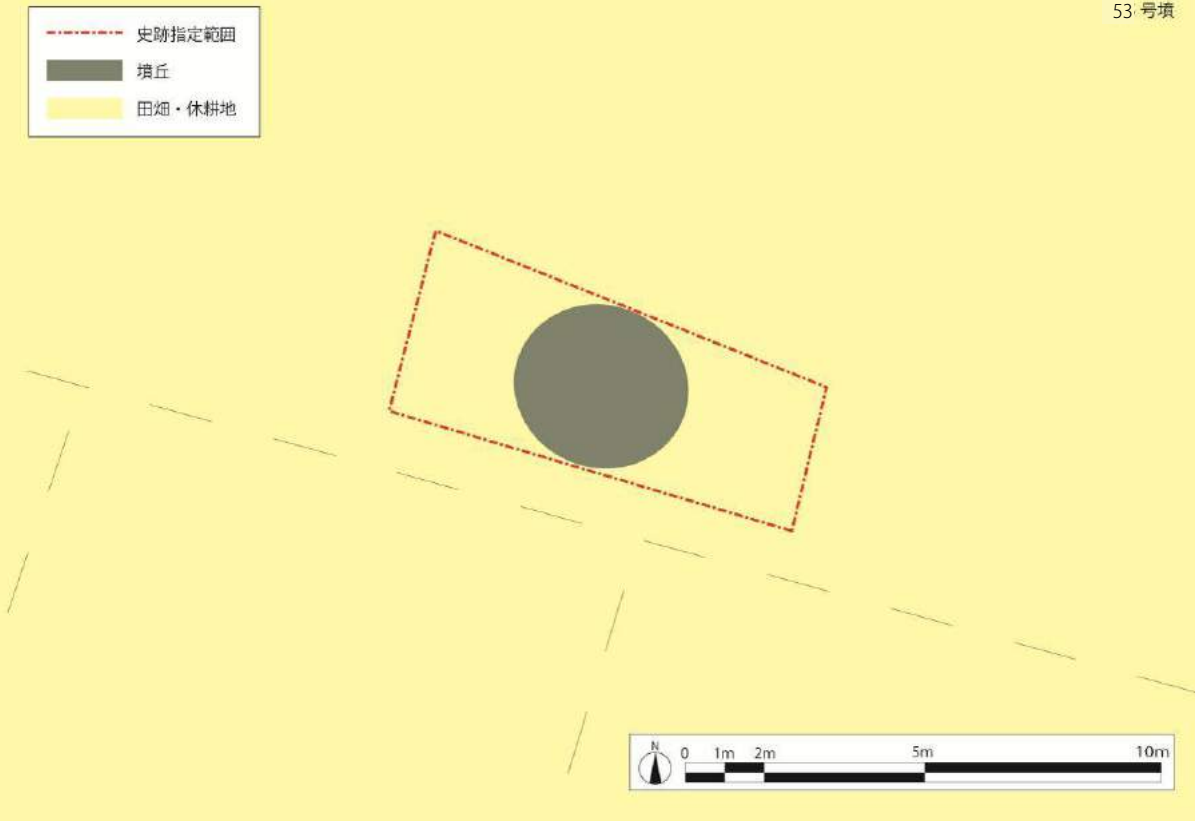


土地利用状況図 ※墳丘測量図なし

号数	53 号(円墳)	図説	
通称	—		
所在地	大字須志田字出水原		
指定当時の 地番／地目・地積	138／畑 1, 049. 4 m ²		
現在の地番	96-2（土地改良法による換地）		
現況写真			
墳丘頂部		墳丘全景	
指定当時及 び調査経過	指定当時の 状況	四面を切りくずして一部残存、基底の形は梯形、墳丘上は茅が密生している。 高さ 1. 50m、東西 0. 9m、墳丘面積 38. 28 m ² 。	
	昭和 55 年 保存調査	指定当時から変化は認められない。	
	平成 15 年 調査	畑の中にあるため、アクセスが困難。周囲は削平されていびつな形になっている。	
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。	
墳丘上の樹木・構造物		墳丘上に樹木や構造物は見られない。	
これまでに検出された 遺構・遺物		なし	

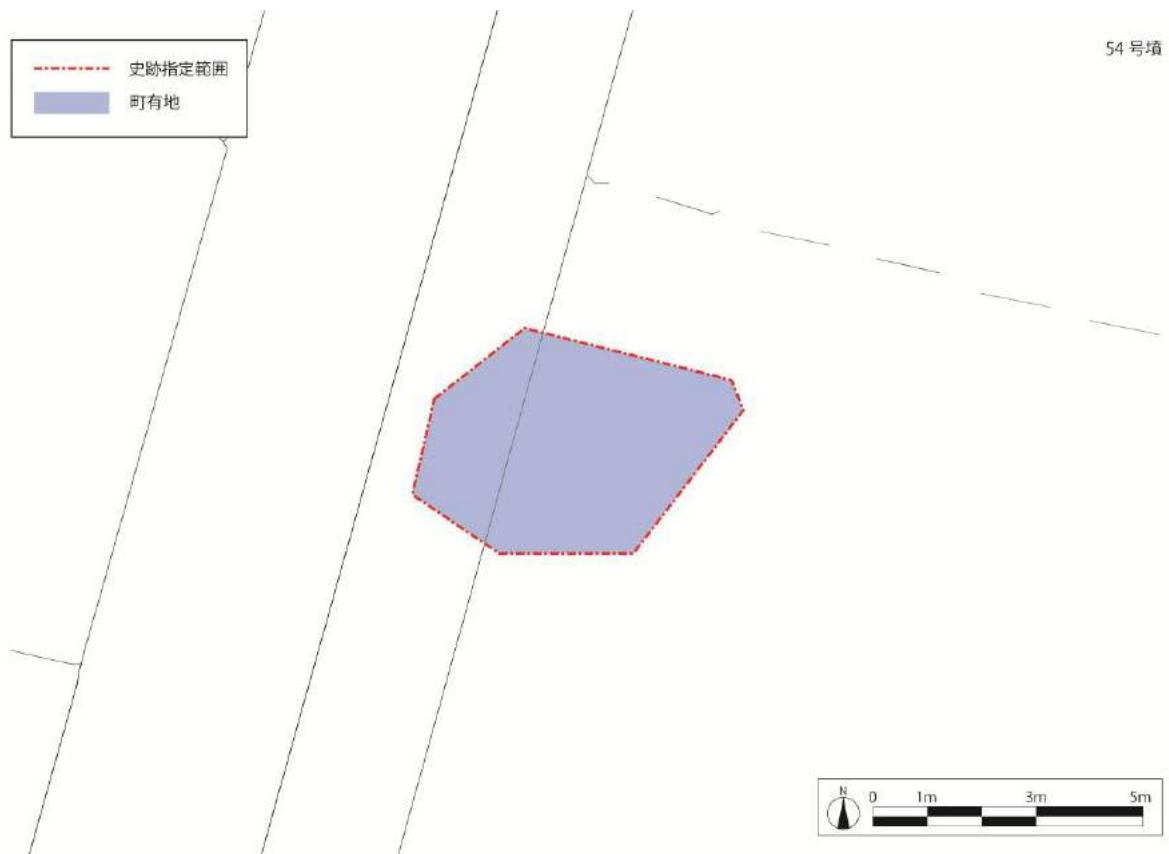


土地所有区分図

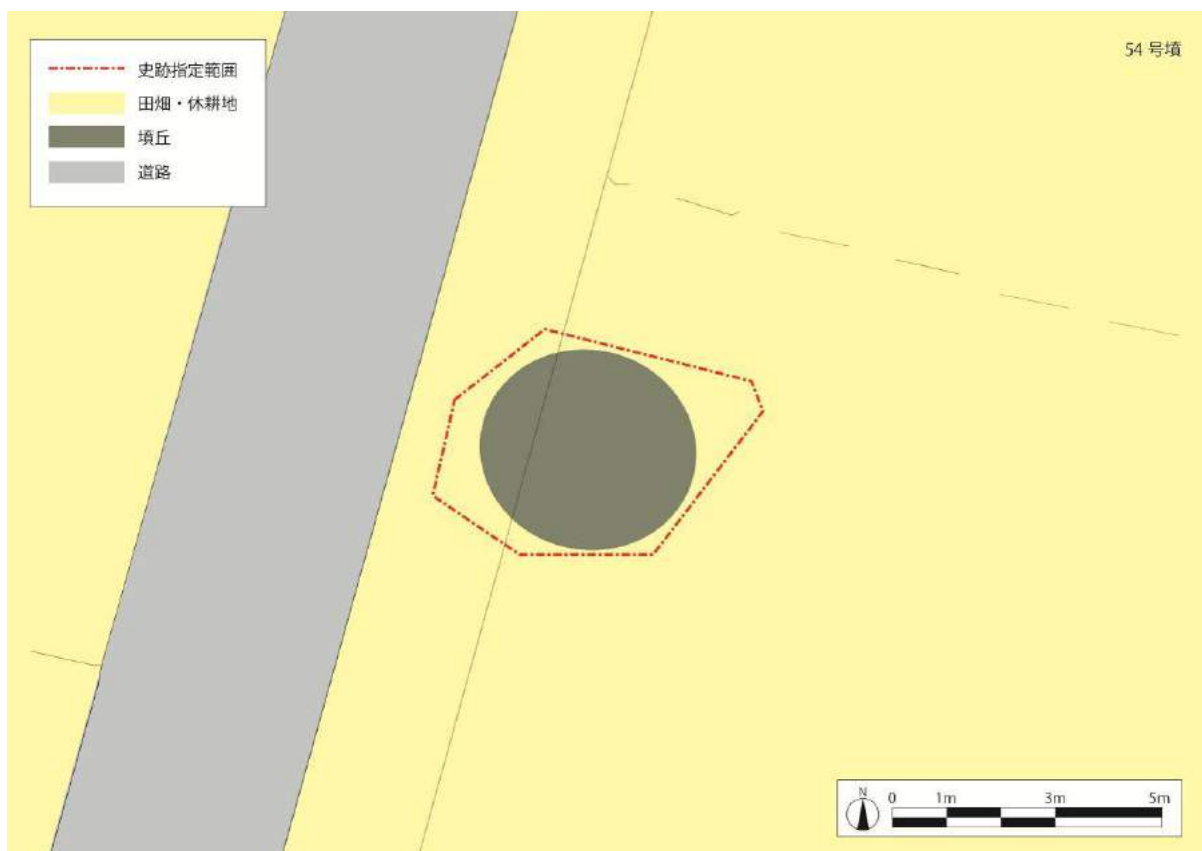


土地利用状況図 ※墳丘測量図なし

号数	54 号(円墳)	図説			
通称	—				
所在地	大字須志田字高尾				
指定当時の 地番／地目・地積	128／畑 881.1 m ²				
現在の地番	98（土地改良法による換地）				
現況写真					
					
北西側全景		標柱		南西側全景	
					
西側の削平部		墳丘北西側			
指定当時及 び調査経過	指定当時の 状況	墳丘上は斜面をなし、茅密生。南側に小径があり、本庄より須志田への街道より東に向い山に通じている。			
	昭和 55 年 保存調査	指定当時の状況に同じ。			
	平成 15 年 調査	四周削平され、方形をなしている。特に、道路に面している西側は、削平激しく、積石が露出している。			
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。			
墳丘上の樹木・構造物		墳丘上に樹木や構造物は見られない。			
これまでに検出された 遺構・遺物		なし			



土地所有区分図



土地利用状況図 ※墳丘測量図なし

号数	55 号(円墳)	図説	
通称	—		
所在地	大字須志田字京塚		
指定当時の 地番／地目・地積	457／原野 49.5 m ² ※指定範囲錯誤		
現在の地番	457		
現況写真			
墳丘頂部		墳丘全景	南西方向から見た周囲の様子
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	四面堀りくずされて現状を知るに由なし、基底は不規則な椀形をし、墳上に茅密生、高さ 1.65m、墳丘面積 3.3 m ² 。	
	昭和 55 年 保存調査	指定当時の状況に同じ。	
	平成 15 年 調査	周囲は削平され、いびつな形になっている。畑の中にあるため、アクセスが困難。墳丘上は、草で覆われている。	
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。指定範囲は飯盛農村公園から見て東方向となっているが、実際に墳丘があるのは北方向であり、錯誤と考えられる。	
墳丘上の樹木・構造物		墳丘上に小さな石柱が置かれている。	
これまでに検出された 遺構・遺物		なし	

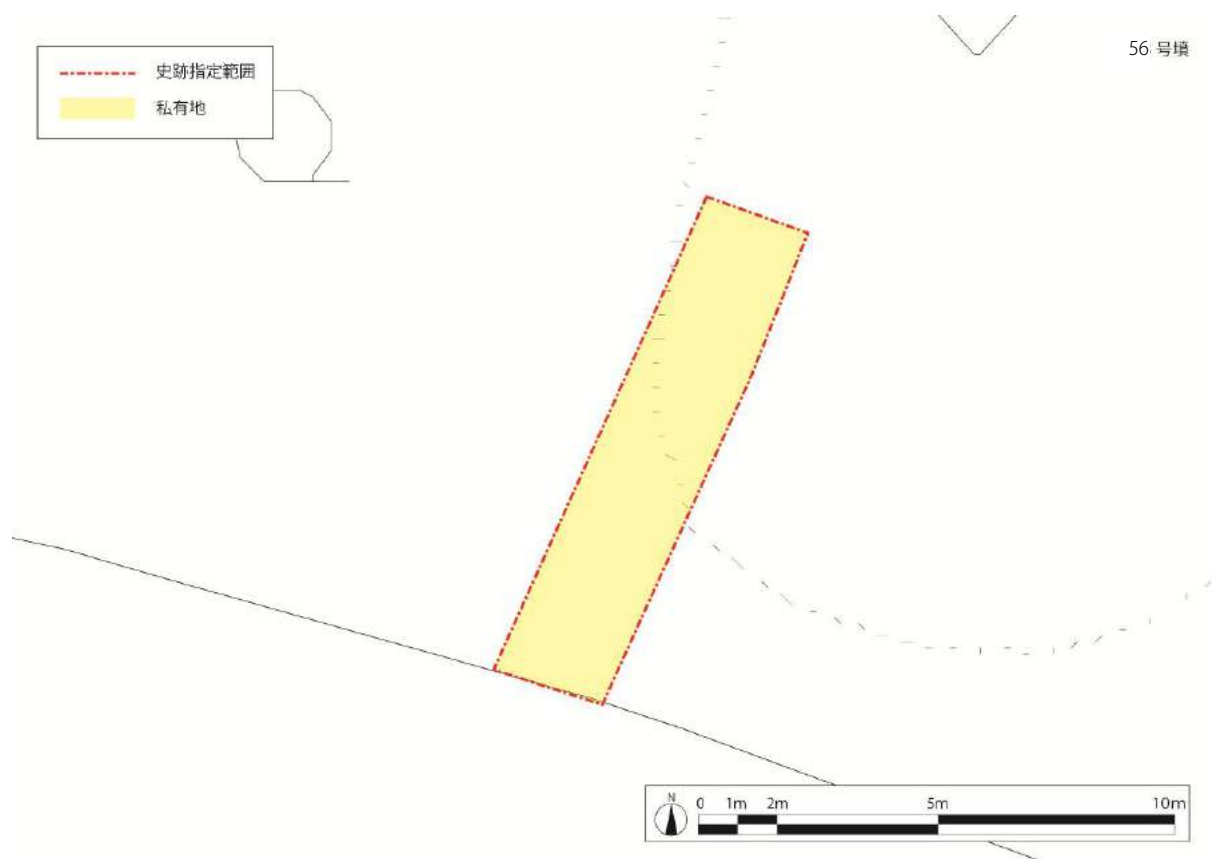


土地所有区分図

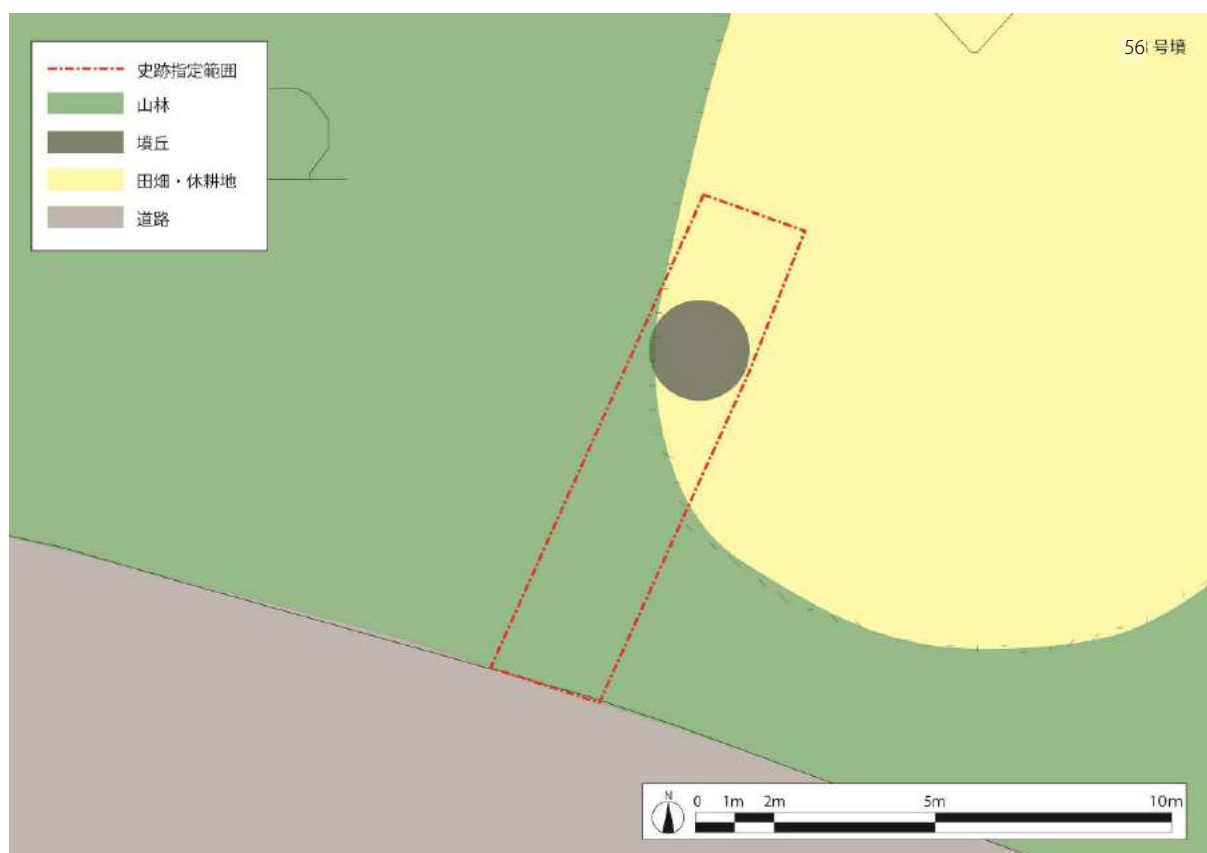


土地利用状況図 ※墳丘測量図なし

号数	56 号 (円墳)	図説	
通称	—		
所在地	大字本庄字宗仙寺		
指定当時の 地番／地目・地積	4071-乙／原野 12.50 m ²		
現在の地番	4071-2		
現況写真			
墳丘全景		墳丘全景	標柱
指定当時及 び調査経過	指定当時の 状況	—	
	昭和 55 年 保存調査	36 号墳(千貫塚)の西約 10m の高岡、高鍋線県道の崖際に所在する。小円墳である。	
	平成 15 年 調査	元は円墳であったと推測されるが、削平され三角形になっている。民家の畑に隣接しており、一見古墳の見分けがつかない。南側は崖に面して自然崩壊している。目立たないところにあり、アクセスも困難。以上の点を踏まえると、活用は困難。	
史跡の現状		平成 15 年の調査時から大きな変化は見られない。	
墳丘上の樹木・構造物		頂部に小さな切株があり、墳丘横に電柱が設置されている。	
これまでに検出された 遺構・遺物		なし	



土地所有区分図

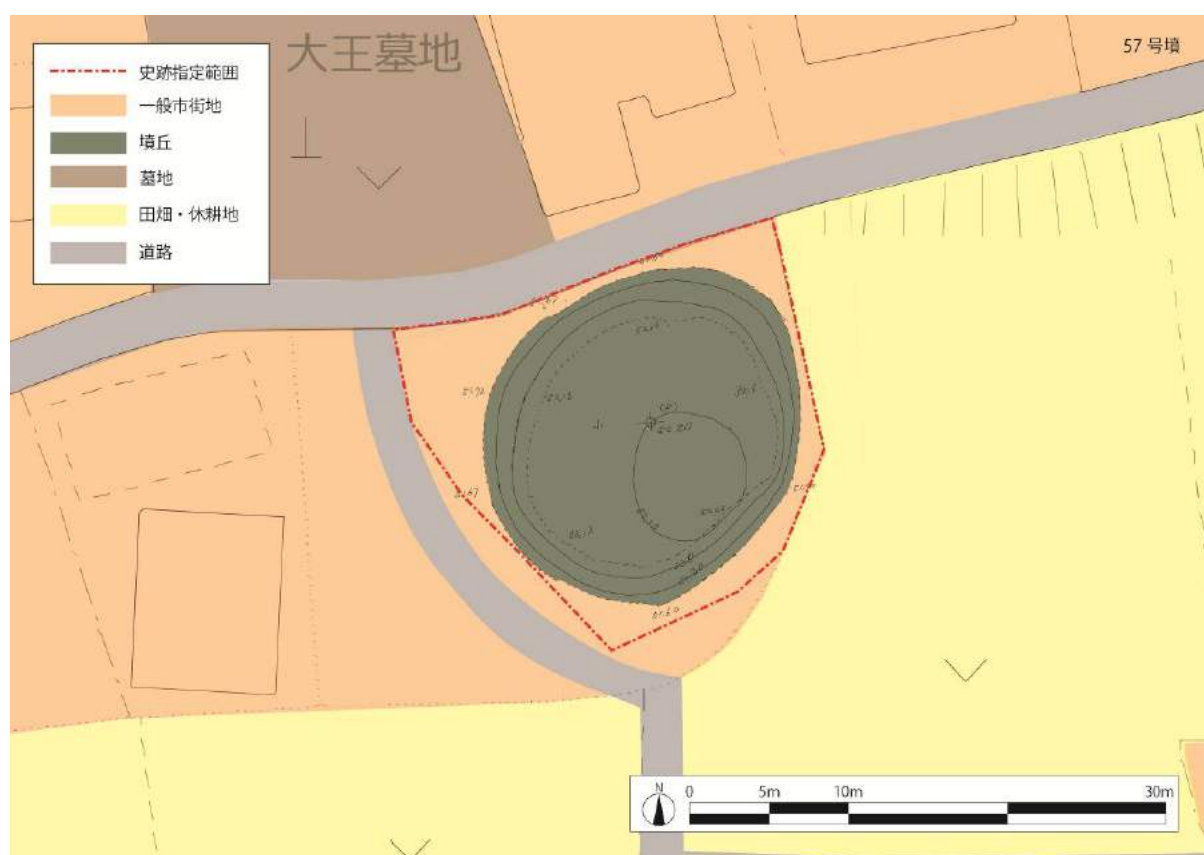


土地利用状況図 ※墳丘測量図なし

号数	57 号（円墳）	図説	
通称	—		
所在地	大字本庄字十日町西		
指定当時の 地番／地目・地積	6424／畑 1,650 m ²		
現在の地番	6424		
現況写真			
墳丘北西部		墳丘上の樹木	標柱
南へ抜ける新設道路と住宅		北方向を望む	
指定当時及び調査経過	指定当時の 状況	四周畑地のため次第に堀削されたと思われる原形をとどめていない。高さ 1.0m、東西 5.0m、墳丘面積 13.5 m ² 。	
	昭和 55 年 保存調査	四周畑地、堀削のため変形している。	
	平成 15 年 調査	墳丘上は削平され、テーブル状に平らになっている。北部には、木が数本生えている。周囲は草地になっており、ほとんど手がつけられていない。	
史跡の現状		北側に接する道路から南側へ抜ける道路が新設されており、墳丘の西側に接している。道路の設置に際して、ブロック塀が建てられている。	
墳丘上の樹木・構造物		高木が 2 本植栽され、小さな石柱が置かれている。	
これまでに検出された 遺構・遺物		なし	



土地所有区分図



土地利用状況図

3-4. 社会環境

(1) 国富町の概要

1) 沿革

国富町は、昭和 31 年 9 月に本庄町と八代村が合併して発足した。次いで昭和 32 年 3 月に木脇村と合併し、当時は人口 24,000 人を超える県下最大の町であった。

綾川農業水利事業（昭和 33～45 年）を契機として、昭和 47 年に農業の町を宣言し、農業を基幹産業として町勢発展を進める中、昭和 40 年代後半から企業誘致を進め、農・商・工併進の町づくりに取り組んできた。

産業基盤や生活環境、教育環境の整備充実を進める中、昭和 50 年代から法華嶽公園の整備をはじめ、総合文化会館やスポーツ施設などの整備に取り組むなど、町民の健康づくりが進められてきた。

昭和 60 年代から、企業立地や宅地開発の需要増など、都市的土地利用ニーズが高まってきているが、自然環境や農林業的土地利用との調和を図りながら、工業団地や住宅団地の整備を進めるとともに、公共下水道などの住環境整備に取り組んできている。

また、平成 17 年の台風の爪痕を教訓に、災害に強い町づくりを進めており、さらには今般、祭りの復活や地域独自の環境美化運動など、町民の自発的な活動機運が高まってきている。

2) 自然

本町は東西 22km、南北 18.8km に広がる豊かな田園都市であり、北西部に国有林が 3 割を占め、北西から南東に向かって本庄、飯盛、高田原、川上、薩摩原、六野原の台地が展開している。これらの台地を縫うように、本庄川、深年川、後川、三名川、北俣川などの河川が流れている。

本庄台地は、町の中心市街地を形成し、その他の台地は畑作を中心とする農業地帯となっている。また河川流域には水田地帯が広がっている。

植生は、人工林化が進み、丘陵地の山腹や斜面はスギ・ヒノキの植林に利用されているが、八代地区には県下有数のモウソウチク林も広く分布している。本庄地区は、大部分が市街地または緑が多い住宅地となっている。その中に、アカメガシワ-カラスザンショウ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等が点在し、本庄川沿いにヤナギ高木群落、ヨシクラス等が分布する。南部は水田雑草群落となっている。

須志田地区は果樹園、伐採跡地群落またはダイコン等を栽培する畑地が主な植生であり、その他にシイ・カシ二次林、スギ・ヒノキ・サワラ植林、放棄水田雑草群落等が分布している。

気象は、日向灘を北流する黒潮の影響を受け、温暖多雨で年間を通じてほとんど降雪を見ることがなく、年間平均気温は 17 度から 18 度となっている。年間を通しての日照時間や降水量も全国的に高い数値となっている。

3) 人口

本町の人口は、昭和 25 年国勢調査の 24,608 人をピークに減少の一途をたどっていたが、昭和 45 年の 19,037 人を境に減少に歯止めがかかり、平成 12 年まで増加するものの再び減少、平成 22 年国勢調査では 20,909 人となっている。これは、出生者数の減少、若い世代の町外への流出などが要因となっている。

人口の推移では、増加を示した時期もあったが、平成 7 年からは人口増が鈍化し、平成 12 年から減少し、特に平成 17 年以降、減少幅が大きくなる傾向になっている。

世帯数は、人口の減少に対して大きな減少はみられないが、一世帯あたりの人口は昭和 25 年に 5.17 人であったが平成 22 年には 2.70 人まで減少しており、核家族化の進行やひとり暮らし世帯が増加している。

4) 産業

人口減にもかかわらず、女性や高齢者の雇用拡大により、就業人口は微減にとどまっている。構成については、第 1 次産業の主力である農業就業者数は一貫して減少しているが、近年は減少幅も小さくなっている。第 2 次産業は、平成 7 年頃まで企業誘致とともに順調に伸びてきたが、近年、減少傾向にある。第 3 次産業は、サービス業を中心として伸びを示している。

5) 交通

町内の道路は、平成 23 年 4 月現在で、県道 10 路線・69km、町道 452 路線・333km となっている。県道は、10 路線のうち 5 路線が主要地方道となっており、改良率・舗装率とも県内の水準を上回っている。しかし、旧規格での整備区間が多いため、交通混雑や交通事故の多発により、道路拡幅や歩道設置等の二次改良が必要となってきた。

本町の唯一の公共交通機関は、宮崎交通の路線バスのみであるが、これは、住民の通勤・通学及び高齢者の足として重要な役割を果たしている。

主要路線は、県道宮崎須木線を通る宮交シティ～国富・綾線で 1 時間当たり 3～4 便の運行があるのに対し、その他の路線は近年のモータリゼーションの進展に伴う自動車の普及によって利用者の減少がみられ、運行便数の縮小や路線廃止による代替バスの運行など、路線バスの運行は厳しくなっている。また、東九州自動車道が高鍋～清武間で供用開始しており、高速バスが運行されている。

(2) 歴史資産等の分布

国富町には本史跡を含む2件の国指定文化財をはじめ、県指定文化財、町指定文化財を含めて、合計29件の指定文化財が所在している。

1) 国指定文化財

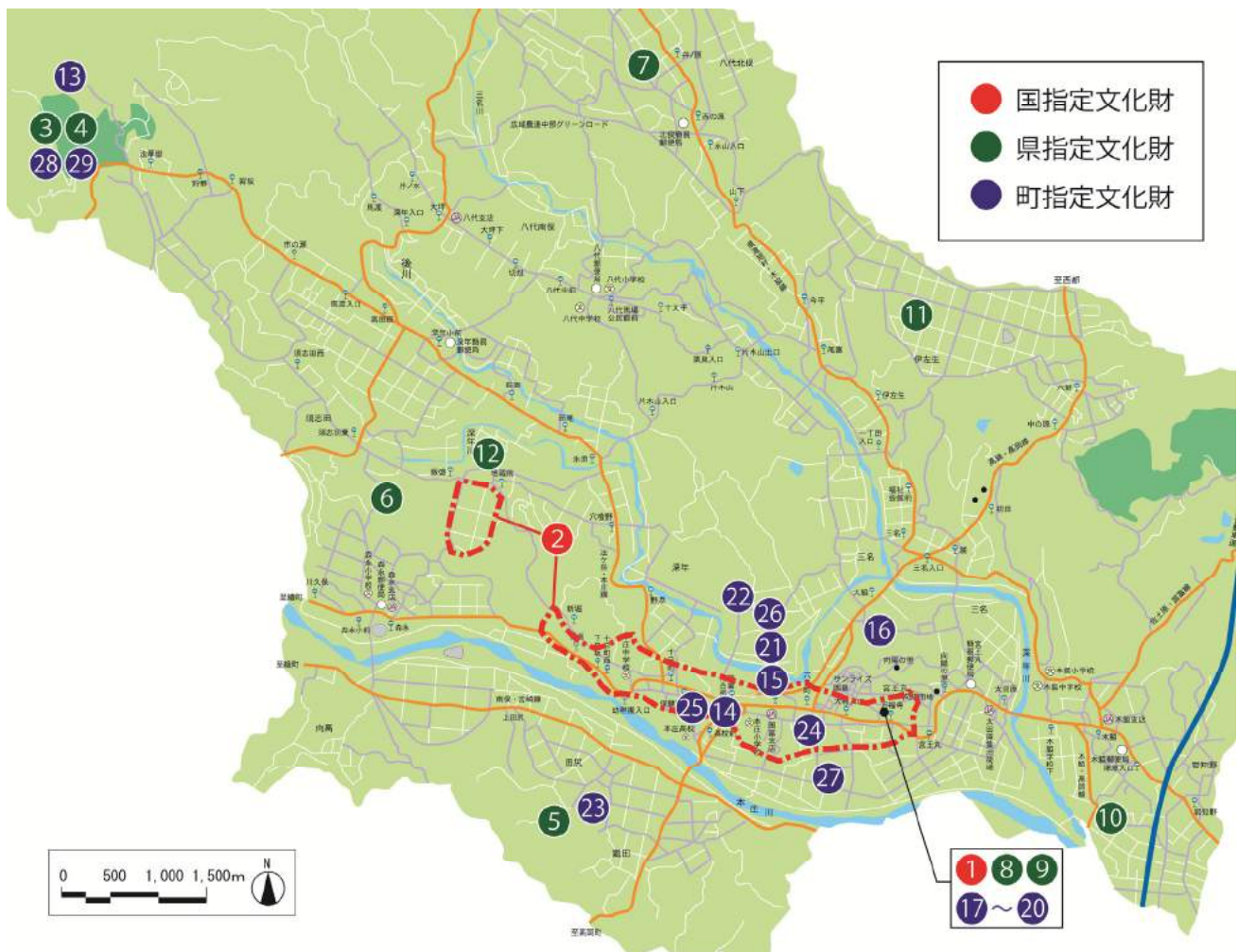
	名称	種別	指定年月日	備考
1	木造阿弥陀如来及び両脇侍像三軀	重要文化財	昭和19.9.5	彫刻(萬福寺)
2	本庄古墳群	史跡	昭和9.8.9	古墳群(57基)

2) 県指定文化財

	名称	種別	指定年月日	備考
3	木造薬師如来及び両脇侍像	有形文化財	昭和40.8.17	彫刻(法華嶽薬師寺)
4	須弥壇	有形文化財	昭和40.8.17	工芸(法華嶽薬師寺)
5	本庄の石仏	史跡	昭和8.12.5	磨崖仏(田尻)
6	森永の化石群	天然記念物	昭和12.7.2	化石床(森永)
7	バラ太鼓踊	無形民俗文化財	昭和37.5.15	郷土芸能(八代北俣諏訪神社)
8	木造薬師如来坐像	有形文化財	昭和61.3.25	彫刻(犬熊、三弓堂)
9	木造聖観音坐像	有形文化財	昭和61.3.25	彫刻(犬熊、三弓堂)
10	木脇村古墳	史跡	昭和11.7.17	古墳(16基)
11	八代村古墳	史跡	昭和9.4.17	古墳(1基)
12	本庄町古墳	史跡	昭和14.1.27	横穴墓(21基：本庄2、飯盛17、森永2)

3) 町指定文化財

	名称	種別	指定年月日	備考
13	法華嶽薬師寺石塔群	有形文化財	昭和57.4.1	石造建造物(42基)
14	義門寺石塔群	有形文化財	昭和57.4.1	石造建造物(8基)
15	木造能面(癒見面)	有形文化財	昭和58.4.1	彫刻(1面)犬熊・井口直美氏所有(総合文化会館)
16	六日町正統俵踊	無形民俗文化財	昭和57.4.1	郷土芸能
17	木造毘沙門天立像	有形文化財	昭和58.4.1	彫刻(犬熊、三弓堂)
18	木造不動明王立像	有形文化財	昭和58.4.1	彫刻(犬熊、三弓堂)
19	木造如来形立像	有形文化財	昭和58.4.1	彫刻(犬熊、三弓堂)
20	木造如来形坐像	有形文化財	昭和58.4.1	彫刻(犬熊、三弓堂)
21	木造大黒天立像	有形文化財	昭和58.4.1	彫刻(総合文化会館)
22	十日町樽踊	無形民俗文化財	平成8.1.18	郷土芸能
23	田尻棒踊	無形民俗文化財	平成8.1.18	郷土芸能
24	六日町ヨイマカ	無形民俗文化財	平成11.11.25	郷土芸能
25	稲荷のクスノキ	天然記念物	平成15.3.28	巨樹(稲荷神社)
26	六日町伝統歌舞伎人形	無形民俗文化財	平成24.3.30	郷土芸能
27	本庄南用水路(紀功碑及び指塚)	史跡	平成25.3.29	石碑2基
28	伊東祐青奉納墨書天井板	有形文化財	平成26.3.28	工芸(法華嶽薬師寺)
29	経筒	有形文化財	平成26.3.28	工芸(法華嶽薬師寺)

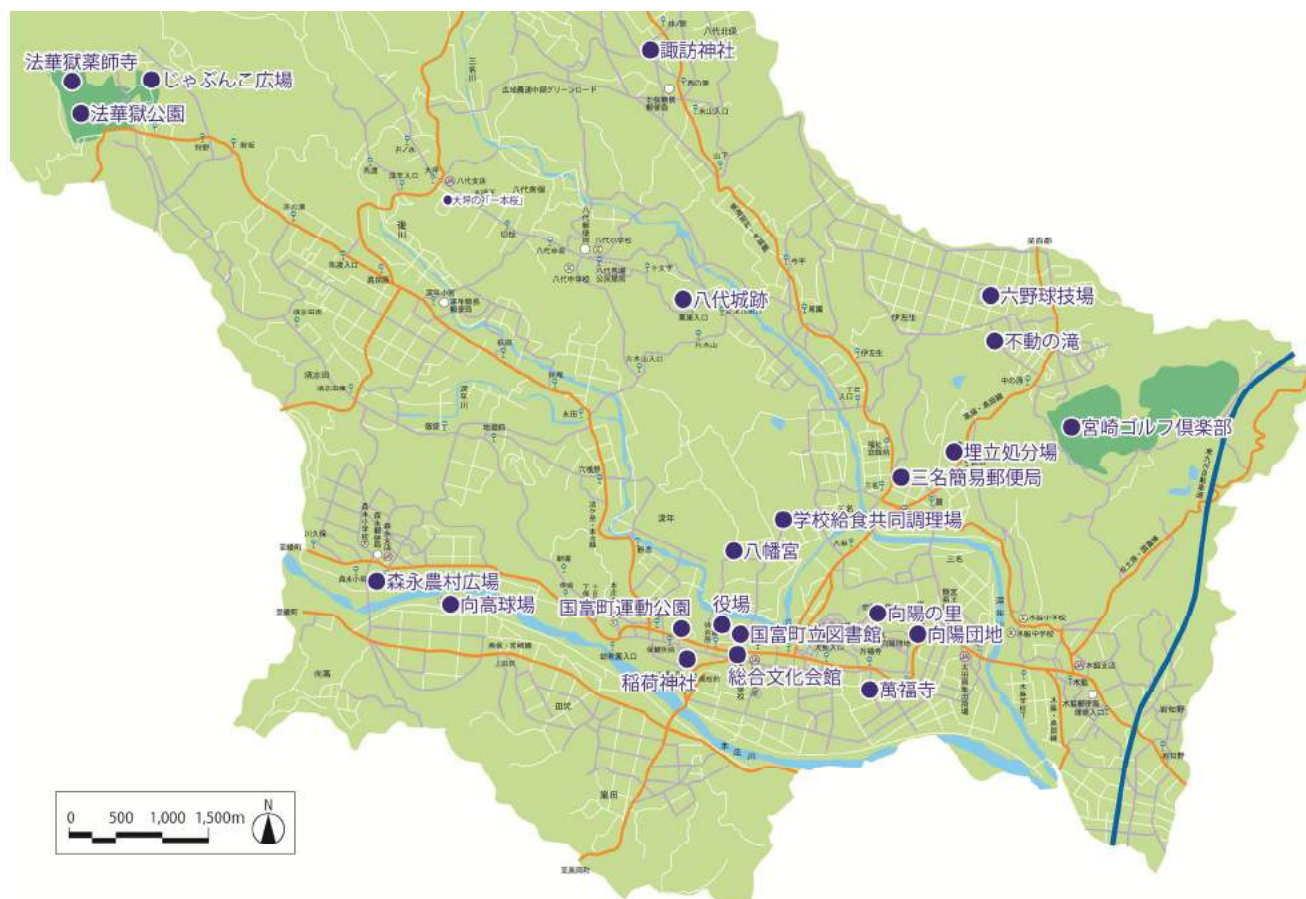


図：歴史資産の分布

(※16、22～24、26 については、無形文化財のため省略)

(3) 主要施設等の分布

町内の主要施設は、小中学校や郊外の運動施設等を除いて、そのほとんどが町役場の周辺、
県道 26 号線が通る本庄古墳群の付近に分布している。



図：主要施設の分布

第4章 史跡の価値

本史跡の有する価値を以下に示す。保存管理においては、これらの価値を確実に保存していくために、構成要素ごとの対処方針を定め現状変更の取り扱い基準を定めるものとする。

（1）本庄古墳群がこの地に造られた地形、立地の特性

宮崎県内、とくに宮崎平野部は国内でも有数の古墳群築造地帯として知られている。その一角をなす本庄古墳群は、大淀川水系（本庄川）による浸食作用で細長く分断された台地上に位置している。この地形的特性は、南北約 0.5 km、東西約 3.5 km の細長い台地上に多くの古墳が集中し、前方後円墳は列状で規則的に並ぶという、特徴的な史跡の景観形成に寄与している。

本庄古墳群の中心となる本庄地区は、現在は国富町の中心市街地であり宮崎・都城・小林方面を結ぶ交通の要でもある。古代においては日向国府と肥後国府をつなぐ官道の推定地であり、近世では本庄川を利用した水運によって物資の一大集散地と繁栄していた。本庄は古来より水陸交通の結節点であり、平野部と内陸部を結ぶ物資や情報の十字路でもあった。

（2）首長墓の変遷と出土遺物からみた、本庄古墳群の特質

1）宮崎平野における首長墓系譜からみた重要性

ア）宮崎平野における主要古墳群とその首長墓系譜

本庄古墳群の位置する宮崎平野部には、南九州の古代史を語るうえで重要な古墳群が集中している。古墳群における首長墓（前方後円墳）系譜を読み取ることは、古墳時代における地域社会のあり様と複雑多岐な政治動向等を明らかにすることにつながる。

そこで本庄古墳群と関わりの深い「西都原古墳群」と「生目古墳群」における首長墓の変遷を相互に比較することで、本庄古墳群の政治的位置づけをはかることとする。

①西都原古墳群（西都市）

宮崎平野北部を流れる一ツ瀬川流域には、南九州のみならず全国有数の大規模古墳群である西都原古墳群（特別史跡）が所在する。319 基以上の古墳の存在が確認されている。

首長墓は古墳時代前期（4 世紀）を前後する頃に複数の群ごとに築造が始まるが、これら首長墓系列は中期（5 世紀前葉）築造の九州最大規模を誇る女狭穂塚古墳と男狭穂塚古墳の下に統合される。両古墳の被葬者は一ツ瀬川流域を超えた南九州の首長連合体の盟主であった。

しかし、女狭穂塚古墳と男狭穂塚古墳の築造以後は、前方後円墳の空白期を繰り返すようになり、そこに首長墓系譜の断絶と勢力の変動を読み取ることができる。さらに古墳群の性格が中小の円墳や地下式横穴墓を主体とする群集墳へと変容していく。後期（6 世紀後葉）の 202 号墳（姫塚）を最後に前方後円墳の築造は停止し、大型円墳で横穴式石室を埋葬施設とする 206 号墳（鬼の窟古墳）の登場する 7 世紀初めを以て、首長墓の系譜は終焉を迎えた。

②生目古墳群（宮崎市）

本庄古墳群と同じ大淀川流域には 51 基の古墳からなる生目古墳群（国史跡）がある。最初の首長墓は 9・21 号墳で、その後継墳である 1・3・22 号墳は 100m 級の大型前方後円墳である。これらは古墳時代前期の宮崎平野部において傑出した規模であることから、地域を代表する盟主

的な首長墓と目される。

しかし、西都原古墳群の女狭穂塚古墳と男狭穂塚古墳の出現を境にして前方後円墳の築造は一時停止し、5世紀後葉の築造で小型化した7号墳で首長墓としての造営を終える。

③本庄古墳群

本庄古墳群は、西都原・生目古墳群とは異なり発掘調査例に乏しいが、これまでの知見等からその中核である本庄地区の首長墓の様相と変遷について、時期別に確認していくこととする。

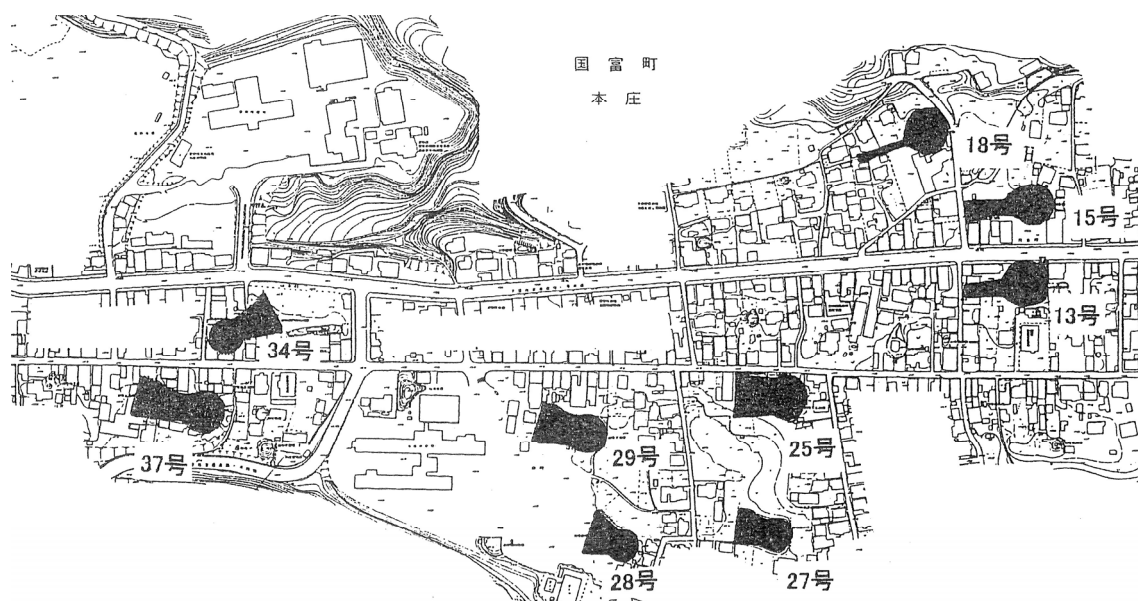
古墳時代前期（4世紀） 本庄古墳群で最初に築造された首長墓（前方後円墳）は12号墳（上山塚）である。現在は円墳状となっているが、本来は全長約68m以上の前方後円墳である。この墳丘上からは小型丸底壺（布留1式並行期）の口縁部が表採されたことから、本庄古墳群の始まりは4世紀前葉まで遡ることが明らかとなった。

続いて築造されたのは13号墳（観音山塚：全長73m）・15号墳（東銚子塚：80m）・18号墳（西銚子塚：63m）の柄鏡形前方後円墳である。これらは近接した位置関係にあり、ほぼ相似形の墳形を呈することから、極めて近い時期に築造されたとみられる。

柄鏡形前方後円墳とは、後円部に対して細長く低い前方部を有する形態をもつ前方後円墳のことである。柳澤一男氏は4世紀前葉～5世紀初頭にかけて南九州の各地で造られ、かつ南九州の特徴的な墳形であることを指摘している。

古墳時代中期（5世紀） 5世紀前葉に29号墳（下長塚：62m）が築造される。この築造年代は前方部から出土した円筒埴輪から判明している（平成25年度発掘調査）。この埴輪は川西宏幸氏による埴輪編年（川西編年）のⅢ期に比定される。

続いて5世紀中葉に築造された42号墳（藤岡山東陵：90m）は本古墳群最大の規模である。この古墳からは川西編年Ⅲ～Ⅳ期の円筒埴輪片が表採された。42号墳に後続する首長墓は37号墳（上長塚：76m）で川西編年Ⅳ期の円筒埴輪の存在から5世紀中～後葉頃の築造とみられる。



図：本庄古墳群における主要な首長墓（前方後円墳）の分布（S=1/6000）

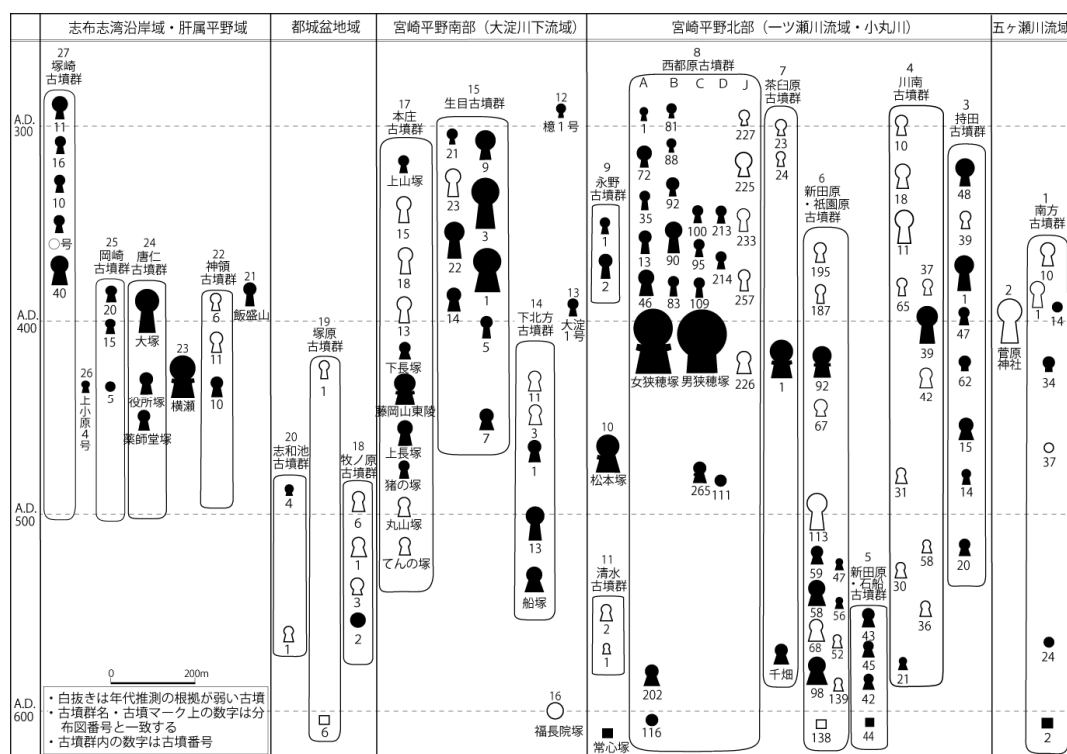
37号墳の後継にあたる首長墓は27号墳（猪の塚:50m）である。寛政元（1789）年、後円部側の裾部で妻入り長方形の長大な玄室をもつ地下式横穴墓が発見され、鏡や甲冑など豊富な副葬品が出土している。副葬品の時期から5世紀後葉頃の築造とみられる。

古墳時代後期（6世紀） 39号墳（丸山塚:50m）は川西編年Ⅴ期にあたる円筒埴輪の存在から6世紀を前後する時期に築造されたとみられる。その後は26号墳（てんの塚:63m）が位置けられる。本庄古墳群における最後の前方後円墳であり、断続ナデ調整の突帯を有する川西編年Ⅴ期の円筒埴輪が表採されている。

なお、前方後円墳築造停止後の首長墓は大型円墳等へ転換したものと考えられるが、最後の首長墓がどの古墳にあたるかは不明である。今後の調査研究が待たれるところである。

首長墓の系譜 土師器や埴輪等の遺物から築造時期が把握された首長墓（前方後円墳）の築造順は、12号墳（上山塚）→13号墳（観音山塚）・15号墳（東銚子塚）・18号墳（西銚子塚）→29号墳（下長塚）→42号墳（藤岡山東陵）→37号墳（上長塚）→27号墳（猪の塚）→39号墳（丸山塚）・26号墳（てんの塚）の順をたどることができる。

地下式横穴墓と横穴墓 本庄古墳群では高塚古墳と地下式横穴墓および横穴墓で構成される。地下式横穴墓は現在までに30基以上が調査され、1基が国指定（45号）の保護措置を受けた。地下式横穴墓は古墳時代中期（5世紀）の早い段階から造墓活動が始まるようであり、墓群として群集する場合や、27号（猪の塚）のように首長墓（前方後円墳）も含めた高塚古墳の埋葬施設として採用される特徴がある。横穴墓は2基（46・47号）が国指定を受けている。



図：南九州の主要首長墓群の変遷（柳澤一男氏作成、2016.3月現在）

イ) 首長墓系譜の変動と本庄古墳群

首長墓系譜変動とその意味 古墳群内における首長墓の小型化及び断絶の背景は、宮崎平野部諸勢力を代表する盟主の座をめぐる勢力抗争の結果であると考えられている。

古墳時代前期（4世紀）で宮崎平野部周辺の広域的な盟主的首長の座にあったのは、生目勢力である。奈良盆地東南部を本拠とする初期ヤマト王権と密接な関係により地位が保証されたと考えられている。

古墳時代中期（5世紀）に入ると大きな政治的変動が始まる。5世紀前葉の女狭穂塚古墳・男狭穂塚古墳の築造に象徴されるように、広域的な盟主的首長の座は、生目勢力から西都原勢力に移動している。ヤマト王権の大王墓の造営地（墓域）は、4世紀後葉頃に奈良盆地から河内平野に移動したことが判明している。大王墓の墓域の移動期からしばらくの間、列島各地の首長系譜に大きな変化が認められており、このヤマト王権における墓域移動が各地の首長勢力を巻き込んだ政治変動であったと想定されている。

西都原勢力が担った盟主的首長の座は、その後、宮崎市下北方古墳群や新富町新田原（祇園原）古墳群等に移動する。これが古墳時代中期～後期（6世紀）における政治的動向といえる。

このように広域的盟主的首長の座が生目勢力から西都原勢力、さらには他の勢力へと移動する要因のひとつには、王権による地域勢力の再編による変動であると理解される。

本庄古墳群の位置づけ 本庄古墳群は、古墳時代前期から後期まで長期にわたって首長墓の築造が継続しており、本古墳群の首長勢力が異例なほど安定していたことが明確に示されている。生目勢力が衰退し、西都原が最大の勢力となった頃、本庄古墳群では最大規模の42号墳（藤岡山東陵：全長90m）が築造される。これは本庄勢力が西都原勢力との親密な関係を構築し、一時的にも大淀川下流域を代表する盟主的首長として勢威を振るった可能性を示している。

2) 出土資料等からみた特性

甲冑 本庄古墳群内の5基の古墳からは鉄製甲冑の出土が確認されている。27号墳（猪の塚）裾部の地下式横穴墓からは2領の甲冑が出土している。31号墳（京塚：円墳）裾部の地下式横穴墓、7号墳（松原塚：円墳）裾部の地下式横穴墓、25号墳（円墳）、33号墳（鎧塚）の北側に面する地下式横穴墓から甲冑が見つかったという記録がある。

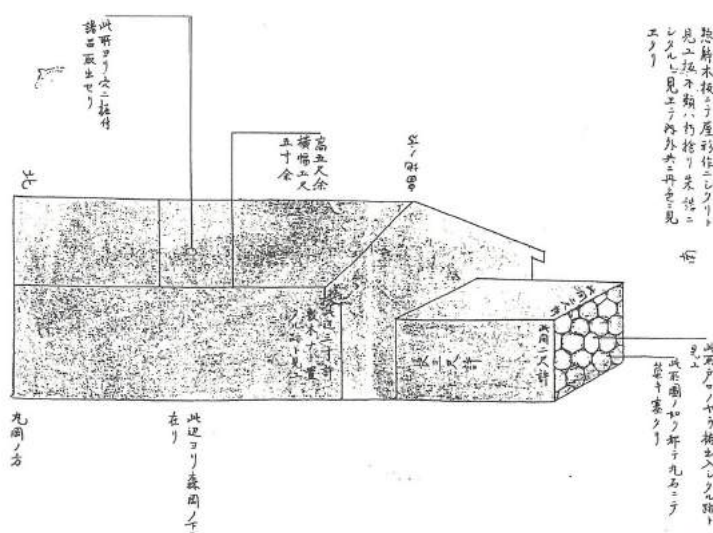
このように本庄古墳群を初めとして、宮崎県下（日向国）の古墳時代中期に属する古墳からは鉄製の甲冑が数多く出土している。甲冑は高度な加工技術を要することから、ヤマト王権管理下の工房で集中的に生産されたのち、各地域の首長および軍事機構に連なる首長・有力層に配布されたと考えられている。さらに日向国域における甲冑の出土数は、九州の他地域を圧倒していることから、日向国が軍事機構に関わる重要な地域ではないかと指摘されてきた。

このように、甲冑はヤマト王権との連携を表徴した品々であることから、本庄古墳群の被葬者は王権の政策に沿った軍事などの活動を担ったものと考えられる。

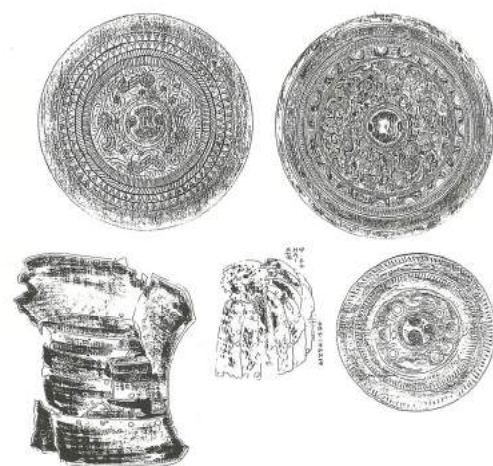
渡来系遺物 中国や朝鮮半島との関わりの深い遺物として、27 号墳の地下式横穴墓から出土した画文帯神獣鏡を含む中国製の銅鏡 3 面や、本庄古墳群出土とされる三葉環頭大刀（柄頭）等がある。例えば、画文帯神獣鏡は当時最高ランクの銅鏡で、中国南朝を経由してヤマト王権から各地域の有力首長へ支配権や地位の保障、密接な結びつきの証として配布されたとされる。

これら渡来系の品々は、東アジアをめぐる国際情勢や日本列島内の政治的状況のなかで、本庄古墳群の首長層による対外交渉で得られたものであり、政治的勢力とその権威の大きさを端的に示すものである。

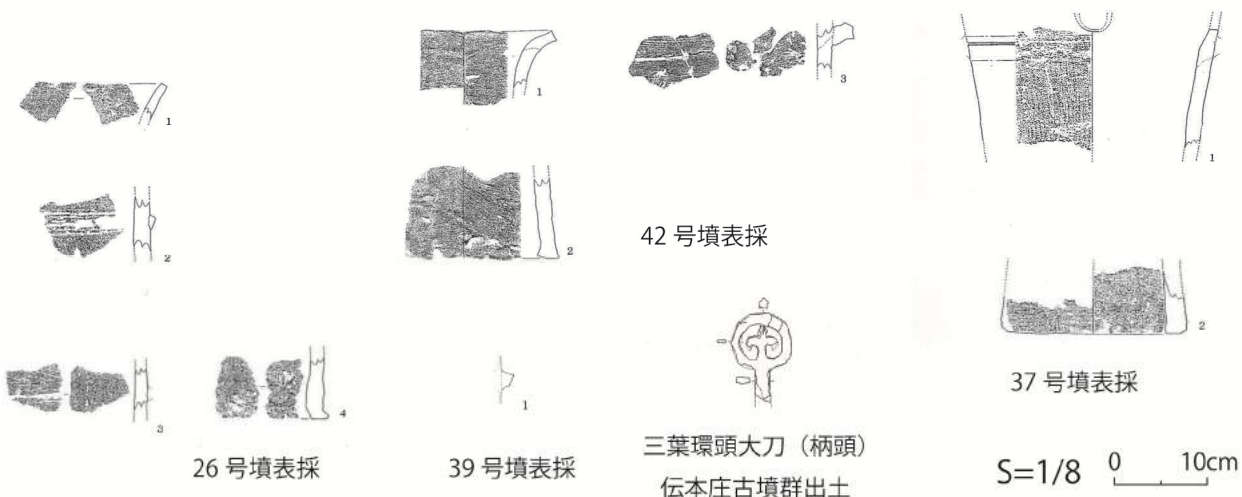
埴輪 本庄古墳群の内 5 基の前方後円墳からは円筒埴輪等が確認されている。宮崎県内では 2,000 基弱の高塚墳がある内、埴輪を採用する古墳は約 50 基とされることから、本庄古墳群の



猪の塚裾部の地下式横穴墓見取り図
(国富町郷土史 上巻より転載)



猪の塚裾部の地下式横穴墓からの出土遺物
(鏡 3 点、甲冑 2 点／国富町郷土史 上巻より転載)



優越性が認められる。

南九州に円筒埴輪が本格的に導入されるのは、西都原古墳群の女狭穂塚古墳、男狭穂塚古墳からとされる。犬木努氏によれば、西都原古墳群の埴輪は「女狭穂塚系列」と「男狭穂塚系列」に区分することが可能で、女狭穂塚古墳の円筒埴輪は、同時期の王陵系（畿内の大王墓級）の埴輪の特徴をよく備えているという。

本庄古墳群の 29 号墳（下長塚）の埴輪は、ベージュ色の色調で製作技法の特徴から、「女狭穂塚系列」に相当し、築造時期も女狭穂塚古墳と大差はないため、西都原の埴輪を製作した工人が本庄の埴輪製作に関わった可能性も考えられる。また、37 号墳（上長塚）からは円筒埴輪の他に蓋形埴輪の立飾部分の採集がなされている。蓋形埴輪は西都原古墳群においても発見されており、西都原勢力との密接な結び付きを示す一例とも言えよう。

3) 本庄古墳群の特質

本庄古墳群は、古墳時代のほぼ全時期にわたって連綿と首長墓（前方後円墳）が築造され、その墳丘規模は 42 号墳（藤岡山東陵：90m）を最大に、一貫して 50m 以上の墳丘を築造し続けたことは大きな特徴である。すなわち、本庄古墳群は西都原・生目古墳群等でみられた首長墓系譜の断絶や変動はなく、当時の政治変動に左右されることのない安定した首長系列が存在し続けた稀有な勢力であったと位置づけられる。

宮崎平野における一大勢力として勢威を保ち続けるために、甲冑に表徴されるヤマト王権との軍事的な結びつきや、円筒埴輪の導入にみられる西都原勢力との密接な関係性など、様々な対外交渉を重ねていたことも出土資料から読み取ることができる。

このように、本庄古墳群は、宮崎平野部や南九州のみならず、ヤマト王権を中心とする列島内の広域的政治連合において重要な地位を占め続けた勢力であり、古代国家形成期の重要な役割を果たした古墳群でもあって、国内的に見ても極めて高い本質的価値を有する史跡である。

台地と沖積地が織りなす豊かな農業地帯と商業地の中核である本庄地区は、古来より水陸交通の結節点であり、平野部と内陸部を結ぶ物資や情報の十字路でもあった。本庄古墳群は、これら卓越した経済基盤と地理・政治的位置を背景に発展を遂げたといえる。

現在、本庄古墳群の規模や内容等は全て把握されているわけではない。その他にも築造時期が未確認の首長墓（28 号・33 号・34 号・38 号）も存在する。本庄古墳群の史跡の価値をさらに明らかにするためには、内容確認のための発掘調査の実施が今後とも必要である。

（3）本庄古墳群をめぐる人々による保存顕彰活動に見られる価値

本庄地区は国富町の中心市街地であり、そのにぎわいは古墳群と一体化して形成されてきた。市街地化のなかで多くの古墳が残されてきたのは、人々が古墳に対して畏敬の念を持って接し、また顕彰してきた長い歴史の中で守り続けてきたからこそである。

大正時代に、この地を訪れた考古学者の鳥居竜蔵は、『宮崎県史跡調査』第 5 輯（1927 年）に

において下記のような文章を寄せ、本庄古墳群の規模や多様さ、そして人々の生活と古墳群が共存する歴史的景観への驚きを記している。

「跡江より流に沿ふて遡れば、本庄なる一小市街に達せん。此地は、殆ど古墳群中に存在せり、と称するも敢て不可なき程にして、其古墳の無数なる驚くの外なし。而して此处にも亦大古墳に富み、其形式或は前方後円あり、或は銚子塚あり、或は円塚ありて、殊に銚子塚の如きは、特に完全なる形式のものを認め得るなり。而して本庄市街は、全く古墳の間に町をなせるものにして、市街の神社の如きも、亦古墳の上に設けられたるを見れば、如何に大古墳に富めるかを想察するに足らん。(後略)」

このように本庄古墳群が、現代においてもその姿を残すことができた背景には、いにしえより多くの人々のたゆまない保存顕彰活動があった。

中世～近世 義門寺の開祖直心上人(源阿弥)が、正平年間(1346～70)に古墳に石標を建てて本庄四十八塚と称したとされ、本庄古墳群における保存顕彰の嚆矢といえる。

寛政元(1789)年、通称「猪塚」(第27号墳)から多量の副葬品が発見された出来事は、発見直後から学者や関係者の耳目を集めた。国学の隆盛と古器物に対する興味関心が高まった時代を背景に、薩摩藩の国学者である白尾国柱らによって多くの書物に記録が残された。

近現代 明治時代以降、地元住民主体の調査と保護顕彰が活発化する。それは明治初期に作られた『日向国諸県郡本庄村古陵墓図説』(以下『古陵墓図説』)に結実した。これは、剣柄稲荷神社の司掌であった宮永真琴らが、個々の古墳について形状や大きさのみならず墳丘の現状や伝承などを細かく記述するとともに、側面から見た古墳の形状を図化したものである。

全国的にも先駆的な古墳の悉皆調査の記録であり、当時の古墳の様子や現在では聞くことのできない伝承を今に残す貴重な資料である。古墳の荒廃を嘆く同志とともに測量と聞き取り調査を行ったこれらの記録類は現在まで続く古墳の保護顕彰の礎である。

また『古陵墓図説』に記載された古墳の名称は、寺社名(観音山塚・地藏塚など)・墳丘の形状(銚子塚など)および過去に出土した遺物名(鈴塚・轡塚など)に由来することから、当時から本庄の町の人々の中にそれぞれの古墳が息づき呼び慣わされていたことも読み取れる。

大正10年(1921)頃には、主要な古墳の墳丘上に古墳の名称が刻まれた石碑が建てられる。この石碑設置事業は当地の「本庄町尚善会」によるものであるが、設置に至る経緯や尚善会の内容は不明である。少なくとも大正期には地元の有志により古墳の顕彰が行われていた証であり、その背景として大正元年(1912)から同6年(1917)における西都原古墳群の発掘調査や旧蹟や名勝等に対する全国的な保護気運の高まりがあると考えられる。

このような保存顕彰の流れのなかで、大正13年(1924)には東銚子塚と西銚子塚が、昭和6年(1931)には本庄古墳群の一部が仮指定された。昭和9年(1934)3月には『国富町郷土史』の著者である坂本貞義氏により「本庄古墳群調査報告書」がまとめられ、同年8月9日に県内では西都原古墳群および千畑古墳(西都市)に次いで国の史跡指定を受けた。これにより行政的にも保護顕彰の措置が講じられることとなる。

(4) 中心市街地と共存する形で残された古墳群としての価値

本庄古墳群は官公庁、学校、民家や商店等が密集する本庄台地に所在するという特殊な環境にある。その中心市街地は県道 26 号宮崎須木線や県道と並行する旧道沿いに数多くの古墳が立ち並ぶという街並みの景観であり、いわば本庄の町は古墳群の中に形成されたものである。

こうした古墳と中心市街地が共存する風景が残されてきた背景としては、前項で示したように、国富町の人々が、これらの古墳に対し畏敬の念を持って接し、また顕彰してきた長い歴史を受け継ぐ中で守られ続けてきたということが非常に大きいといえる。

その結果、古墳として築造されてから今日に至る幾星霜の中で、その機能や役割を変化させつつも、幸いなことに現状の様な形を留めるに至っている。

特に、中心市街地においては、とりわけ貴重な緑地環境としての役割を果たしており、昭和の時代までは子どもたちの遊びの場として親しまれる等、地域の人々にとっては生活に非常に密接した空間であるといえる。

この様に、人々の生活と古墳群が色濃く共存する風景がなお残されているケースは、全国的にみても珍しく、生活のそばに古墳があるということが特別なことではない、当たり前のものとして認知されているということこそが、今なお継承され続ける本庄古墳群固有の価値である。

そして、これからの長きにわたっても、「まち」と「人」と「古墳」が築き上げてきたこの関係を継承していくことこそが、今の時代に生きる私たちの責務であるともいえよう。

参考文献：

- 有馬義人 2000 「宮崎県の埴輪—その導入と展開—」『九州の埴輪その変遷と地域性』九州前方後円墳研究会
- 犬木 努 2015 「西都原古墳群の埴輪—『平成調査』から『大正調査』へ—」『西都原古墳群総括報告書』宮崎県教育委員会
- 川西宏幸 1978 「円筒埴輪総論」『考古学雑誌』第 64 巻 2 号
- 白石太一郎 2012 「古墳からみた南九州とヤマト王権」『南九州とヤマト王権』大阪府立近つ飛鳥博物館
- 橋本達也 2012 「九州南部」『古墳出現と展開の地域相』古墳時代の考古学 2
- 橋本達也 2012 「九州南部と古墳文化」『内外の交流と時代の潮流』古墳時代の考古学 7
- 北郷泰道 2005 『西都原古墳群』日本の遺跡 1
- 柳澤一男 1995 「日向の古墳時代前期首長墓系譜とその変遷」『宮崎県史研究』9
- 柳澤一男ほか 2011 『生目古墳群と古代史』みやざき文庫 80
- 吉村和昭 2008 「寛政元年発見『猪塚』地下式横穴墓とその評価」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第 4 号
- 吉村和昭ほか 2009 「本庄古墳群・本庄地下式横穴墓群出土の短甲」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第 5 号

第5章 計画推進にあたっての現状と課題

本史跡の保存管理、整備・活用及び運営体制構築を進めていくにあたり、対応していくべき課題を以下に整理する。

5－1．保存管理の現状と課題

本史跡において、多くの古墳は地域住民の生活環境の中に所在しており、確実な保存を推進していくうえでは、地域住民の生活との共存が必要不可欠であることから、暮らし続けるという定住意欲との整合を図りながら、より実状に配慮した保存方策の実施が求められる。

さらに、周溝を含む正確な古墳の範囲については、大部分の古墳が未調査となっており、指定地外における開発行為等によって更なるき損が発生する危険性があり、今後発掘調査を計画的に進めながら、範囲確定ができたものについては、指定範囲の見直しを行う必要がある。

また、公有化については、保存の緊急度や整備・活用の有効性、更には所有者の意向等を勘案しながら検討を行う必要がある。

5－2．活用の現状と課題

本史跡は、中心市街地の中に点在していることから、その価値を高め発信していくことで、町民をはじめとした多くの人々が訪れ、回遊し、地域の歴史や自然とそれらの関わりや生活の営み等を知る場として活用できる。そこでは、観光や歴史教育、地域交流等、様々な活用が考えられ、国富町の歴史や本庄古墳群に関する資料の収集・研究・展示、また他の地域文化に関する情報の収集と提供に積極的に努めていく必要がある。

そのため、地域に愛されてきた史跡としての価値を確実に保存しつつも、町全体の地域交流や観光振興等の視点で、活用を推進していくことが必要である。

5－3．整備の現状と課題

本史跡における整備の現状としては、標柱の設置が中心であり、古墳そのものに対する復元等の整備は行われていない。また、誘導サイン、解説サイン等の情報提供も不十分であり、実際に古墳を辿りながら見学し、十分な情報を享受できるという状況には至っていない。

一方で、四方を住宅に囲まれた古墳や、私有地の中に所在する古墳等については、整備・活用が困難であることから、より効果を上げることのできる古墳を絞り、整備対象として検討を進めていくことも必要である。

5－4．運営・体制の現状と課題

本史跡に関する地域の関わりとしては、国富町史談会をはじめとした団体による顕彰活動が行われているが、一般住民の関心はそれほど高くなく、特に若い世代や新しく住み始めた住民の関心を高めていくことが求められている。

今後は、より広い範囲での地域との協力体制を構築することで、町との協働による史跡保全を進めていくことが求められる。そのためには、今回の保存管理計画、そしてその先にある整備・活用が、地域や町にとってどのようなメリットがあるのかをしっかりと見定め、単なる史跡の保存管理にとどまらず、まちづくりに活用していくという視点を持つことが必要である。

第6章 保存管理計画

6-1. 基本方針

古墳とともに暮らすまち

史跡の価値と地域の暮らしを一緒に守っていく保存管理に向けて

本庄古墳群は、この地において連綿と営まれてきた人々の暮らしに寄り添いながら、今日に至るまでその姿を残し続けてきた史跡である。本庄地区の古墳の多くは住宅地の中に所在し、建物等に近接した墳丘が数多く見られるという状況は、同じ宮崎県内における他の古墳群とは異なる様相を呈している。西都原古墳群や生目古墳群といった、個別の墳丘の復元を含めた歴史公園的整備が進む古墳群、田園風景のなかに所在し、農地と一体となった景観を構成している持田・川南・新田原古墳群といった他の古墳群との対比からは、本史跡の土地利用における特異性を見出すことができる。すなわち、住宅地にありながら大規模な削平やき損を免れてきたという事実こそが、本史跡が地域住民の愛着の醸成や畏敬の念の継承によって守られてきたという証であるといえる。

このような背景を鑑み、本計画においては、通常の保存管理における方針に加え、「古墳とともに暮らす」という視点を重視し、史跡とまちとの共存を図っていくための保存管理のあり方を進めていく必要がある。そのためには、個別の古墳ごとの現状に応じたきめ細やかな保存管理の方針を定めると共に、町民の本史跡に対する理解向上を図りながら保存管理、そしてその先に続く整備・活用に取り組んでいかなければならない。

本史跡の目指すべき保存管理は、従来の公有化を前提とした保存措置だけではない。古墳の近傍における町民の暮らしが永続的に続いていくことこそが、これまでと同じように古墳そのものを守り続けていくという考え方に基づいている。そのためには、本史跡の多様な価値を行政と町民が共有することにより、史跡との共生関係を築いていくことが必要である。

そこで、本史跡の有する本質的価値に加え、この地に暮らし続けるという地域住民の想いを確実に守るために、保存管理のテーマを「古墳とともに暮らすまち：史跡の価値と地域の暮らしを一緒に守っていく保存管理に向けて」とし、以下の基本方針を定めるものとする。

(1) 史跡等を構成する諸要素の特定と価値の明確化

本史跡においては、史跡の主要な価値を構成する要素、史跡の副次的な価値を構成する要素、さらには指定地外において今後明らかにすべき要素や史跡地景観を構成する多様な要素が一体となって全体を構成している。

このため、史跡の適切な保存管理を図っていくために、これらの要素を明確に把握・整理し、さらには史跡の全容解明に向けた調査研究を継続的に行っていく。

(2) 史跡の確実な保存と継承

本史跡の価値を良好な状態で後世へと継承していくために、特定された諸要素の状況を踏まえ、適切な保存管理の方策を定める。

（３）史跡地の周辺環境を含めた一体的な保全方策の立案

本史跡を構成する個々の古墳の保存に加え、史跡地の周辺環境を構成する要素については、良好な史跡地景観を保全していくための適切な景観及び土地利用等の誘導を図っていく。

（４）史跡の公有地化の推進と追加指定

本史跡は、非常に高い歴史的価値を有する歴史資産であると同時に、地域住民の生活空間が史跡内に広がっている。そのため、公有化を推進する区域と住民生活との共存を図っていく区域を区分し、これまで本史跡が受け継いできた「古墳とともに暮らす」という理念を実現していくための確実な保存管理を行っていく。

また、史跡の価値を把握し高めるため、指定地周辺の確認調査を適宜実施し、その成果にもとづいて、住民の理解を得ながら追加指定を図り、適切な保存管理を行う。

（５）史跡の価値の共有化

本史跡の確実な保存を図っていくうえでは、地域住民及び国富町民が、本史跡とその価値を深く理解することが必要である。

そのために、適切な情報発信を行い、本史跡の価値の共有化を図っていく。

（６）行政と地域の連携による持続的な保存管理体制の構築

史跡地の保存・管理は国富町並びに所有者がそれぞれ適切に実施することが前提となる。特に、公有化後の史跡地については、町が主体となって維持管理を行うが、史跡の保存管理を円滑に推進するために、地域住民と行政、さらには各種団体等との協働・連携によりこれらを推進していくための十分な相互理解と協力体制の構築を図っていく。

（７）史跡地周辺や周辺史跡と結びつけた整備・活用の展開

本史跡を効果的に活用していくためには、史跡単体を対象とした整備・活用では不十分であり、歴史的な背景を十分理解したうえで、群としてのまとまりの顕在化や周辺に所在する史跡や地域資源とのつながりにも配慮した整備・活用を図る。

そのためには、町の政策や上位・関連計画との連携・調整を図りながら、新たな時代に向けての国富町のまちづくりに活かしていくための視点や方策を視野に入れ、地域の活性化に貢献しうる整備・活用を推進していく。

なお、この地域の社会環境の変化や調査研究の進展により保存管理計画の全体的な見直しが必要となった場合は、地域住民や地元関係者の理解と協力のもとに修正を図っていくものとする。

6-2. 史跡及びその周辺を構成する要素

(1) 構成要素の考え方

保存管理・現状変更の取扱い基準や整備・活用の方針を策定するために、史跡及びその周辺を構成する要素について整理する。これらは、「史跡の本質的価値を構成する諸要素」、「史跡を構成するそれ以外の諸要素」、「史跡の周辺環境を構成する諸要素」に分類することができる。

表：史跡及びその周辺を構成する要素の分類

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	玄室（横穴墓）
			埋葬施設（石室等の遺構・副葬された遺物（埴輪、土器等））
			周溝
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	今後調査等によって確認される地下式横穴墓等の未確認の遺構・遺物等
		史跡の保護に有効な要素	神社（社殿、鳥居等）、祠、地藏、石塔群等信仰に係るもの
			標柱、石柱、石塔等
			石段
			案内板
			樹木（高木、低木）
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	土留め、コンクリートブロック、フェンス、木柵等
			建築物・工作物
			建築物（空家）
			コンクリート舗装（駐車場等）
			庭園設備（庭石等）
			農地（田畑等）
			農業用水路
樹木（高木、低木）			
土留め、コンクリートブロック、フェンス、木柵等			
電柱、カーブミラー			
道路（私道を含む）			
史跡の周辺環境を構成する諸要素	周辺の住宅、道路等の土地利用		
	史跡周辺の景観、樹林等の自然的要素		

(2) 各古墳の構成要素

1号墳（鬼ノ塚・円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成 する諸要素	本質的価値を 構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の 諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	石柱、標柱、灌木、ブロック
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	－
史跡の周辺環境を構成する諸要素			住宅地内に位置。西側を道路に接する。

2号墳（鈴塚・円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	祠
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	灌木、植栽、自然石石垣、木柵（庭園設備）
	史跡の周辺環境を構成する諸要素		民家の築山状態。建築物に近接。

3号墳（円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成 する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	石柱（2本）
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	－
史跡の周辺環境を構成する諸要素			農地、道路、駐車場に囲まれている。

4号墳（円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成 する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	石柱、標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	－
史跡の周辺環境を構成する諸要素			畑、住宅、道路に囲まれている。

5号墳（元塚・円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	—
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	祠（南側）
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	灌木（植樹、墳丘全体）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			民家の築山状態。建築物に近接。

6号墳（円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	周溝（3箇所）調査にて確認
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	石祠（2基）
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	植木（東側）、灌木（周縁部）、フェンス（民家との境界部）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			周辺は山林。土砂の崩落有（東側）。南側の埋め戻し（南側、平成26年）

7号墳（松原塚・円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	—
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	—
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	灌木、2段ブロック、フェンス、ソテツ（60 cm径）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			墳丘全体に灌木が繁茂。墳丘の視認が困難。北側に建物が近接。

8号墳（大將軍塚・円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	大將軍神社社殿、祠
		史跡の保護に有効な要素	灌木、標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	ブロック塀（北東～東、北西～西）、フェンス
史跡の周辺環境を構成する諸要素			頂部に神社を有する。周辺は山林や農地で、建築物はなし。

9号墳（地藏塚・円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	標柱、石灯籠
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	フェンス（周辺部）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			東・西・南面はフェンスで囲まれている。北側に郵便局、西側は駐車場。

10号墳（蛇籠滝上塚・円墳）

分類			諸要素
する史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	調査済み。遺構検出されず。
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	－
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	灌木の植栽、庭石、建築物（民家）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			民家の築山状態。墳丘に民家が接する。

11号墳（丸山塚・円墳）

分類			諸要素
する史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	丸山様の祠、石段、石碑（周縁部）
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	立木（80 cm径）、高木、灌木
史跡の周辺環境を構成する諸要素			山林に囲まれている。

12号墳（上山塚・前方後円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	周溝（1箇所確認済）
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	－
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	道路（町道）、建築物（民家）、高木
史跡の周辺環境を構成する諸要素			住宅に囲まれている。後円部のみ残存。

13 号墳（観音山塚・前方後円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成 する諸要素	本質的価値を 構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の 諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	祠（前方部）
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	クスノキの切株、道路（付け根部分を削平）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			住宅に囲まれている。後円部の一部は道路に接する。

14 号墳（円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成 する諸要素	本質的価値を 構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	—
	それ以外の 諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	—
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	灌木（東側）、ブロック塀（南側、3 段）、 電柱
史跡の周辺環境を構成する諸要素			西側は道路に接する。

15 号墳（東銚子塚・前方後円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成 する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	
		史跡の保護に有効な要素	石祠、石段
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	クスノキ（3本）、灌木、古木の切株、ブロック塀（墳丘との境）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			後円部は全て民家に接する。前方部は民家に接し、一部畑、果樹も植えられている。

16 号墳（円墳・墳丘消失）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	—
		地下に埋蔵されている要素	—
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	—
		史跡の保護に有効な要素	—
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	—
		史跡の周辺環境を構成する諸要素	

17号墳（円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	石柱、標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	電柱
史跡の周辺環境を構成する諸要素			周辺はアスファルト舗装の駐車場と道路。

18号墳（西銚子塚・前方後円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	石柱（後円部）、標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	高木（クス等）、切株、電柱、街灯
史跡の周辺環境を構成する諸要素			前方部は住宅に、後円部は農地等に囲まれ、東側は道路に接している。

19号墳（円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	—
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	なし
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	ブロック塀（周囲）、植栽（ミカン、アジサイ等）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			民家の築山状態。周辺をブロックで囲まれている。

20号墳（榎塚・円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成 する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	園芸植物、灌木
史跡の周辺環境を構成する諸要素			民家の築山状態。住宅、私道に接する。日常的に園芸植物を植える等、庭としての利用が顕著。

21 号墳（荒神塚・円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	祠（北東部）
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	灌木
史跡の周辺環境を構成する諸要素			民家の築山状態。住宅に囲まれている。

22 号墳（地藏塚・円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	地藏堂の社、石段
		史跡の保護に有効な要素	石柱、灌木
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	ブロック塀（東側）、自然石の石垣（南西側）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			住宅に囲まれている。

23 号墳（円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	なし
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	祠（木造）
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	石積み（周縁部の一部）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			山林の中にある。

24 号墳（円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	石列（昭和 58 年調査にて確認）
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	標柱、石柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	ブロック塀、電柱、灌木
史跡の周辺環境を構成する諸要素			東側は民家ブロック塀に接する。その他は駐車場や道路に接する。

25 号墳（円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	—
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	—
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	灌木（周縁部）、南側に登り口
史跡の周辺環境を構成する諸要素			民家の敷地内にある。アクセス路なし。

26 号墳（てんの塚・前方後円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	金毘羅神社、鳥居、石段
		史跡の保護に有効な要素	灌木植栽（社殿周辺）
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	灌木、ブロック塀（東側）、街灯、電柱
史跡の周辺環境を構成する諸要素			北側は道路に接する。南側は農地。東・西側は住宅の敷地に面する。指定範囲より墳丘が大きいようである。

27 号墳（猪の塚・前方後円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	—
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	石碑（周縁部）
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	切株（墳丘全体）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			周辺はほぼ農地。一部民家に近い部分がある。

28 号墳（前堀塚・前方後円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	—
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	—
		史跡の保護に有効な要素	石柱、標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	小道（北側）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			西側は小学校グラウンド内に位置。残りは農地と住宅に囲まれている。

29 号墳（下長塚・前方後円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	石碑（2本）
		史跡の保護に有効な要素	標柱、崩落防止保護ネット（西側）
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	高木
史跡の周辺環境を構成する諸要素			南側は小学校グラウンドに位置。残りは住宅に囲まれている。一部崩落の危険あり。

30 号墳（濱の面塚・円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	タンク小屋、マツの植栽
史跡の周辺環境を構成する諸要素			北側は小学校のグラウンド内に位置。残り は山林内にある。

31 号墳（京塚・円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	石碑
		史跡の保護に有効な要素	標柱、ブロック塀
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	サクラの植栽、灌木、切株
史跡の周辺環境を構成する諸要素			小学校敷地内に位置。北側は道路に接する。

32 号墳（円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成 する諸要素	本質的価値を 構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の 諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	ブロック塀（四方全て）、植栽（ツツジ等、東側周縁部）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			住宅に囲まれている。

33 号墳（鎧塚・前方後円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	登り口（西側）、雑木（北側崩落部）、生垣
史跡の周辺環境を構成する諸要素			山林の中にあり、南側は駐車場に接する。 東側の一部が民家に接する。

34 号墳（義門寺山内塚・前方後円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	戦没者慰霊碑、供養塔
		史跡の保護に有効な要素	標柱、石柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	樹林（西側）、高木・灌木
史跡の周辺環境を構成する諸要素			北側は墓地に、残りは住宅に接している。

35 号墳（馬塚・円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	ブロック塀、園芸植物
史跡の周辺環境を構成する諸要素			民家の築山状態。東側は道路に接する。

36 号墳（千貫塚・前方後円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	石柱、標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	ブロック塀（低い）、切株（サクラ）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			東側を変電所設備、南側を道路に接する。 その他は農地や駐車場に接している。

37 号墳（上長塚・前方後円墳）

分類			諸要素
する史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	—
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	戦没者慰霊碑
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	サクラ、果樹の植込み（東側）、登り口（北西側、北側の2ヶ所）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			住宅に囲まれている。一部北西側は駐車場に接する。

38 号墳（剣塚・前方後円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	稲荷神社（柵、階段、社、鳥居、石柵など）
		史跡の保護に有効な要素	クスノキの巨木（本社北東側）、その他古木
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	－
史跡の周辺環境を構成する諸要素			南側を道路、その他を住宅地に接する。ほぼ全てが稲荷神社の境内で、構造物も多い。

39 号墳（丸山塚・前方後円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	祠、石碑
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	ブロック塀、雑木林（西～南西部）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			西側は道路に面する。北側と東側の一部には民家に近接している。残りは駐車場や空き地に面している。

40 号墳（恵比須屋敷裏塚・円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	ブロック塀（北側）、灌木
史跡の周辺環境を構成する諸要素			民家の庭内。北側と東側が民家に近接し、残りは山林。アクセス困難。

41 号墳（轡塚・前方後円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	地藏堂の祠
		史跡の保護に有効な要素	祠へのアクセス路（石及びコンクリート製）
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	灌木
史跡の周辺環境を構成する諸要素			民家の築山状態。周辺は民家が密集している。

42 号墳（藤岡山東陵・前方後円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	－
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	フェンス（北西部斜面）、雑木林
史跡の周辺環境を構成する諸要素			周辺はグラウンド及び山林に囲まれ、グラウンド側に一部フェンスが設置されている。

43 号墳（藤岡山西陵・円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	—
		地下に埋蔵されている要素	—
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	—
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	—
史跡の周辺環境を構成する諸要素			町民グラウンド内に位置していたと考えられているが、現在は墳丘が消失している。

44 号墳（法華岳薬師塚・円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	周溝（2箇所確認）
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	標柱、木とロープの柵
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	－
史跡の周辺環境を構成する諸要素			公園内で保護されている。

45 号墳（地下式横穴墓）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	—
		地下に埋蔵されている要素	埋葬施設（玄室）
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	祠
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	灌木
史跡の周辺環境を構成する諸要素			民家の庭の一部。玄室の空洞上に祠が建てられている。

46 号墳（横穴墓）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	玄室（横穴墓）
		地下に埋蔵されている要素	玄室
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	仏像
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	ロープ（危険防止）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			周辺はスギや雑木に囲まれている。

47 号墳（横穴墓）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	玄室（横穴墓）
		地下に埋蔵されている要素	玄室
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	仏像
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	ロープ（危険防止）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			周辺はスギや雑木に囲まれる。入口が半分ほど埋まっており、直接様子をみるのは困難。

48 号墳（前方後円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	石柱、標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	樹木 2 本（周辺）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			畑の中に位置する。北側が農道に接する。

49 号墳（円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	石柱、標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	樹木、看板（不法投棄排除用）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			畑の中に位置する。

50 号墳（円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	石柱、標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	登り口（東側）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			畑の中に位置する。

51 号墳（円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成 する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	—
		地下に埋蔵されている要素	—
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	—
		史跡の保護に有効な要素	—
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	—
史跡の周辺環境を構成する諸要素			墳丘があったとされる場所は畑の中に位置する。現在は墳丘が消失している。

52 号墳（円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	—
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	—
		史跡の保護に有効な要素	石柱、標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	—
史跡の周辺環境を構成する諸要素			畑の中に位置する。アクセス困難。

53 号墳（円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成 する諸要素	本質的価値を 構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	—
	それ以外の 諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	—
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	—
史跡の周辺環境を構成する諸要素			畑の中に位置する。アクセス困難。

54 号墳（円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成 する諸要素	本質的価値を 構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	—
	それ以外の 諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	—
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	—
史跡の周辺環境を構成する諸要素			畑の中に位置する。西側は道路に面する。

55 号墳（円墳）

分類			諸要素
する 史跡を構成 する諸要素	本質的価値を 構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	—
	それ以外の 諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	—
		史跡の保護に有効な要素	石柱、標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	—
史跡の周辺環境を構成する諸要素			畑の中に位置し、アクセス困難。

56 号墳（円墳）

分類			諸要素
する史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	切株、電柱
史跡の周辺環境を構成する諸要素			民家の畑に隣接。目立たない場所にありアクセス困難。

57 号墳（円墳）

分類			諸要素
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素	地上から視認できる要素	墳丘
		地下に埋蔵されている要素	－
	それ以外の諸要素	古墳以外の文化財、地区の歴史・文化的価値を示すもの	－
		史跡の保護に有効な要素	石柱、標柱
		史跡の保存管理上調整の必要な要素	高木（２本）、ブロック塀（北西側）
史跡の周辺環境を構成する諸要素			北側は道路に、その他は農地に接する。

6－3．保存管理の対象範囲と地区区分

(1) 対象範囲

本史跡の保存管理にあたっては、まず史跡指定地が対象となり、公有化も含め適切な保存管理を行うための方策を定める必要がある。

しかし、現在の史跡指定地は古墳の実態に基づいたものとなっているとは言い難い。それは、確認調査により古墳関連遺構の所在が認められない範囲が生じたり、逆に、指定地外において周溝等の重要遺構が確認されたりといった状況が発生することが想定されるためである。

そのため、今後の確認調査及び研究を踏まえながらも、実態に即した古墳ごとの範囲を定め、住民の理解と協力を得ながら積極的に遺跡の保存を図っていく必要がある。

そして、本史跡の立地する地形的特徴を把握し、今後の史跡の適切な保存管理や活用を進めるにあたっては、古墳の周囲に広がる空間をバッファーズーンとし、史跡と調和した良好な景観保全等を図るべき範囲と位置づけていくこととする。

特に、本庄地区と須志田地区では、このバッファーズーンの状況が、市街地と農地ということで大きく異なっていることから、それぞれの状況に応じた保全策を講じていく。

(2) 地区区分

以上の点から、本史跡保存管理計画の対象範囲を次のような地区に区分する。

1) 第1種地区（史跡として指定された範囲）

本庄古墳群として既に国の指定を受けた範囲である。墳丘、横穴墓の玄室、周溝等が残っていることが過去の調査等で確認されている。

また、第1種の中でも、現在までに本質的価値を構成する要素が視認できる範囲(主に墳丘が視認できる範囲)を第1種A、それ以外を第1種Bとし、保存管理を行っていくこととする。

2) 第2種地区（遺跡の保存及び確認調査を進めていくべき範囲）

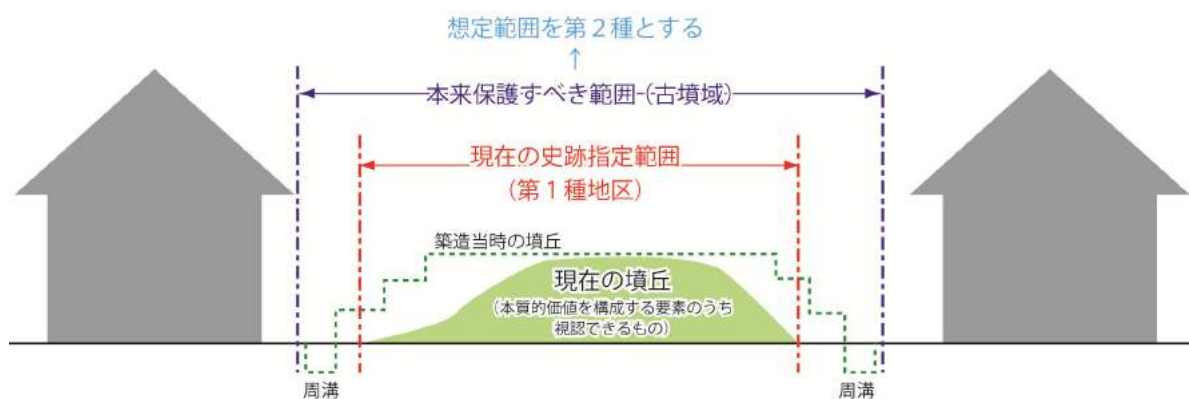
第1種地区（史跡指定地）に隣接する、周溝などの遺構・遺物が埋蔵されている可能性があるとして推定される範囲である。一帯が周知の埋蔵文化財包蔵地であり、周溝や石室等の遺構・遺物が遺存している可能性の高い地区である。

第2種のうち、本質的価値を構成する要素が視認できるものの史跡指定地に含まれていない事例がいくつか見られるため、これを第2種Aとし、早急に追加指定を行うこととする。それ以外の範囲は第2種Bとし、第1種に準じた保存管理を行っていくこととする。

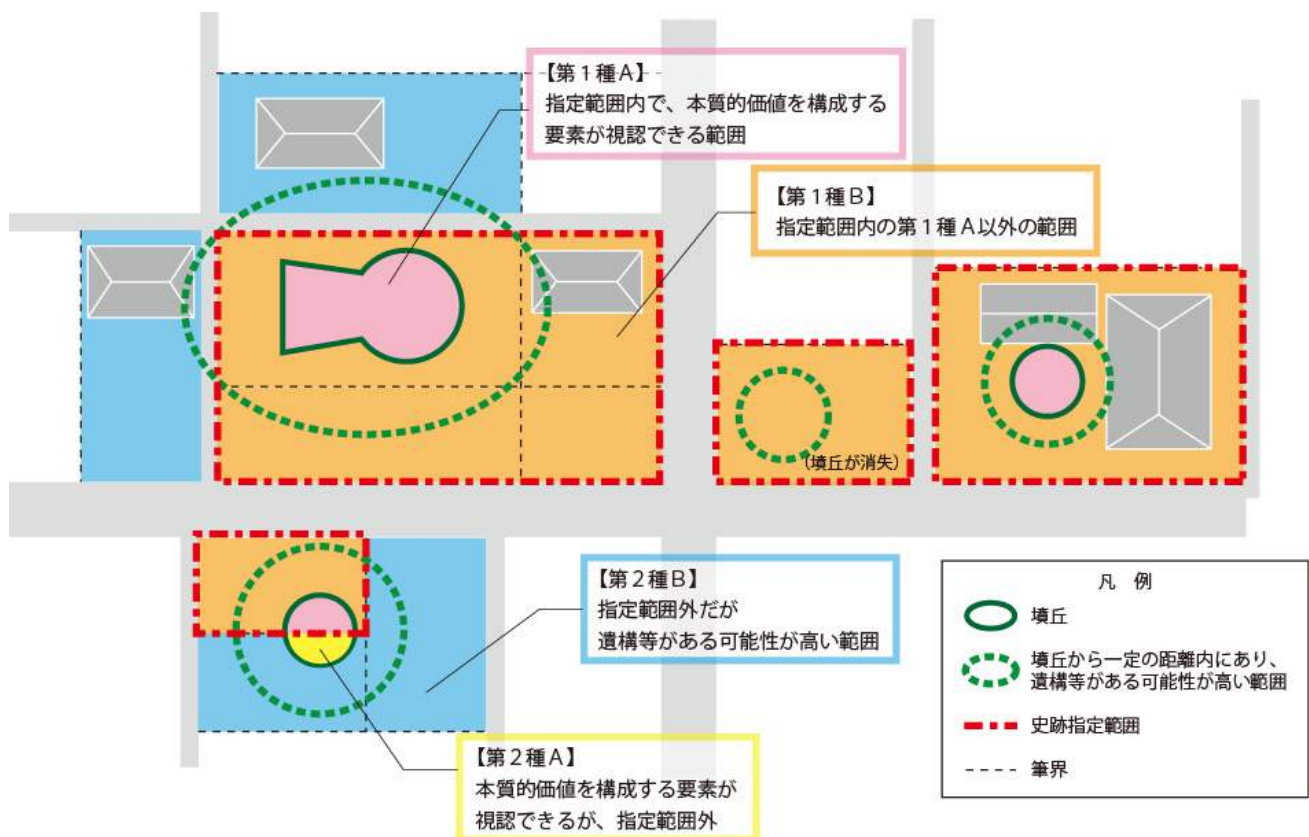
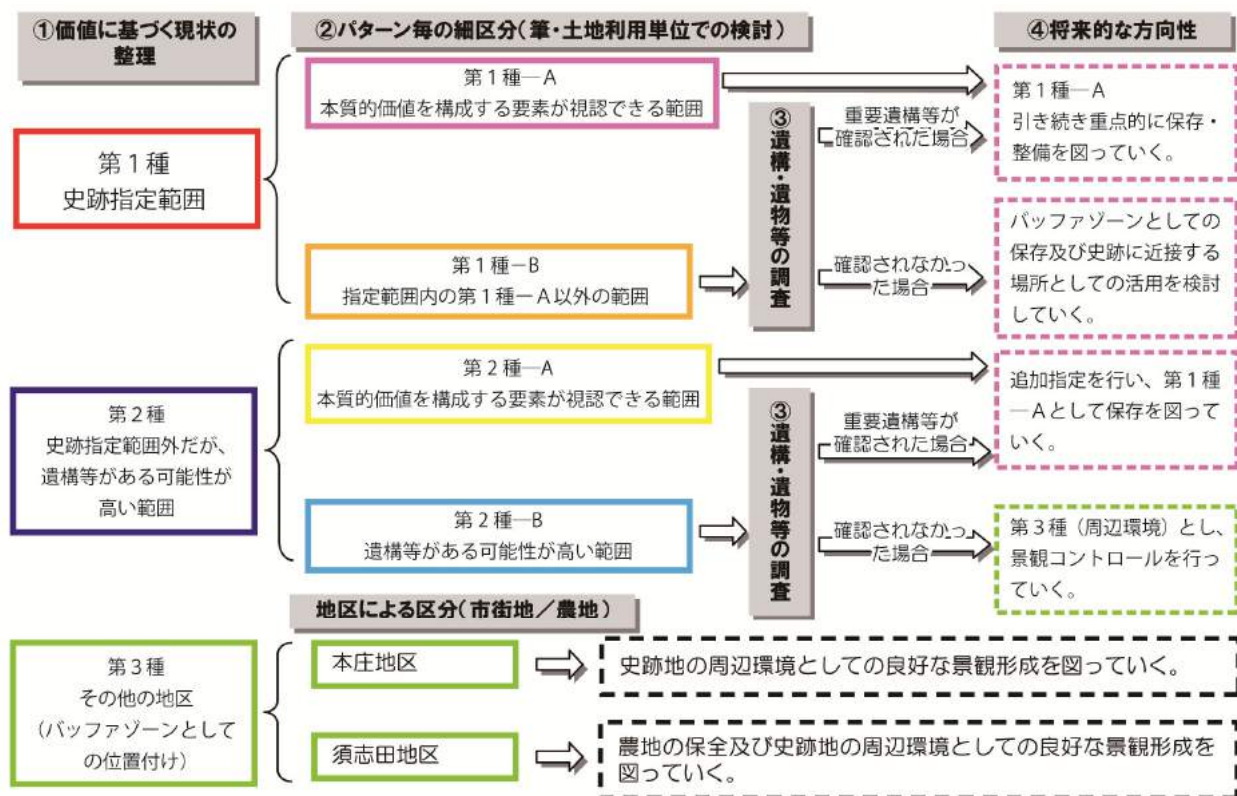
3) 第3種地区（景観保全などを図っていくべき範囲）

第1種・第2種地区に隣接し、一体的な景観を構成する範囲である。

この地区は、本史跡のバッファゾーンとなる地区であり、将来的な整備・活用にあたって、史跡地の周辺環境及び市街地環境としての視点から、史跡との一体的な景観保全や整備を進めることが望ましい空間である。



図：墳丘の捉え方と地区区分の設定



図：地区区分の考え方

6-4. 各地区の保存管理に関わる方針

(1) 第1種地区（史跡として指定された範囲）

史跡として保存されてきた範囲であり、今後も最優先に史跡の保存と整備・活用を行っていく範囲とする。ただし、市街地にあるという本史跡の特徴により、宅地として利用されていたり、宅地と近接している範囲もあり、ほとんどの土地が公有化されていない状況である。

原則として建築物の新築や建替等の現状変更行為は認められないが、所有者の居住の権利を認めるという観点、また市街地と共存してきた古墳としての価値を認めるという観点から、既存の建築物の建替や改修については、範囲や高さといった内容等を協議したうえで、所有者もしくはその子弟が居住する場合にのみ認めるものとする。（第三者への売買を前提とした建築行為は原則として認めない。）ただしその際は、可能な限り確認調査を行うこと、遺構等をき損しない方法で行うことが前提となる。

また、個別の古墳毎の状況から優先度を設け、土地の公有化を進めていくこととする。

一方、昭和9年の指定時に、当時の土地所有区分に沿って筆ごとに指定を行ったため、第1種地区Bのように、墳丘からの距離が離れているにも関わらず指定範囲に含まれているものが見受けられる。こうしたケースについては、確認調査を行ったうえで、遺構・遺物等が確認されなかった場合は、バッファゾーンとしての保存及び史跡に隣接する土地としての活用を検討していくこととする。

(2) 第2種地区（遺跡の保存及び確認調査を進めていくべき範囲）

史跡指定当時は、墳丘の所在する範囲を主な史跡指定範囲としたため、墳丘範囲と史跡指定範囲がほぼ一致している古墳が多く見られる。本来であれば、周溝等も含め、遺構、遺物が遺存することが想定される範囲を史跡指定範囲とし、保存管理の対象としていくことが望ましい。

第2種とした範囲は全域が文化財保護法に規定される「周知の埋蔵文化財包蔵地」に含まれるため、開発行為を行う際は確認調査を行うことが基本となるが、調査が可能な箇所においては積極的に確認調査を行い、周溝を含む古墳域の特定を行っていくこととする。

それに伴い、遺構・遺物等が確認された範囲は第1種地区とし追加指定を進めていき、遺構・遺物等が確認されなければ、第3種地区として取り扱っていくこととする。

なお、第2種地区Aについては、墳丘が所在しているが指定から漏れている範囲であるため、第1種地区Aに準じた現状変更への対応を図りながら、早期の追加指定、公有化を図っていく。

(3) 第3種地区（景観保全などを図っていくべき範囲）

現在視認できる本質的価値を構成する要素との近接性や確認調査の結果等から、第1種地区・第2種地区に比べ保存に係る規制は緩やかな範囲である。史跡のバッファゾーンとしての位置づけであり、開発行為等を行う際は、史跡の本質的価値を損ねないような景観的配慮が求められる。

将来的には、景観計画や景観農業振興地域整備計画を策定し、史跡地としての良好な景観形成を図っていくことが望ましい。

表：地区区分毎の保存管理方針

地区区分	地区区分の条件	建築物の有無	公有化優先度	保存管理と公有化の考え方
第1種 (史跡指定範囲内)	A	有	中	・ 現在居住しており、建替等を行う場合は、既存の基礎を利用する等、遺構等をき損しない方法で行う。 ・ 空き家の場合は、取り壊し及び公有化を進める。
		無	高	・ 現状変更は認めない。公有化の優先度は最も高い。
	B	有	低	・ 調査の結果重要遺構・遺物が確認される、または遺存する可能性が高いと考えられる場合は、第1種Aに準ずる。
		無	中	・ 重要遺構・遺物が存在しないと判断された場合は、史跡地の周辺環境としての整備・活用を検討する。
第2種 (指定範囲外)	A	-	高	・ 早急に追加指定を行い、指定後は第1種Aとする。 ・ 保存管理及び公有化の考え方は第1種Aに準ずる。
	B	有	調査の結果により1・3種に準ずる	・ 現在所在している建築物は認めるが、建替や新築を行う際は町に事前相談の上、可能であれば地下遺構調査を行う。重要遺構・遺物が存在する場合は史跡指定範囲への追加を行い、第1種Aとする。
		無		・ 可能な範囲で地下遺構の調査を行い、重要遺構・遺物が存在する場合は第1種Aとして史跡指定範囲への追加及び公有化の手続きを推進する。重要遺構等が見つからなかった場合は、第3種とし、景観コントロールの対象とする。
第3種 (バッファゾーン)	市街地 (本庄地区)		-	・ 景観コントロールの対象とする。(将来的に策定される景観計画もしくは地区協定により誘導を行う)
	農地 (須志田地区)		-	・ 景観コントロールの対象とする。(将来的に策定される景観計画もしくは農振法や景観農業振興地域整備計画による土地利用規制により誘導を行う)

6-5. 現状変更に関する取り扱い基準

現状変更とは、家の建設や工作物の設置等の開発行為を総称したものであり、今後想定される現状変更に対しては、前項で示した地区区分ごとの方針に沿った取扱い基準を定め、その運用を図っていくものとする。

(1) 現状変更にあたる行為

現状変更にあたる行為は、工事等下記の事項が該当する。

- ア. 造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋め立て等の地形の改変
- イ. 道路の新設、改築及び修繕
- ウ. 建築物※の新築、増築、改築、移転又は除却
- エ. 工作物の新設、改修、修繕、移設又は除却
- オ. 公園施設の新設、改修及び修繕
- カ. 地下埋設物の新設、改修及び修繕
- キ. 樹木の植栽、伐採
- ク. 発掘調査及び保存整備
- ケ. その他史跡に影響を及ぼす行為

※[建築物に関する語句の定義]

- ・建築とは、建築物を新築し、増築、改築、または移転することをいう（建築基準法第2条13号）
- ・新築とは、新たに建物を建築するもので、増築、改築又は移転に該当しない建築をいう
- ・増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、以下のいずれにも該当するものをいう
 - ア. 既存の建築と同一敷地内であること
 - イ. 既存の建築と用途が不可分であること
- ・改築とは、建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異ならないものを造ることをいう
- ・移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことをいう
- ・簡易な建築物、工作物とは建築基準法施行令第136条の9で定められた建築物（布基礎を伴わない倉庫、物置、車庫等）のことをいう。具体的には、小規模な作業所、物置、門、生垣、堀、電柱、道路標識、信号機、ガードレール、小規模な各種の観測・測定機器等である

(2) 第1種地区の現状変更に係る取扱い

1) 現状変更の制限

文化財保護法第125条には、史跡指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」と定められている。すなわち、現状変更の原因者は国富町、宮崎県教育委員会、文化庁と協議したうえで、県に移譲された許可権限の他は、すべて文化庁長官の許可を受けなければならない。原

因者が各省各庁の長以外の国の機関である場合は、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない（同法第 168 条）。

上記の（１）に示した現状変更は、史跡の価値を十分に踏まえたうえで検討し、実施しなければならない。そして、いずれの場合も遺構の保存に影響を及ぼさないことを原則とする。地下掘削を伴う現状変更に関しては、事前の発掘調査等を実施し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更等について協議を行うものとする。さらに、将来的な史跡整備等の大規模な現状変更に関しては、保存目的調査等の結果を踏まえたうえで、宮崎県教育委員会や文化庁の指導を受け、史跡整備委員会等において有識者の意見を聞きながら計画の検討を行うものとする。

また、遺構の保存に直接的な影響を及ぼさない行為であっても、建築物・工作物の形状・色等に関しては、史跡地の景観を阻害しないものとするを旨とし、将来的には景観計画及び条例による景観誘導等も視野に入れながら、事業主体の意識醸成を図っていく。

２）現状変更を認められない行為

- ア．本計画で現状変更を認めないとした事項（p. 184～185：各地区の現状変更に係る取扱い基準）に該当する行為
- イ．本計画に定められた基準（p. 184～185：各地区の現状変更に係る取扱い基準）に反する場合
- ウ．史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- エ．史跡の価値を著しく減じる又は景観を阻害すると認められる場合

３）許可申請を要しない現状変更

上記のように、史跡の現状変更については制限があるが、文化財保護法第 125 条第 1 項には、「ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とある。すなわち、当条文に基づき、次の①～③に示す行為については文化庁長官の許可を要しない。

ただし、こうした現状変更であっても、国富町、宮崎県教育委員会と事前協議することが望ましい。

①維持の措置の範囲

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号）第 4 条に規定される「維持の措置の範囲」は以下のとおりである。

- ア．史跡がき損し又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡をその指定当時の原状に復するとき
- イ．史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき
- ウ．史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

②非常災害

地震、風水害、火山噴火などの大規模な災害や伝染病（家畜を含む）の蔓延等により、人命等の安全や史跡の保護が脅かされる事態とする。

③日常的な維持管理の行為

ア．植生等の維持管理行為

- ・ 植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈り等）
- ・ 公園灯・解説施設等の清掃・保守点検、路面の清掃および簡易な補修

イ．道路の維持管理行為

- ・ 道路の日常的な管理・簡易な補修（路面の表層打ち換え・補修、街灯等の清掃・保守点検）や破損・劣化による部分的な取り替え

ウ．既存建物の維持管理行為

- ・ 外壁または屋根の塗装等の小規模な修繕
- ・ 内装および屋内諸設備の補修及び修繕

エ．墓地の維持管理行為

- ・ 地下遺構に影響を与えない墓地としての利用

オ．畑の維持管理行為

- ・ 地下遺構に影響を与えない日常的な畑作行為

(3) 第2種地区の現状変更に係る取扱い

1) 現状変更の制限

第2種地区Aについては、墳丘が存在しているが指定から漏れている範囲であり、早急に指定地の拡大と公有化を図るものとする。現状変更を行う必要が生じた場合は、文化財保護法(93条・94条)等関連法令等に基づいて速やかに町へ通知するとともに、事前の協議を行うものとする。第2種地区Aの性格上、史跡指定を受けるまでは基本的に第1種地区Aに準ずる運用を図っていくものとする。

第2種地区Bについては、現状変更を行う必要が生じた場合には、文化財保護法(93条・94条)等関連法令等に基づき、速やかに国富町に通知するとともに事前の協議を行うこととする。この第2種地区Bは、計画的に確認調査をおこない、追加指定を図る等して、遺跡を積極的に保存していくべき地区と位置づけている。地下掘削を伴う現状変更に関しては、事前の発掘調査等を実施し、重要な遺構が確認された場合は、計画自体の見直し、その後の追加指定等について協議を行うものとする。

また、遺構の保存に直接的な影響を及ぼさない行為であっても、建築物・工作物の形状・色等に関しては、史跡地の景観を阻害しないものとすることを目指し、将来的には景観計画及び条例による景観誘導等も視野に入れながら、事業主体の意識醸成を図っていく。

2) 現状変更を認められない行為

- ア. 本計画で現状変更を認めないとした事項(p. 184～185:各地区の現状変更に係る取扱い基準)に該当する行為
- イ. 本計画に定められた基準(p. 184～185:各地区の現状変更に係る取扱い基準)に反する場合
- ウ. 遺跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- エ. 遺跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合

(4) 第3種地区の現状変更に係る取扱い

現状変更を行う必要が生じた場合には、文化財保護法(93条・94条)等関連法令等に基づき、速やかに国富町に通知するとともに事前の協議を行うこととする。いずれの現状変更の場合も遺構の保存に影響を及ぼさないことを原則とする。須志田地区については、文化財保護法に定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」には該当しないものの、史跡指定地内ということでそれに準ずるものとみなし、通知及び事前協議を行うよう所有者等に働きかけていくこととする。

地下掘削を伴う現状変更に関しては、状況に応じて事前の確認調査等を実施し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更等について協議を行うものとする。

また、第3種地区においては、本庄古墳群のバッファゾーンとして位置づけられることから、史跡地の景観を阻害しないものとすることを目指し、将来的には景観計画及び条例による景観誘導等も視野に入れ、事業主体の意識醸成を図りながら、史跡と調和するような良好な景観の維持・形成へと誘導を図っていくものとする。

(5) 地区別の現状変更取り扱い基準

史跡地で予想される各種の現状変更等に対して、地区区分別の具体的な取り扱い基準（一般事項）を示す。

地区区分 現状変更等	第1種地区		特記事項
	A	B	
造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋め立て等の地形の改変	×：原則として認めない。1)	同左	1) 遺構復元や後世の地形改変の復旧といった文化財保護のための地形変更は認める。
道路の新設、改築及び修繕	×：原則として新設は認めない。 ○：公共・公益上必要な施設の維持のための改修等は認める。2)	同左	2) 遺構に影響を与えない工法を用い、史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合に認めるものとする。
建築物の新築、増築、改築、移転又は除却	×：基礎工事を伴う新築、増築、改築、移転は認めない。 △：原則として認めない。ただし、現時点で居住しており、今後も継続して住み続ける場合や、神社等は改築を認める。3) 4) ○：除去は認める。	△：原則として認めない。ただし、事前協議と確認調査を条件として、本史跡に関連する重要な遺構が確認されなかった場合には認める場合がある。 ○：除去は認める。	3) 既存の基礎を利用する等、遺構等をき損しない工法を用いることとする。 4) 賃貸を目的とするアパート等への建て替えは認めない。世帯主、もしくはその子が住み続けることを条件とする。
工作物の新設、改修、修繕、移設又は除却	○：防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修は認める。5) △：新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断する。 ○：除去は認める。	同左	5) 遺構に影響のないよう計画したうえで、史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。
地下埋設物の新設、改修及び修繕	×：原則として認めない。	○：公共・公益上必要な地下埋設物は認める。6)	6) 地下遺構に影響のない範囲で認める。
樹木の植栽、移植	×：原則として認めない。7)	△：原則として認めない。ただし、事前協議と確認調査を条件として、本史跡に関連する重要な遺構が確認されなかった場合には認める場合がある。8)	7) 史跡整備に伴い、景観を損ねず遺構をき損しない範囲で行われる植栽は認めるものとする。 8) 重要遺構が確認された場合は第1種Aの基準に準ずる。
樹木等の伐採	△：事前協議を条件として認める。9) 10) △：景観上優れた樹木等については、事前の調査によりリストアップを行い、状況に応じて土壌を含めて保存していく。	同左	9) 史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採は、その影響が最小限となるよう配慮する。 10) 伐根は、地下遺構への影響が大きいことから、原則として認めない。
発掘調査及び保存整備	○：遺構の保存や状況把握に関わる調査は認める。11) ○：学術的調査の成果に基づく保存修理、整備は認める。12)	同左	11) 遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。 12) 学術的調査の成果に基づく保存、整備を行う場合には、その方法等を十分検討したうえで行う行為について認めるものとする。

地区区分 現状変更等	第2種地区		特記事項
	A（第1種地区Aに準ずる）	B	
造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋め立て等の地形の改変	×：原則として認めない。1)	○：原則として認める。ただし、事前協議と確認調査を条件として、本史跡に関連する重要な遺構が確認されなかった場合には認めない場合がある。 ○：除去は認める。	1) 遺構復元や後世の地形改変の復旧といった文化財保護のための地形変更は認める。
道路の新設、改築及び修繕	×：原則として新設は認めない。 ○：公共・公益上必要な施設の維持のための改修等は認める。2)		2) 遺構に影響を与えない工法を用い、史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合に認めるものとする。
建築物の新築、増築、改築、移転又は除却	×：基礎工事を伴う新築、増築、改築、移転は認めない。 △：原則として認めない。ただし、現時点で居住しており、今後も継続して住み続ける場合や神社等は改築を認める。3) 4) ○：除去は認める。		3) 既存の基礎を利用する等、遺構等をき損しない工法を用いることとする。 4) 賃貸を目的とするアパート等への建て替えは認めない。世帯主、もしくはその子が住み続けることを条件とする。
工作物の新設、改修、修繕、移設又は除却	○：防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修は認める。5) △：新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断する。 ○：除去は認める。		5) 遺構に影響のないよう計画したうえで、史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。
地下埋設物の新設、改修及び修繕	×：原則として認めない。		
樹木の植栽、移植	×：原則として認めない。6) 7)		6) 史跡整備に伴い、景観を損ねず遺構をき損しない範囲で行われる植栽は認めるものとする。 7) 重要遺構が確認された場合は第1種Aの基準に準ずる。
樹木等の伐採	△：事前協議を条件として認める。8) 9) △：景観上優れた樹木等については、事前の調査によりリストアップを行い、状況に応じて土壌を含めて保存していく。		8) 史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採は、その影響が最小限となるよう配慮する。 9) 伐根は、地下遺構への影響が大きいことから、原則として認めない。
発掘調査及び保存整備	○：遺構の保存や状況把握に関わる調査は認める。10) ○：学術的調査の成果に基づく保存修理、整備は認める。11)	○：認める	10) 遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。 11) 学術的調査の成果に基づく保存、整備を行う場合には、その方法等を十分検討したうえで行う行為について認めるものとする。

6－6．植生管理の方針

植生や植栽の管理は、史跡指定地における維持管理の主要を占める重要な行為であるため、その内容について示すこととする。

史跡指定地内に生育する樹木は、社叢林として墳丘上及びその周囲に常緑や落葉の高木が植栽されたもの、タケやササが自然に繁茂したもの、住宅の庭として灌木が植栽されたもの等、様々な状況を呈している。

墳丘上または墳丘の周囲の高木は、墳丘に直接風雨が当たることを防ぎ、表土の流出を抑える役割を果たすと同時に、市街地の中に点在する貴重な緑地としての機能や、地域信仰の対象として住民に大事にされてきた社叢林としての役割もある。さらに、生物多様性の保全といった観点からも既存植生の適切な保全を図っていくことが望ましい。

しかし、市街地にあるという特性上、墳丘上または周囲の大木が危険木となる場合も考えられる。樹木の中には立ち枯れているものも散見され、台風や強風の際には倒木の危険がある。また、樹木の根系の侵入により、墳丘そのものがき損されたり、将来的にき損の恐れがあるというケースもある。さらに、倒木の恐れがない樹木についても、景観阻害要因となっているものや、過度の成長により墳丘の視認性を阻害しているものもみられる。

前章までに示してきたとおり、本庄古墳群の価値は古墳としての本質的価値に加え、地域住民の暮らしと共存してきたという価値をみていかなければならない。

植生管理においては、第一に、史跡の本質的価値を構成する要素に悪影響を及ぼす恐れのある場合、また道路や建築物など地域の暮らしを支える要素に対して悪影響を与える恐れがある場合については、伐採や強剪定といった対策を検討する。さらに、必要に応じて剪定などの日常的な維持管理を行うこととし、植生の過度な繁茂を抑え、墳丘の視認化を図っていくものとする。

今後はこうした方針に従い、古墳毎の自然環境調査を実施することで現状の把握に努め、史跡地周辺の歴史環境や周辺住民の意向を踏まえながら、適切に保全や整備を図っていくものとする。また、個別の植生管理については、墳丘や樹木の状態、確認調査の結果、周辺の状況や住民の意向などを踏まえた上で、景観上優れた樹木については事前調査によりリストアップを行うなど、逐次検討していく必要がある。

こうした考え方にに基づき、以下に史跡地全般に係る植生の管理内容を1)～3)に大別し、その方法について示す。

(1) 日常的な維持管理

- ・ 樹木が繁茂し、墳丘の見通しが悪くならないよう必要に応じて剪定、刈込みを実施する。
- ・ 草地では、高茎草木、つる植物、低木などが繁茂しないように、また、荒地雑草の繁茂を抑制し、草丈を可能な限り低く維持するために、適宜、刈取や除草を実施する。
- ・ 史跡地の歴史性にそぐわない植栽などについては、段階的に除去を行う。更に、外来種等については、蔓延しないように適宜除去する。
- ・ 倒木が確認された場合には史跡地の風致の保護や災害回避の観点から、史跡外へ搬出することを原則とする。
- ・ 草本に混じり発生する実生の低木は、適宜伐採を行う。
- ・ 日常的な維持管理に係る剪定作業については以下4点を基本とし、その他の事案については個別に対応する。

■具体的な維持管理の項目

- a. 樹冠切り下げ、樹形整形…樹木上下の枝を切って生育を抑制し、生長限界で枯死した枝を除いて樹形を整える。
- b. 枯枝、下がり枝は根元から切る。
- c. 同じ方向に平行する枝（重なり枝）は一本のみ残し、それ以外は根元から切る。
- d. 横に伸びた枝は根元から切る。

(2) 危険木の除去や墳丘に損傷を与える可能性のある樹木の伐採及び強剪定

- ・ 幹や枝が枯損した樹木については、必要に応じて枝おろし、伐採又は強剪定を行う。
- ・ 主幹が著しく傾斜し、転倒の恐れがあると判断される樹木については、伐採を行う。
- ・ 落下の危険性が高いと判断される枝は、必要に応じて枝おろしを実施する。
- ・ 墳丘保護の観点から遺構に損傷を与える可能性のある樹木については、伐採又は強剪定を行う。
- ・ 根系の除去が、遺構の保存に悪影響を及ぼす可能性のある場合には、根系が枯損・腐朽した後に除去を行う。

(3) 樹林管理

- ・ 樹林管理は、各古墳の植生調査の結果を踏まえて実施する。
- ・ 樹林の立木密度が過密であり、林床植生が未発達な場合には、計画的に択伐を行う。
- ・ 林床に低木やササ類が繁茂する場合には、公開活用や景観保全の観点から、必要に応じて下草刈りを適宜実施する。
- ・ 竹林は、根などの影響で墳丘や遺構が損壊を受けると判断される場合に、遺構の保存を前提に伐採を検討する。それ以外は、現状以上に分布が拡大しないよう、必要に応じて間伐や辺縁部における伐採を行う。
- ・ 伐採は、眺望や密度などを確認しながら、専門家の指導のもとで実施する。

6－7．発掘調査の方針

発掘調査には、遺構の性格・規模及び配置や遺構の残存状況等を確認するための確認調査と建造物・工作物の新築や増改築に伴う緊急調査がある。

第1種地区（指定地内）の確認調査は、文化財保護法第125条に基づき、遺跡の整備や活用を進めるために遺構の性格・規模、遺構の残存状況、遺跡の広がり等を把握することが主目的であるため、今後の整備計画の進捗に応じて、計画的に実施するものとする。

第2種地区については周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、文化財保護法（93条・94条）等関連法令等に基づき調査を行う。その結果、本史跡に関連する重要な遺構が確認できた場合には、追加指定に向けた確認調査を実施するものとする。

6－8．追加指定の方針

本史跡の本質的価値の保全のためには、現在指定されている約70,000㎡の国指定範囲に加え、古墳の周溝が所在することが想定される範囲を明らかにし、追加指定を図っていくことが必要である。

追加指定を行う際には、地権者との協議を密に行い、指定が円滑に行われるようにしなければならない。

一方で、本史跡の指定が昭和9年当時の地番に基づき行われていることから、その後の分合筆により、遺構の所在範囲と指定範囲の齟齬が生じている箇所も散見される。

これらの地番については、現状変更申請に伴う確認調査において関連遺構の所在を明確にしたうえで、追加指定との整合を図りながら、指定解除を視野に入れた調整を行うこととする。

6－9．土地公有化の方針

公有化において最優先すべき範囲は、指定範囲外でありながら墳丘が所在する第2種地区Aとする。公有化に際してはまず追加指定を行う必要があるが、基本的には対象となる範囲については全て段階的に追加指定と公有化を進めていく必要がある。

また、第1種地区において、既存建物がない範囲については、今後建築行為を認めないという現状変更の取り扱い基準を設けており、これらの土地については、第2種地区Aに準じた計画的な公有化を図っていく必要がある。

さらに、第2種地区Bにおいて、文化財保護法第93条・94条に基づく調査の結果、本史跡に関連する重要遺構が確認された場合は、追加指定について検討を進めることになり、追加指定後は速やかな公有化が求められる。

その他の範囲においては、基本的に公有化の優先度は低いが、今後の整備・活用の検討にあわせて、公有化の方向性を定めるものとする。

6-10. 周辺環境の保全

本庄古墳群は市街化区域の住宅地の中に所在する本庄地区と、都市計画区域外の農地に所在する須志田地区に分かれており、それぞれに異なる周辺環境を有している。

地区区分においてバッファーとして位置づけた周辺環境の保全は、史跡の保存管理において、良好な史跡地景観の保全という観点からも非常に重要な視点であることはいうまでもない。

史跡地の保全については文化財保護法に基づき行われるが、周辺環境については、都市計画法、農振法、森林法等の個別法令に基づく規制によって対応が図られている。

須志田地区については指定地が農振農用地に含まれていることから、農地の中に点在する古墳群という風景の保全が、現時点では担保されているといえる。

一方で、本庄地区においては、都市計画用途地域による建物用途の制限はあるものの、史跡地景観という観点でみた場合には、将来的に古墳の近傍に景観を阻害する建築物、工作物が出現する可能性は否定できない。

今後本庄地区におけるバッファージーンの景観誘導を行っていくために、都市計画マスタープランに位置づけられた古墳エリアにおける景観保全の方向性について周知を図っていくと同時に、将来的な景観協定の締結といった具体的な施策の可能性を、地域とともに検討していく。

また、古墳近傍に居住する町民に対してのみではなく、広く町全域、さらには民間事業者に対して、史跡保護と併せて周辺環境の保全を行っていくことの重要性を伝え、史跡地景観のあり方に対する意識の醸成を図っていくことも重要である。

6-11. 災害発生時の対応と予防措置

(1) 災害発生時の対応

史跡が見舞われる災害には、風水害、地震等の自然現象の異常によるものと、放火等による火災、破壊行為等の人為的原因によるものがある。災害の発生を確認した場合、人身の安全を第一としつつも史跡の価値の十分な保護に配慮して、緊急的・応急的措置を講じることとする。被害の発生について、関係機関に連絡するとともに、緊急・応急の対応方針等について早急に相談・協議することが必要となる。緊急的・応急的措置を行った部分については随時観察を継続して安全等の確認をしつつ、本格的な復旧について検討を進める。また、二次的災害の発生を防止することのほか応急措置のために必要な土嚢・防水シート・木杭・立ち入り防止柵等の資材についても準備・保管しておく。

特に台風等の来襲時には、暴風、豪雨の予兆が見られる段階と、これらが収まってきた段階において巡回・点検により状況を磁認するとともに、被害の拡大及び二次的災害の防止、及び緊急的・応急的措置の必要性について確認・検討する。

これらの発生に先立って、災害発生時の対応を円滑に実施できる十分な体制を整えておく必要がある。この体制整備においては、文化財担当部局を中心とする緊急時の対応体制を整えておくとともに、普段から庁内組織・関係機関との間の情報収集・伝達体制を確立し、防災・事故防止に対する意識啓発を行うほか、災害・事故等が発生した場合の対応及び史跡における復旧の考え方・方法等について意識を共有しておく必要がある。災害発生に備え、庁内組織・関係機関と緊密な意思疎通と十分な合意形成に努める。

(2) 災害に対する予防措置

古墳の墳丘や丘陵縁辺は、永年の営みにより削平を受け急勾配となり、土砂崩落の発生が懸念される箇所が少なくない。適切に法面緑化や崩落防止処置を施す等、斜面を保全する対策の検討が必要である。また、倒壊や倒伏の危険のある構造物や樹木等については、点検のうえでその防止のための補強を必要に応じて施すこととする。これらの防災のための措置を施す場合においても、史跡の景観に与える影響については十分考慮する必要がある。整備した崖面・法面等については随時点検を行い必要に応じて補強又は再整備を検討することが必要となる場合も考えられる。

人的原因による災害の防止については、定期的な巡回・点検を行うとともに、町民・地域住民と連携・協力した取り組みにより史跡の保護に取り組むことで対応する。

表：自然災害によるき損の事例

【33号墳（鎧塚）】 平成2年11月に法面が自然崩落（平成2年11月9日き損届け）。 崖状になっていた墳丘北面が延長10mに渡り崩土している。	
【37号墳（上長塚）】 平成5年5月の大雨による法面崩壊（平成5年5月17日き損届け）。 墳丘北面が幅2.2m、高さ2.8mにわたり崩土している。	
【54号墳】 平成22年7月の大雨による法面崩壊（平成22年7月30日き損届け）。 墳丘西面が幅2m、高さ1.6mにわたり崩土している。	

7-1. 基本方針

本庄古墳群は、古墳として築造された当初の機能を終えた後も地域との関わりをもち、市街地の中の緑地や社叢林として親しまれてきた。整備・活用に当たっては、その価値を継承していくことに加え、こうした地域との関わりを今後も引き継ぎ、地域活性化の一助となるような取り組みを行っていくことが重要である。

指定地のほとんどが私有地であること、周溝等を含めた古墳域の特定のための調査及び追加指定等多くの課題が残されているが、本史跡を次世代へ確実に継承していくために、史跡の価値と保存の必要性が正しく周知されるよう、適切な整備・活用を行っていく。

このため、史跡指定範囲内の確実な保存に加え、その価値を明らかにしながら地域住民や来訪者の理解を広げていけるよう、町内や町周辺の他史跡や歴史・観光資源との連携、また関連計画との調整を図りながら、史跡としての整備・活用を行うための基本方針を以下のように設定する。

(1) 史跡としての価値を守り伝えるための整備・活用

史跡としての価値を次世代へ継承していくため、今後の調査等も踏まえ、遺構の適切な保存を図ったうえで、整備手法を検討する。市街地にあるという特性を踏まえ、積極的に公開する範囲と、私有地としての制限を図る範囲の設定等も必要である。そのうえで、地域住民、国富町民、来訪者といった様々な利用者に対応し、本庄古墳群の持つ価値を町内外に広く発信していくこととする。

(2) 国富町や周辺地域の歴史・文化を一体的に学習する場としての整備・活用

本庄古墳群のみではなく、本史跡周辺に所在する義門寺石塔群などの歴史・文化資源や、西都原古墳群等の近隣市町村に所在する関連史跡とのネットワーク化を図ることによって、地域の文化や古代の政治や地方支配といった歴史の流れを一体的に学ぶという視点に立った整備・活用の方向性を定めていく。来訪者に対する学習機能のみでなく、将来的に史跡を守る担い手となる町の子どもたちに向けた歴史学習や普及・啓発活動も、継続・発展させていく必要がある。

(3) 地域住民の憩いの場としての整備・活用

本史跡は、市街地に点在する貴重な緑地や社叢林として、これまでもオープンスペースの役割を果たしてきた。そうした広場としての機能も引き続き発揮し、住民がより愛着を持ち日常的な憩いの場としての活用が図られていくよう、整備・活用を行っていくものとする。

(4) 史跡を活かしたまちづくりの拠点としての整備・活用

以上に挙げた機能や、「古墳と共に暮らすまち」の姿を実現していくためには、社会教育や観光といった史跡に関わる各分野の施策によって地域が活気づき、定住促進、産業振興へとつなげていく必要がある。本史跡をそうしたまちづくりの核として位置づけ、地域に対してより深い関心や愛着を持ってもらうためのきっかけとなるような整備・活用を行っていく必要がある。

7-2. フィールドミュージアム構想への展開

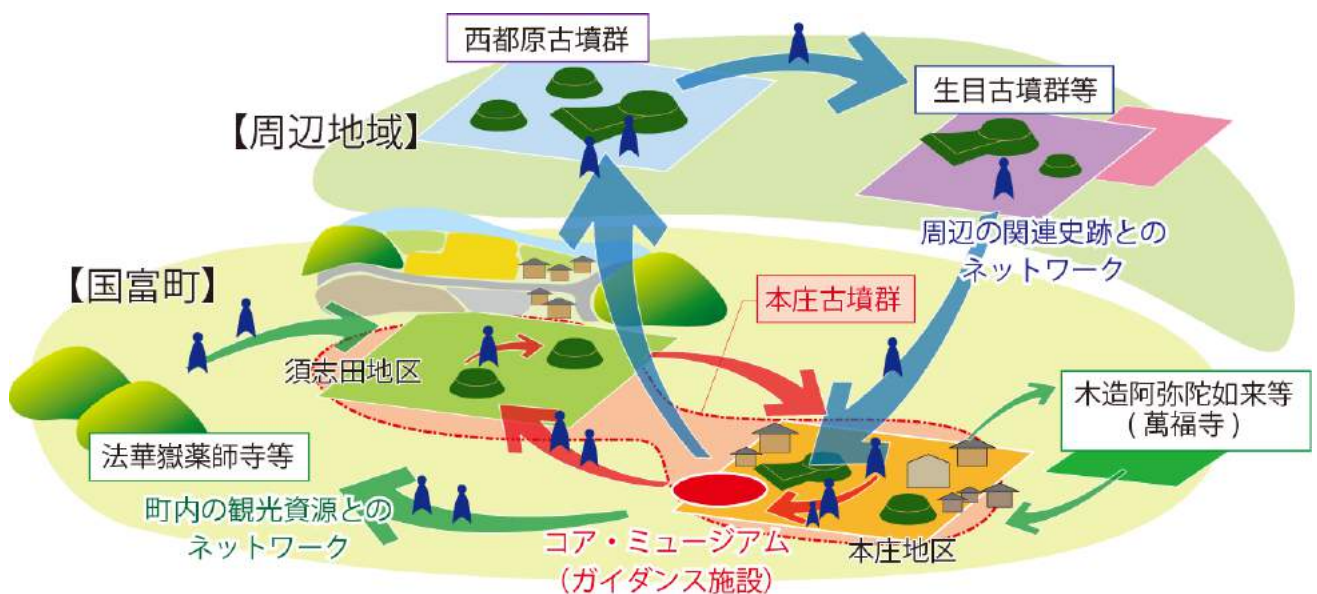
フィールドミュージアムとは、地域全体を屋根のない博物館と捉え、地域に点在する歴史・文化・自然等の資源を来訪者が歩いて巡る博物館活動のことである。住民参加型の運営を基本とし、地域住民自身が地域や自分たちの暮らしを知り、興味を持つことにより参加を促しながら、まちづくりの核としての様々な取り組みによって、地域資源の整備・活用や地域の活性化を図ることを目的とする。

フィールドミュージアムでは、来訪者はまず「コア・ミュージアム」と呼ばれる情報展示施設で史跡の概要について学び、まちに点在する史跡やその他の地域資源の情報を得る。その後、まち歩きマップやガイドの案内によりまちに繰り出し、現地で保存されている地域資源を巡って散策を行う。

本庄古墳群は、本庄台地の地形や、町内外に点在する関連史跡等とあわせて解説されることで、古墳の1基1基の価値をさらに深く知ることができる。また、住民の暮らしと密接にかかわってきた性格からも、フィールドミュージアム手法の導入がその活用には有効であると考えられる。

具体的には、特に本庄地区の49基は直径2km程度の歩いて巡ることのできる範囲にあることから、そのいくつかを来訪者を受け入れるポイントとして設定し、コア・ミュージアムとなる情報展示施設や古墳公園を中心としたまち歩きを行うこと等が期待される。また、町内外の関連史跡も含めた観光ルートの設定、パンフレットやホームページにより、「市街地のなかの古墳」という特異性をPRしていくことも必要である。

フィールドミュージアム構想については、町の観光等をはじめとした他部局を含めた協議体制のもとに、本史跡の整備と連動した長期的な視点に立った検討を進めていくものとする。



図：フィールドミュージアムの展開イメージ

7-3. 整備・活用の方法

前項までに示してきた整備・活用の基本方針やフィールドミュージアムとしての方向性に基づき、整備・活用の具体的な方法を以下に示す。

(1) 史跡としての価値を守り伝えるための整備・活用

○遺構の適切な保存

本史跡における遺構等に関して、調査結果等から保存修理が必要であると判断されたものについては、必要に応じた対応を図っていく。

○整備を行う優先度及び公開範囲の設定、公有地化

現在視認できる唯一の要素である墳丘は、その多くが削平され、築造当時の姿を留めていない。史跡本来の姿や価値を示すため、古墳の規模や削平の状況、古墳が位置する場所の公共性等を鑑み、単体としての整備を優先的に行っていく古墳を選定する。

一方で、本庄古墳群はそのほとんどが住宅地等の私有地であるため、住民のプライバシーや住環境としての快適性を維持するために、積極的に公開し、整備・活用を進めていく範囲とそうでない範囲を計画的に線引きしていく必要がある。また、積極的に活用する範囲については、状況に応じて公有地化を進めていく。

○遺構等の簡易整備

整備を優先的に行っていく古墳において、周溝が発見された場所の平面表示や案内板等による古墳域の可視化を図る。

○説明板の設置

現在整備されている標柱に加え、古墳の名称や築造時期、古墳に伝わるストーリー等を示す説明板を設置する。また、来訪者が古墳を巡る際に起点となる場所や公園等の公共性の高い場所に、写真や図解等を用いた分かりやすい説明板を設置し、史跡の基本情報や価値を広く発信する。

○ガイダンス機能の整備やガイドの育成

本庄古墳群または他の関連史跡に関する資料の閲覧、復元模型の展示等、様々な活動の場と情報を提供できるガイダンス機能の整備を検討する。また、ガイドボランティアの体制構築に向けて、今年度より始まった講習会や新たなガイド育成の充実を図る。

○メディア等による情報提供

国史跡としての価値を広く国民に伝えるために、本庄古墳群の情報や整備の進捗状況などを新聞・テレビなどのマスコミや、町のホームページ、SNS、スマートフォンやAR（拡張現実）アプリ等を用いて効果的に発信していく。

また、発掘調査の成果や調査状況の公開（現地説明会等）を、状況に応じて行っていく。

○パンフレット等の整備

本庄古墳群の案内パンフレットやマップを作成し、公共施設、観光案内所、周辺市町村の旅館・ホテル等、町内または周辺地域の主要施設のほか、県内の JR 駅、高速道路の S A といった観光の拠点となる場所において配布し、広く情報発信を図る。

(2) 国富町や周辺地域の歴史・文化を一体的に学習する場としての整備・活用

○公開施設や史跡公園の整備の推進

前述のとおり、墳丘の状況や立地の公共性等を考慮のうえ、優先的に整備を行う古墳を選定し、周辺環境を含めた史跡公園としての整備や、公開活用に資する施設の導入を進める。導入にあたっては、町内の小学生から高校生までの地域学習の場としての利用も視野に入れ、学習機能を含めた整備を行っていく。

具体的には、本庄古墳群の中で最大の古墳であり、国富町運動公園に隣接する藤岡山東陵などが整備対象候補として考えられる。

○既存の歴史・文化的資源の活用

周辺の関連史跡をはじめとする文化財等とのネットワーク化による活用の促進を進める。

○古墳に関するシンポジウムや出土遺物の里帰り展等の企画・開催

本庄古墳群をはじめ、県内・国内の古墳に関する研究成果を報告・議論する場としてのシンポジウムや、学識者による講演会等を積極的に開催する。また、これまでに出土した遺物のうち、西都原考古博物館等の外部施設に収蔵されている遺物の里帰り展等を企画・開催する。

○古墳を巡る散策ルートや案内板の整備

多くの来訪者の利用を促すため、主要幹線道路やバス停から本庄古墳群までのルート、また本庄古墳群を巡る際の推奨ルートを示す案内板やマップを設置し、古墳へ続く遊歩道の整備や舗装等による演出を行う。案内板やマップは、スマートフォンやARアプリとの連携も視野に入れる。

また、案内板の設置に際しては、県外からの来訪者、町内を通過する観光客等のタイプ別に対応した案内板整備計画を今後策定し、より効果的な整備を行うことが必要である。

(3) 地域住民の憩いの場としての整備・活用

○市民の日常利用に資する公園的整備の検討

市街地内の緑地として今後も住民に親しまれていくよう、公園的整備を行う場所において、ベンチや東屋等の休憩施設の整備を行う。

○保存及び活用と調和のとれた植生管理

本庄古墳群では、市街地内の貴重な緑地や社叢林となっている古墳も多くあることから、今後の整備においては、緑地としての機能を維持しながら、内部からの眺望確保と周辺からの見え方に配慮し、樹林の伐採等適切な管理を行っていく。

○史跡周辺の美化（地域の清掃活動や花壇づくりなど）

住環境としての快適性の向上と、来訪者へのおもてなしの視点から、史跡周辺の清掃活動や花壇などによる美化活動を、行政と地域住民との協働により行う。

（４）史跡を活かしたまちづくりの拠点としての整備・活用

○まち歩きイベントや学習会の開催

既存の施設を含めた活用により、本庄古墳群と国富町の歴史に関連する企画展等のイベントを開催する。また、古墳を巡るウォークラリーや小規模なコンサート、夕涼みや竹あかり等の季節毎の催しなど、本庄古墳群を身近に感じることでできるイベントを開催する。

○駐車場やトイレ等の設置

特に本庄地区において、古墳を巡りに来る来訪者のために、地区内に駐車場や公衆トイレの整備を行う。

○史跡をテーマにしたお土産物や地元食材を用いたお弁当・メニューなどの開発

来訪者の期待感や満足度を高めるため、地元食材を用い、古墳をモチーフにした食事やお弁当の開発・提供、古墳をテーマにしたグッズの企画・開発・販売を行う。

第8章 運営及び体制

8-1. 基本方針

本史跡の保存管理を円滑に運営していくためには、行政と地域が協働で維持管理に取り組むための体制を確立させることが必要である。

例えば、教育委員会を中心に、史跡や周辺の住民やその他有志が、史跡を案内するボランティアガイドとして来訪者に接することにより、史跡や地域について、より詳しい情報を提供することが可能となる。さらには、住民が直接管理運営に関わることで、史跡に対して関心と愛着心を高めることができる。

以上のことを踏まえ、管理・運営及び体制整備の基本方針を以下の通り設定する。

(1) 住民参加のための仕組みづくり

本庄古墳群の保存管理にあたっては、日常的に本庄古墳群を見守り、そこで生活を続けている地域住民の理解と協力が不可欠である。本計画の策定においては、「古墳カフェ」と題した地域座談会を開催し、史跡の価値や重要性を周知し将来像を描いてきたが、今後は、こうした意見を反映できるような協議会等の設置・充実を図り、結びつきを深めていくことが望ましい。

また、個人レベルでの参加の機会を拡大するため、初期段階としては地元の各種関係団体を中心としたボランティアガイドの育成や活動範囲の拡大等の対応を行い、徐々に維持管理や活用のためのスタッフの自発的参加の気運を醸成していく流れを作っていくこととする。

(2) 行政内部における体制強化

整備・活用を視野に入れた様々な事項に対応していくために、必要に応じて担当課である社会教育課の体制強化を行っていく。また、都市建設・農地整備・企画政策等の町の関係部局のほか、自治会などの関係機関が保存管理に関する共通認識をもち、情報交換等を行う場を確保することができるよう体制の強化に努める。具体的には、今後の整備・活用に向けた庁内の協議体制を確立し、整備から管理・運営に至る様々な施策について、担当課の協力体制のもとに推進する。

さらに、こうした体制の下でフィールドミュージアム構想を実現していく取り組みを推進する。

表：行政で実施する保存管理に関する事項

史跡の法的措置	・ 史跡の追加指定	・ 現状変更の許可申請に係る事務
史跡の技術的措置	・ 標識や説明板の設置	・ き損等に対する保存修理
史跡の行政的措置	・ 指定地の土地公有化の推進 ・ 日常の維持管理の実施	・ 保存管理計画の推進 ・ 整備計画の策定・推進
史跡の定期的な維持管理	・ 巡回や清掃、除草等の実施	
史跡の公開	・ イベント等の立案及び開催	・ 史跡の案内や宣伝

(3) 住民・地域団体・大学等と行政の協働とその仕組みの構築

協議会等の充実化とともに、地元企業等の協力も視野に入れ、市民や企業等との協働のための組織づくりに努める。

一方、持続的な運営体制を保持していくため、企業の社会貢献活動や大学の研究活動の一環として人材や財源を確保する等、民間資金や学術機関の活用も視野に入れた仕組みを構築していく。

8-2. 体制整備

(1) 行政と地域の協働体制の構築

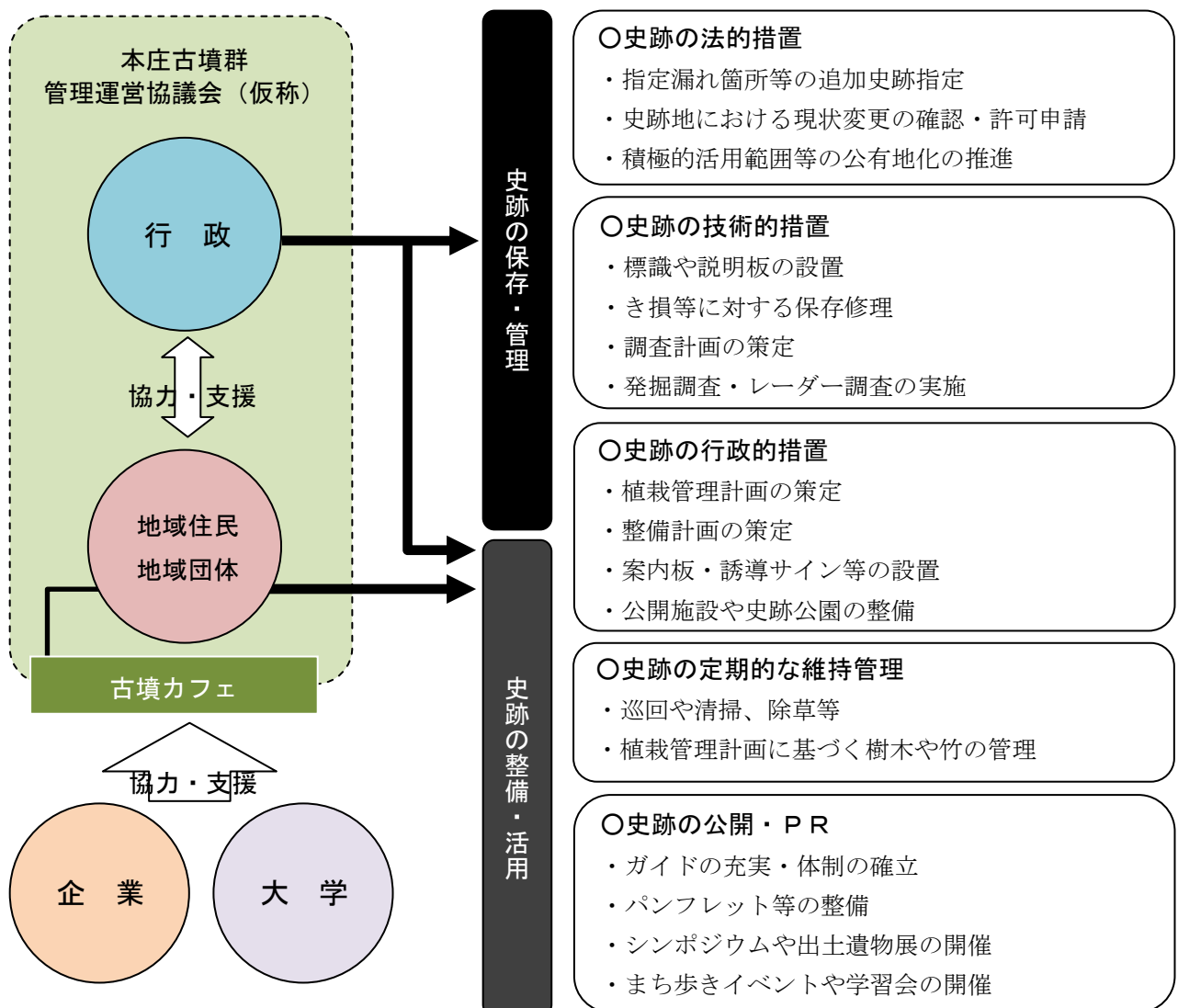
前述した行政と地域との協働での取り組みを実現化していくためには、本庄古墳群の管理運営を、企画段階から主体的に実施する新たな組織の立ち上げが必要であると考えられる。

この組織「本庄古墳群管理運営協議会（仮称）」は、町の関係部局と地元の関係団体、国富町内の地域団体等が中心となり構成されるもので、両者は定期的な会議により、会の運営、取り組み内容を決定し実行に移していく。

また、本組織が分担する役割として、史跡の保存に係る項目については行政が主体となって取り組み、史跡の活用については、維持管理等を含めて行政と地域が協働で取り組むものとする。地域住民の意見については、「古墳カフェ」を引き続き定期的に開催し、管理運営協議会への提言という形で集約を図るものとする。

さらに、協議会の運営や日常の維持管理活動、イベントの開催といった様々な局面において、町内や周辺の企業や大学からの参画を広く呼びかけ、人材面及び資金面での協力体制を確立する。

本庄古墳群管理運営協議会（仮称）の構造図を以下に示す。



図：行政と地域の協働による運営体制

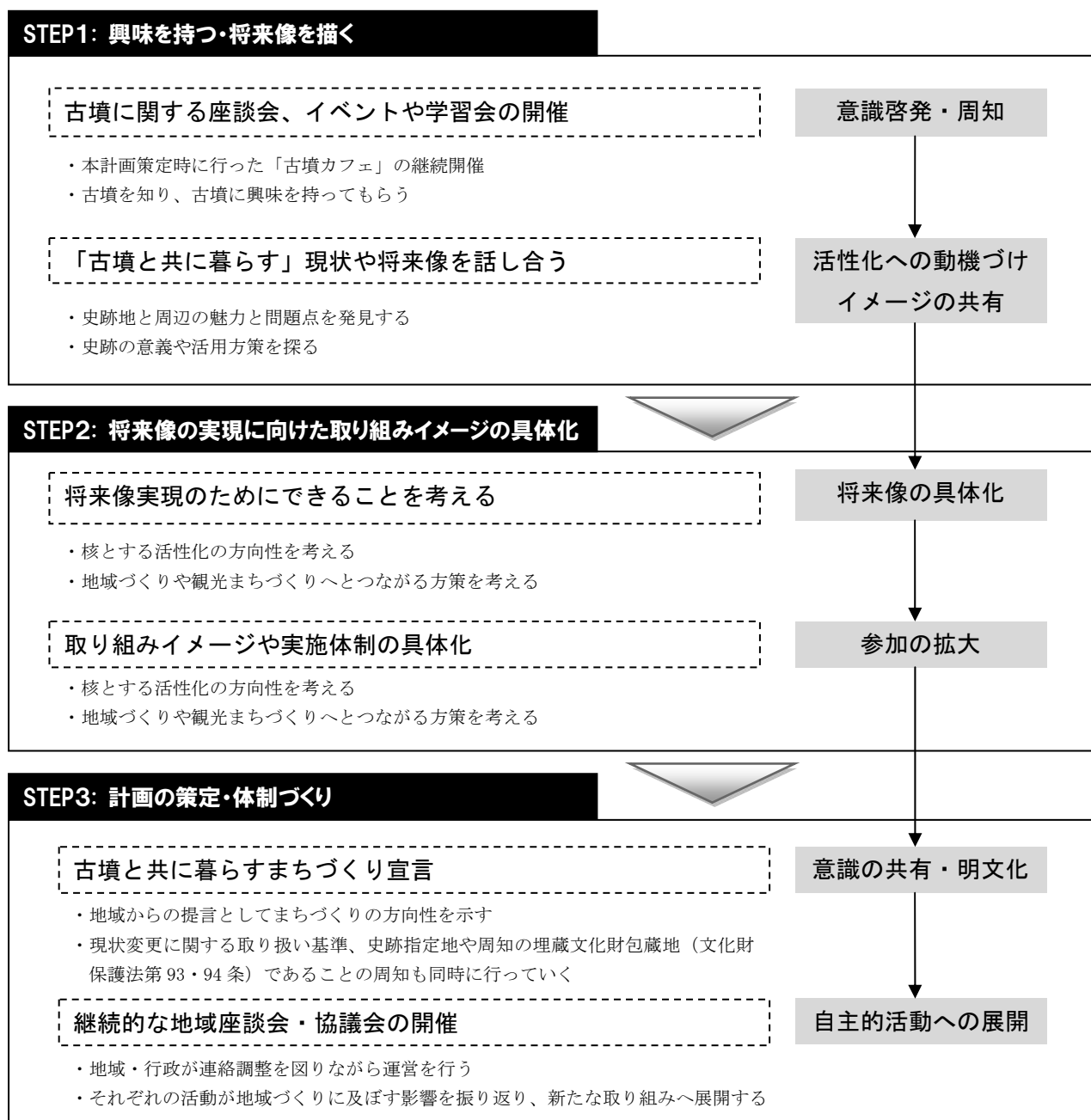
(2) 住民参加型プログラムへの展開

前述の協働体制を構築し、本史跡の整備・活用を中心とした地域活性化を実現していくためには、検討内容や運営プロセスに対する地域の理解とともに住民の主体的な協働意欲の向上と協力体制づくりが必要不可欠である。

そのためには、本計画策定時に行った「古墳カフェ」（地域座談会）を発展的に継続させていきながら、次年度以降も引き続き、座談会の場で多様な意見を出し合って、情報を共有するとともに、相互理解を深めるような住民参加を主体とした質の高い企画と協議を進めていく。

また、こうした座談会やイベントへの参加を契機に、主体的な管理運営組織への参加が見込めることから、将来的な運営段階を視野に入れた一貫した企画運営を行っていく。

以下に、運営を支える座談会（ワークショップ）等の実施イメージを示す。



図：住民参加プロセスのイメージ

第9章 今後の方向性

9-1. 施策の実施計画の策定・実施(アクションプラン)

前章までに示してきた史跡の保存管理及び整備・活用を実践していくにあたって、施策ごとに早急に取り組まなければならないもの、長期的・継続的に実施していかなければならないものなど、優先度や実施時期の検討を行い、さらに実施主体を明確にすることにより、着実に実行していくことが必要となる。

以下の表に、主な施策を挙げ、実施主体及び実施時期を示す。なお、短期は今後5年、中期は5～15年、長期はそれ以上の期間を目安とする。

表：主な施策と実施計画

施策		実施主体			実施時期		
		行政	地域団体	住民	短期	中期	長期
保存・管理	指定漏れ箇所等の追加史跡指定	●			●		
	史跡地における現状変更の確認・許可	●		●	●	●	●
	積極的活用範囲等の公有地化の推進	●				●	●
	標識や説明版の設置	●			●	●	
	き損等に対する保存修理	●			●	●	●
	調査計画の策定	●			●		
	発掘調査・レーダー調査の実施	●				●	●
	植栽管理計画の策定	●				●	
整備・活用	整備計画の策定	●			●		
	案内板・誘導サイン等の設置	●			●	●	
	公開施設や史跡公園の整備	●	●		●	●	
	日常的な巡回や清掃、除草等	●	●	●	●	●	●
	植栽管理計画に基づく樹木や竹の管理	●			●	●	●
	ガイドの充実・体制の確立	●		●		●	
	パンフレットやマップの整備・配布	●			●	●	●
	シンポジウムや出土遺物展の開催	●			●	●	●
	まち歩きイベントや学習会の開催	●	●	●	●	●	●
運営体制	古墳カフェの定期開催	●		●	●	●	●
	地域との協働による管理体制の構築	●	●	●		●	
	本庄古墳群管理運営協議会の立ち上げ	●	●		●		
	本庄古墳群管理運営協議会の開催・継続	●	●			●	●
	庁内体制の強化、連携体制の構築・継続	●				●	●

9-2. 経過観察(モニタリング)

本史跡の経過観察（モニタリング）は、史跡の状態を定期的に把握し、過去の保存修理の効果に対する評価や、管理方法の改善検討、今後の整備活用計画の策定に役立てるものである。また、劣化や破壊については事前の対応措置を講ずることが可能となることから、古墳の状態や変化を定期的に把握するため、地域住民等の参加によるモニタリングシステムの導入を検討する。

また、今後の整備や活用、管理運営等についても、その進捗状況を把握しながら、次のステップに向けてフィードバックしていくために、このシステムを活用することが効果的である。

具体的な対象項目や指標については、引き続き検討を行うものとするが、前項の表中に経過観察の対象項目とその指標及び観察期間の例を示す。

今後、継続的に実施する古墳カフェ（地域座談会）において、こうした経過観察の意義を共有し、具体的な実施に向けて検討を行っていくものとする。

表：モニタリング計画

施策		評価指標	実施主体		周期
			町	住民	
保存・管理	指定漏れ箇所等の追加史跡指定	追加件数	●		年1～2回
	史跡地における現状変更の確認・許可	届出件数	●	▲	年1～2回
	積極的活用範囲等の公有地化の推進	公有地化件数	●	▲	年1～2回
	標識や説明版の設置	整備実績	●		年1回
	き損等に対する保存修理	保存修理件数	●	▲	年2回
	調査計画の策定	策定実績	●		年1回
	発掘調査・レーダー調査の実施	調査実施回数	●		年1回
	植栽管理計画の策定	策定実績	●		年1回
整備・活用	整備計画の策定	策定実績	●		年1回
	案内板・誘導サイン等の設置	整備実績	●		年1回
	公開施設や史跡公園の整備	整備実績	●		年1回
	日常的な巡回や清掃、除草等	古墳毎の整備実績	●	●	年3回
	植栽管理計画に基づく樹木や竹の管理	古墳毎の整備実績	●		年1回
	ガイドの充実・体制の確立	ガイド人数・案内件数等	●		年1回
	パンフレットやマップの整備・配布	発行部数	●		年1回
	シンポジウムや出土遺物展の開催	年間開催回数	●		年1回
運営体制	まち歩きイベントや学習会の開催	年間開催回数	●	●	年2～3回
	古墳カフェの定期開催	年間開催回数	●		年3回
	地域との協働による管理体制の構築	協議回数等	●		年1回
	本庄古墳群管理運営協議会の立ち上げ	準備会議等の回数	●		年1回
	本庄古墳群管理運営協議会の開催・継続	年間開催回数	●		年3回
	庁内体制の強化、連携体制の構築・継続	会議等の開催回数	●		年1回

1) 文化財保護法（抜粋）（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律 69 号

第 1 章 総 則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第 2 条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第 27 条から第 29 条まで、第 37 条、第 55 条第 1 項第 4 号、第 153 条第 1 項第 1 号、第 165 条、第 171 条及び附則第 3 条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第 109 条、第 110 条、第 112 条、第 122 条、第 131 条第 1 項第 4 号、第 153 条第 1 項第 7 号及び第 8 号、第 165 条並びに第 171 条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(略)

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第92条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る

事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第95条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（略）

第7章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第110条 前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第 111 条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第 109 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による指定又は前条第 1 項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第 112 条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第 109 条第 1 項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から 2 年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第 110 条第 1 項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第 1 項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第 109 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第 113 条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第 109 条第 2 項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定には、第 109 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。

第 114 条 前条第 1 項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第 3 項並びに第 109 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。

第 115 条 第 113 条第 1 項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第 12 章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第 116 条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第 117 条 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第 41 条第 3 項の規定を準用する。

4 前項で準用する第 41 条第 3 項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第 118 条 管理団体が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項及び第 33 条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第 56 条第 3 項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第 119 条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第 12 章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第 31 条第

3 項の規定を準用する。

第 120 条 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第 1 項の規定を、管理責任者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 3 項、第 33 条、第 47 条第 4 項及び第 115 条第 2 項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第 121 条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第 36 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第 122 条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前 2 項の場合には、第 37 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第 123 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前 2 条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第 38 条第 2 項及び第 39 条から第 41 条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第 124 条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第 118 条及び第 120 条で準用する第 35 条第 1 項の規定により補助金を交付し、又は第 121 条第 2 項で準用する第 36 条第 2 項、第 122 条第 3 項で準用する第 37 条第 3 項若しくは前条第 2 項で準用する第 40 条第 1 項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第 42 条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をし

ようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第126条 前条第1項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であってその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第184条第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第127条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第128条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第129条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第130条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第131条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によってもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入ってその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(略)

2) 文化財保護法施行令（抜粋）（昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号）

最終改正：平成 28 年 1 月 22 日政令第 13 号

第 5 条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で 3 月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
（新設）

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

（新設）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対

象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第130条(法第172条第5項において準用する場合を含む。)及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 文化庁長官は、前項第1号ヌの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

6 第4項第1号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

7 第1項本文、第2項本文、第3項及び第4項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

史跡本庄古墳群保存管理計画書

平成 28 年 3 月

編集・発行 国富町教育委員会 社会教育課
〒880-1192
東諸県郡国富町大字本庄 4800 番地
TEL 0985-75-2361
FAX 0985-75-9439